

令和 7 年度第 1 回市町等教育長会議資料

目次

【説明項目】

1	学校防災の取組について	1
2	学校問題解決のための相談窓口について	6
3	三重県誕生 150 周年記念事業について	7
4	県立高等学校の活性化について	8
5	学校体育館等への空調整備の加速化について	20
6	教職員の人材確保について	26
7	服務規律の確保の徹底について	29
8	学校における働き方改革の推進について	32
9	管理職選考にかかる年齢要件について	35
10	特別支援教育の推進について	36
11	学力の向上について	51
12	いじめの防止に向けた取組について	54
13	不登校児童生徒への支援について	58
14	県立夜間中学（みえ四葉ヶ咲中学校）について	62
15	平和教育について	64
16	中学校における部活動の地域連携・地域移行について	65
17	体力向上について	69
18	人権教育について	73
19	令和 7 年度「みえ祭探検隊」の実施について	78
20	教職員の資質向上について	80

【配布項目】

21	カスタマーハラスメントの発生状況に関するアンケート結果について	96
22	公立小中学校施設における防災機能強化について	101
23	教職員の健康管理について	104
24	健康教育・食育の推進について	110
25	教育相談体制について	114

1 学校防災の取組について

1 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応について

(1) 南海トラフ地震への備え

令和7年1月、政府の地震調査委員会は、マグニチュード8から9程度が想定される南海トラフ地震の30年以内の発生確率を、これまでの「70%から80%」から「80%程度」に引き上げることを発表しました。また、令和6年8月8日には、日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が初めて発表されました。南海トラフ地震は、いつ発生してもおかしくない状況であり、引き続き、地震に対する「備え」を進める必要があります。

注：南海トラフ地震臨時情報について

① 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合

② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ地震の想定震源区域内のプレート境界において、M7.0以上M8.0未満の地震が発生したと評価した場合 など

③ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ地震の想定震源区域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生したと評価した場合

④ 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

(2) 三重県教育委員会の対応方針

南海トラフ地震想定震源域内でマグニチュード8.0以上の地震が発生した場合、想定震源域内の別の場所で後発の巨大地震が発生する可能性が高いとして、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、1週間の間、次の巨大地震に備えるよう、国から呼びかけが行われます。

三重県では、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された際には、県が管理する施設を「1週間を基本として、原則として県民の施設利用を抑制する休業措置をとる」とする対応方針を、令和4年3月に定めました。

これを踏まえ、三重県教育委員会では、県内の全ての県立学校について、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された際には、「1週間の臨時休業とする」対応を取ることをとしています。また、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された際には、情報収集に努めるとともに、地震に対する備えの再確認を行うなどの対応

を取ることをしています。

（３）公立小中学校における対応について

各市町等教育委員会におかれましては、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」などが発表された際の公立小中学校の対応について、各市町の防災担当部署等と連携していただき、地域の状況や地震発生時の被害想定等を踏まえて、児童生徒の安全確保に向けた方針の検討を進めていただきますようお願いします。

また、災害発生時の避難所として、県立学校の活用を希望される市町におかれましては、教育総務課までご相談ください。

２ 災害時の学校再開に向けた支援について

（１）三重県災害時学校支援チームの支援活動

三重県教育委員会では、南海トラフ地震等の災害発生時に、学校の早期再開を支援するため、災害時の学校運営や児童生徒の心のケアなど、専門的な知識や実践的な対応力を備えた教職員による「三重県災害時学校支援チーム」を、令和２年度から設置しています。（チーム隊員 89 名：令和 7 年 3 月末現在）

令和 6 年元日に発生した能登半島地震では、石川県輪島市門前地区の学校を中心に隊員を派遣し、授業支援や児童生徒の心のケアなどの支援活動を行いました。

（２）能登半島地震支援の経験を活かした取組

輪島市に派遣した隊員からは、被災した学校での支援活動を通じて、多くの気づきや学びを得ることができたとの声が寄せられており、これらの経験を、三重県の学校関係者で共有し、南海トラフ地震に向けた防災対策や、防災教育に活かしていくことが重要です。

このため、三重県教育委員会では、これまで、「学校防災リーダー研修会」などで派遣隊員が報告する機会を設けたり、派遣隊員の経験や知見をまとめた報告書を作成したりするなどの取組を実施してきました。今年度も、引き続き、さまざまな機会を活用して、県内学校関係者と派遣で得た経験を共有し、学校における防災対策の強化を図ってまいりますので、ご承知おきいただきますよう、お願いします。

また、チーム隊員に対して、今年度もスキルアップを図りながら、災害が発生した場合の派遣に備えることとしておりますので、公立小中学校に所属する隊員の研修・派遣等について、ご理解・ご協力をお願いします。

3 災害時における児童生徒・教職員の安否確認について

能登半島地震において、固定通信については、石川県輪島市、珠洲市、志賀町等を中心に、サービスが利用できない状況が発生しました。NTT西日本によると、今般の震災により通信ビルが停電したほか、土砂崩れなどの影響で中継伝送路やケーブルが損傷し、大規模なサービス障害が発生、最大で固定電話 7,860 回線、固定インターネット約 1,500 回線が影響しました。また、携帯電話等についても、発災直後から発生した停電の長期化や土砂崩れなどによる伝送路等の断絶等の影響により、石川県内において、最大 799 の携帯電話基地局において停波が報告されています。

このように、地震等災害時には、通信インフラが被害を受け、復旧にも時間を要し、児童生徒と連絡が取れ合えないことが想定されます。

各市町等教育委員会におかれましては、非常時の保護者との連絡手段について、電話や連絡アプリが利用できない状況を想定した対応方法を検討し、市町防災担当課と連携し、多様な連絡手段を確保するなど平時から保護者と共有しておくよう、管内小中学校に対してご指導をお願いします。

また、教職員の安否確認についても、事前に学校への連絡手段を教職員と共有しておくとともに、非常参集する基準を明確にして、緊急動員計画を定めておくよう、ご指導をお願いします。

注 1：輪島市内の小中学校児童生徒の安否確認状況

(輪島市教育委員会情報提供)

- ・安否不明児童生徒

令和 6 年 1 月 10 日 16 時現在 14 名 (未回答校 3 校)

令和 6 年 1 月 11 日 15 時現在 114 名 (未回答校なし)

令和 6 年 1 月 12 日 14 時現在 0 名

注 2：能登半島地震における通信インフラの復旧状況等

- ・固定通信の不通状況 (令和 7 年 3 月 11 日現在)

インターネット：約 50 回線 (内ひかり電話：約 40 回線)

アナログ電話：約 150 回線

※令和 6 年能登半島地震に係る被害状況等について (第 119 報) から抜粋

- ・移动通信 (携帯電話等) の復旧状況

令和 6 年 1 月 15 日に KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルが、令和 6 年 1 月 17 日に NTT ドコモが応急復旧を概ね終了

※総務省令和 6 年版情報通信白書から抜粋

4 危機管理マニュアル等の見直し、点検について

(1) 石巻市立大川小学校の訴訟判決

東日本大震災による津波により、児童や教職員の多くの尊い命が失われた宮城県石巻市立大川小学校では、その後の裁判で、「学校が津波に襲われる危険性を予見することは十分可能であったにもかかわらず、津波からの具体的な避難場所と、避難経路、避難方法を定めていなかったことが、子どもたちや教職員の尊い命を失うことにつながった」として、学校や教育委員会の事前の防災対策の過失を認めた判決が令和元年 10 月に出されました。

(2) 判決を受けた文部科学省からの通知

訴訟の判決を受けて、文部科学省からは、これまでの各学校の防災体制や、防災教育が適切であったか、振り返りを行うとともに、各学校が作成している危機管理マニュアル等について、次のポイント等に留意し、適宜見直しを行うよう通知が出されました。

- ・危機発生時の役割分担が明確になっているか
- ・学校が立地している地形や地質などの自然環境や社会的条件からの危険を明確にし、危険等発生時に対応できるものとなっているか
- ・過去の災害やハザードマップなどの想定を超える災害発生に備え、複数の避難場所や避難経路を設定しているか
- ・災害の事前、発生時、事後の三段階における危機管理を想定し、各段階において取るべき内容をあらかじめ整理して、教職員が迅速な判断で対応できるものとなっているか

(3) 公立小中学校の危機管理マニュアルの見直し

各市町等教育委員会におかれましては、文部科学省からの通知を踏まえ、危機管理マニュアル等の点検・見直しを行い、児童生徒や保護者、教職員等と共有を図るよう、管内の小中学校に対してご指導をお願いします。

令和 3 年 6 月には、文部科学省が「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」を取りまとめているので、ご活用ください。

5 家庭や地域と連携した防災の取組等について

(1) 家庭や地域との連携

南海トラフ地震等の災害発生時に、児童生徒の安全・安心を確保するためには、平時から家庭や地域と防災対策について協議し、連携・協力関係を構築しておくことが重要です。「令和6年度学校防災取組状況調査」の結果では、家庭や地域と連携した防災の取組を行った公立小中学校・県立学校の割合は、92.5%となっています。

教育総務課では、令和7年度も学校防災アドバイザーを学校に派遣し、家庭や地域と連携した防災学習の取組について、プログラム作りのアドバイスや実践のサポートを行いますので、ご活用ください。

(2) 防災ノートの活用

三重県教育委員会では、南海トラフ地震や台風等の自然災害から、児童生徒の命を守るため、県内全ての小学校・中学校・高校等の児童生徒に防災ノートを配付し、学校における防災教育を推進しています。また、家庭に持ち帰って保護者と一緒に防災学習に取り組むことを促進するため、防災ノート「ワークシート」の配付も行っています。

「令和6年度学校防災取組状況調査」の結果では、全ての学校で防災ノートが活用されており、複数年の防災ノート活用計画を立てて、学習を進めている学校も、69.7%となっています。また、防災ノートの「ワークシート」を家庭に持ち帰った学校は、98.6%となっています。

各市町等教育委員会におかれては、引き続き、防災ノートを活用した防災学習の推進に取り組んでいただきますよう、お願いします。

(3) 1人1台学習端末を活用した防災学習

児童生徒が、1人1台学習端末などのICTを活用して防災学習に取り組むことができるよう、三重県教育委員会のポータルサイト「学校防災みえ」のリニューアル（令和4年3月）を行いました。リニューアル後のサイトには、地震発生時に身の回りで起こる状況を、端末上で模擬体験できる防災教育用「360度地震体験動画」や、教職員向けの「1人1台学習端末を活用した防災授業の進め方」などを掲載しています。

ポータルサイト「学校防災みえ」を活用した防災学習の取組については、教育総務課で助言を行うこともできますので、ぜひご活用ください。

2 学校問題解決のための相談窓口について

県教育委員会では、学校・教職員の負担を軽減することで教育活動の充実を図るため、学校問題の適切な解決に向けた助言を行う相談窓口を設置しています。窓口では、学校管理職経験のある「学校問題解決支援員」を配置し、学校・教職員・市町等教育委員会から直接相談を受け付けています。

つきましては、窓口の活用について、貴所管の各学校長や教職員にご案内いただきますようお願いいたします。

支援の内容

- ・ 学校問題解決支援員が自らの経験と知見を活かして、解決に向けた助言を行います。弁護士、スクールカウンセラー、医師等の専門家の力を借りて助言を行う場合もあります。
- ・ 教職員を対象とした会議や研修会等において、学校問題解決支援員を派遣し、学校問題解決に資する知見を共有します。

相談窓口

三重県教育委員会事務局 教育総務課内
窓口専用電話：059-224-2806
E-mail：kyoiku@pref.mie.lg.jp

(参考) 令和6年度の相談状況

相談件数

電話	メール	封書・葉書	対面	計
155	140	21	14	330

相談者の内訳

学校・市町教委	保護者	地域住民	教員個人	児童・生徒
10	140	135	32	13

学校種別等

小学校	中学校	県立学校	全般	私立中学校
81	68	133	46	2

3 三重県誕生150周年記念事業について

令和8（2026）年4月18日に三重県誕生150周年を迎えるにあたり、これまでの三重県の歩みを振り返るとともに、新たな未来の創造につなげていくため、記念事業の実施を検討しています。（記念事業の実施期間は、令和8年1月から12月の1年間です）

1 三重県誕生150周年記念事業の趣旨

先人が築き上げてきた150年の歩みや地域の魅力を再発見、再認識することにより、県民の郷土愛や誇り（シビックプライド）を醸成し、三重の宝・次代を担う子どもたちへつないでいくことで、より多様な魅力あふれる「美し国 みえ」の未来を創造していきます。

○ コンセプト

「三重県の未来を創造し、次の50年へ」

○ キーワード

「主役は子どもたち」

2 今後の取組

三重県において、子どもたちが三重の歴史や文化を再発見し、未来につなげていく事業の検討を進めています。詳細については、進捗がありましたら情報共有させていただきます。各市町教育委員会の皆さまにおかれましても、三重県誕生150周年記念事業に係るご連携・ご協力をお願いいたします。

○ 県教育委員会の取組例

- ・「三重県誕生150周年」を題材とした郷土教育の推進
- ・三重の埋蔵文化財の魅力に直に触れるイベント等の実施

4 県立高等学校の活性化について

1 各地域の活性化協議会の開催状況について

「県立高等学校活性化計画」(令和4年3月策定、計画期間は令和4年度～8年度)(以下「計画」という。)に基づき、1学年3学級以下の高等学校がある6地域に活性化協議会を設置し、15年先までの中学校卒業者数の減少の状況をふまえ、地域の高等学校の学びと配置のあり方について協議を進めています。

各地域の活性化協議会の開催状況は以下のとおりです。

【資料1】各地域の中学校卒業者数と県立高等学校入学定員(全日制)の推移

【資料2】県立高等学校(全日制)の学校規模の状況

【資料3】県立高等学校の所在地

(1) 鈴鹿亀山地域

ア 令和6年度の協議(3回開催)

令和6年度に実施した中学生や保護者へのアンケート調査の結果をふまえながら、当地域において15年先に実現したい学びや育みたい力、今後の検討の方向性などについて協議を進めました。

イ 主な意見

- 部活動が充実していることは、高校を選択する際の大きな魅力の1つとなっている。全ての高校が小規模化されて、十分な部活動ができなくなってしまうよう、部活動の活性化という視点も大切にしてほしい。
- 大学進学に対応する一定規模の普通科高校は必要だが、過去の生徒急増期に普通科の定員を大きく増やしたことから考えると、今後は多様な学びの選択肢を維持しつつ、普通科を中心に定員を減らしながら学びを集約していく方向になるのではないかな。
- 隣接地域への流出を食い止めるためにも、工業をはじめとする専門性の高い学びの充実は当地域の願いであり、学科の設置だけでなく、普通科におけるコースの設置や他校との連携など、さまざまな方策を検討しながら実現につなげてほしい。

ウ 今後の予定

令和10年度に中学校卒業者数の大幅な減少が見込まれていることから、その対応について、令和7年度に協議会としての考え方を取りまとめます。

(2) 津地域

ア 令和6年度の協議(2回開催)

これからの当地域高等学校の学びと配置を考える上で大切にしたいことや、今後議論を深めていくために必要な視点などについて協議を進めました。

イ 主な意見

- 小規模校には、全ての職員が個々の生徒の抱える背景等を把握したり、丁寧に関わることができたりするなど、小規模校ならではのよさがある。一方で、多様な選択科目の開設、少人数・習熟度別指導の実施、社会・理科・芸術等における

専門性の高い教員の配置、多様な進路への対応など、子どもたちの学びに関しては、学校規模があることのメリットは大きい。

- 当地域に多く設置されている普通科高校の特色化・魅力化を図るため、学際領域学科や地域社会学科など普通教育を主とする学科や総合学科への改編も検討してはどうか。また、地域と連携した学びを推進していくために、当協議会において地域の方の意見を聞くことも必要ではないか。
- 今後の当地域の高校の学びと配置のあり方を考える際には、隣接する鈴鹿亀山、伊賀、松阪地域の協議会の検討状況も考慮する必要がある。また、15年先の中学校卒業者数を考えると、特に専門学科のあり方等については、県全体で検討していく必要があるのではないか。

ウ 今後の予定

令和7年度に中学生と保護者を対象とするアンケート調査を実施し、普通科の特色化・魅力化を中心として、当地域の高校の学びと配置のあり方について協議を進めます。

(3) 伊賀地域

ア 令和6年度の協議（3回開催）

「令和5年度伊賀地域協議会のまとめ」や令和6年度に実施した中学生や保護者へのアンケート調査の結果をふまえ、今後想定される段階的な学級減への対応について検討を進めました。

イ 主な意見

- 難関大学への進学に対応できる学科・コースを持つ高校、専門性の高い学びができる高校、不登校を経験した子どもたちが安心して通えるような小規模の高校、それぞれにニーズがあると感じる。ただし、少子化の進行を鑑みると、現在の高校の配置をベースに考えるのではなく、交通の便がよいところに学びを集約するなど、機能面とハード面は分けて検討する必要がある。
- 15年先には、当地域の高校は伊賀市に1校、名張市に1校となることが想定される。時代によって必要とされる学びや機能などのソフト面は変化するが、校舎の新築や建替えなどハード面は10年先を見据えた計画が必要となることから、どの場所に集約するのかを早期に打ち出す必要がある。
- 中学校卒業者数の減少により、学校数が減ることは致し方ないが、多様な学びの選択肢の維持と多様な子どもたちへの対応を同時に追求していく必要がある。

ウ 今後の予定

令和6年度に整理した「令和7年度まとめに向けた方向性」に基づき、令和10年度以降の学級減への対応について、令和7年度に協議会としての考え方を取りまとめます。

(4) 松阪地域

ア 令和6年度の協議（3回開催）

令和6年度に実施した中学生や保護者へのアンケート調査の結果をふまえながら、令和11年度までに想定される学級減への対応の方向性について協議を進め、当協議会を設置した令和4年度から6年度までの協議のまとめを策定しました。

イ 主な意見

- 当地域の特色ある多様な学びの選択肢を維持するため、学科間連携の視点を持ちながら、専門学科の集約をどのように図るかを検討する必要がある。
- 学校規模について議論する際には、特別な支援を必要とする生徒や不登校傾向にある生徒など、多様な背景を持つ生徒に寄り添い、一人ひとりを大切にするとする視点をまとめに加筆する必要があるのではないか。
- 15 年先を見据えた方向性を取りまとめるためには、校舎の老朽化も念頭に置く必要がある。次回の協議会では、県立高校の校舎の状況や建替えに関する資料を提供してもらいたい。

**「令和 4～6 年度の松阪地域高等学校活性化推進協議会における協議の小まとめ
～今後の学びと配置のあり方について～」の要点**

- ・今後の当地域における高等学校の学びと配置のあり方については、これまでに協議してきた「基本的な考え方」や「再編を検討するうえで大切にしたいこと」をふまえる。
- ・令和 8 年度に見込まれる 1 学級減への対応については、中学生の進路選択に大きな影響を及ぼすことがないように、学校の統合ではなく学級減で対応することが望ましい。
- ・令和 10 年度から 11 年度にかけて見込まれる 4 学級程度の大幅な学級減への対応については、学校の再編も含めて協議を進め、令和 8 年度までに段階的に協議会としての方向性を取りまとめる。

ウ 今後の予定

令和 11 年度に中学校卒業者数の大幅な減少が見込まれていることから、その対応について、令和 8 年度までに協議会としての考え方を取りまとめます。

(5) 伊勢志摩地域

ア 令和 6 年度の協議（3 回開催）

当協議会の「令和 5 年度の協議（今後の学びと配置のあり方について）」をふまえ、令和 13～15 年度頃までに想定される断続的な学級減への対応について、「伊勢市内の高校の再編」と「小規模校のあり方」の 2 つの視点から協議を進めました。

イ 主な意見

- 不登校の子どもたちが増えている中、既存の学びのスタイルありきではなく、遠隔授業なども取り入れながら、全日制課程だけでなく通信制課程や定時制課程を含めて多様な学びに対応していく必要がある。
- 当地域には普通科、多様な専門学科、総合学科がバランスよく配置されていることから、通学の利便性も考慮し、できるだけ当地域内での再編を考えたい。
- 15 年先に実現したい学びや学校像から逆算して、その過程として再編を考えることは大切だが、15 年先の総学級数を考えると、かなり思い切った再編が必要になることが想定される。

ウ 今後の予定

令和 10 年度に中学校卒業者数の大幅な減少が見込まれていることから、その対応について、令和 7 年度に協議会としての考え方を取りまとめます。

(6) 紀南地域

ア 令和6年度の協議（2回開催）

熊野青藍高校（令和7年4月に木本高校と紀南高校を統合して開校）について、両校の校長をリーダーとするワーキング会議における検討状況を共有し、学びや部活動のあり方などについて協議を進めました。

イ 主な意見

- 探究的な学びや「東紀州未来学」は、熊野青藍高校の大きな強みとなるはずだが、具体的な中身が伝わってこない。和歌山県の高校への進学を希望する中学生もいる中、子どもたちにもっとわかりやすく新校の魅力を伝えてほしい。
- 中学生の志望が時間とともに県立高校から県外の高校へと移っていく傾向は、統合前と変わっていない。この要因をしっかりと分析し、小中学校と連携しながら、熊野青藍高校の魅力化や子どもたちや保護者への情報発信に取り組んでほしい。

ウ 今後の予定

令和7年度も協議会を開催し、熊野青藍高校の活性化に向けた協議を行います。

2 今後の進め方

引き続き、これからの子どもたちにとって魅力ある県立高等学校を実現していくため、計画に基づき、各地域で活性化協議会を開催し、地域の高等学校の学びと配置のあり方について協議を進めるとともに、令和9年度以降を計画期間とする次期計画の策定を見据えた検討を進めます。

検討にあたっては、各地域の活性化協議会における共通した次の考え方を尊重します。

- ・大学進学ニーズに応える一定規模の普通科が必要である。
- ・多様な学びの選択肢をできる限り維持する必要がある。

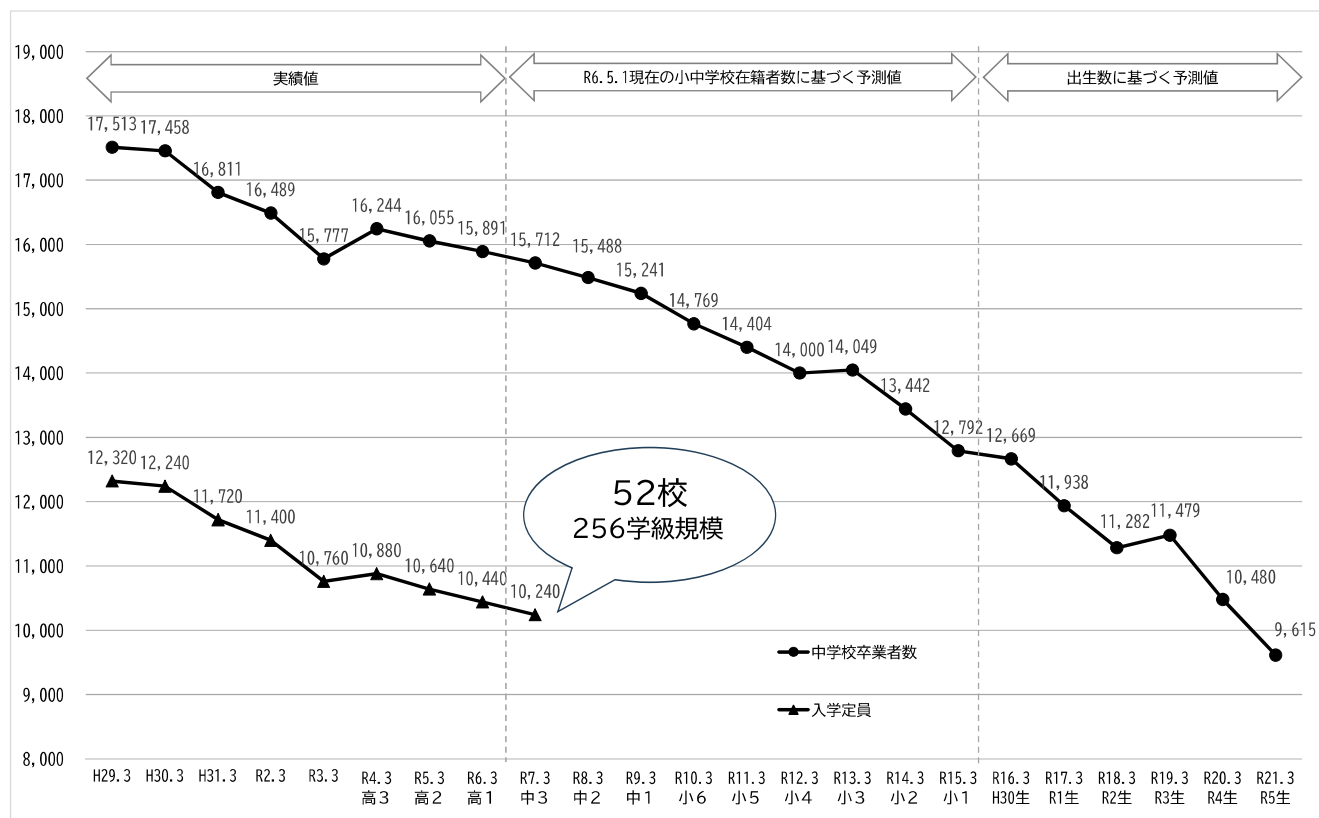
一方、少子化の進行は加速しており、平成元年3月に29,994人であった県内の中学校卒業生数は、令和6年3月には15,891人となり、令和21年3月には、更にその約6割となる9,615人にまで減少することが想定されています。こうした状況の中、地域の活性化協議会からは、次の課題が指摘されています。

- ・15年先を見据えると、地域の中だけで多様な学びを提供することは困難である。
- ・校舎の建替え等を考えると、長期的な視点に立った検討が必要である。

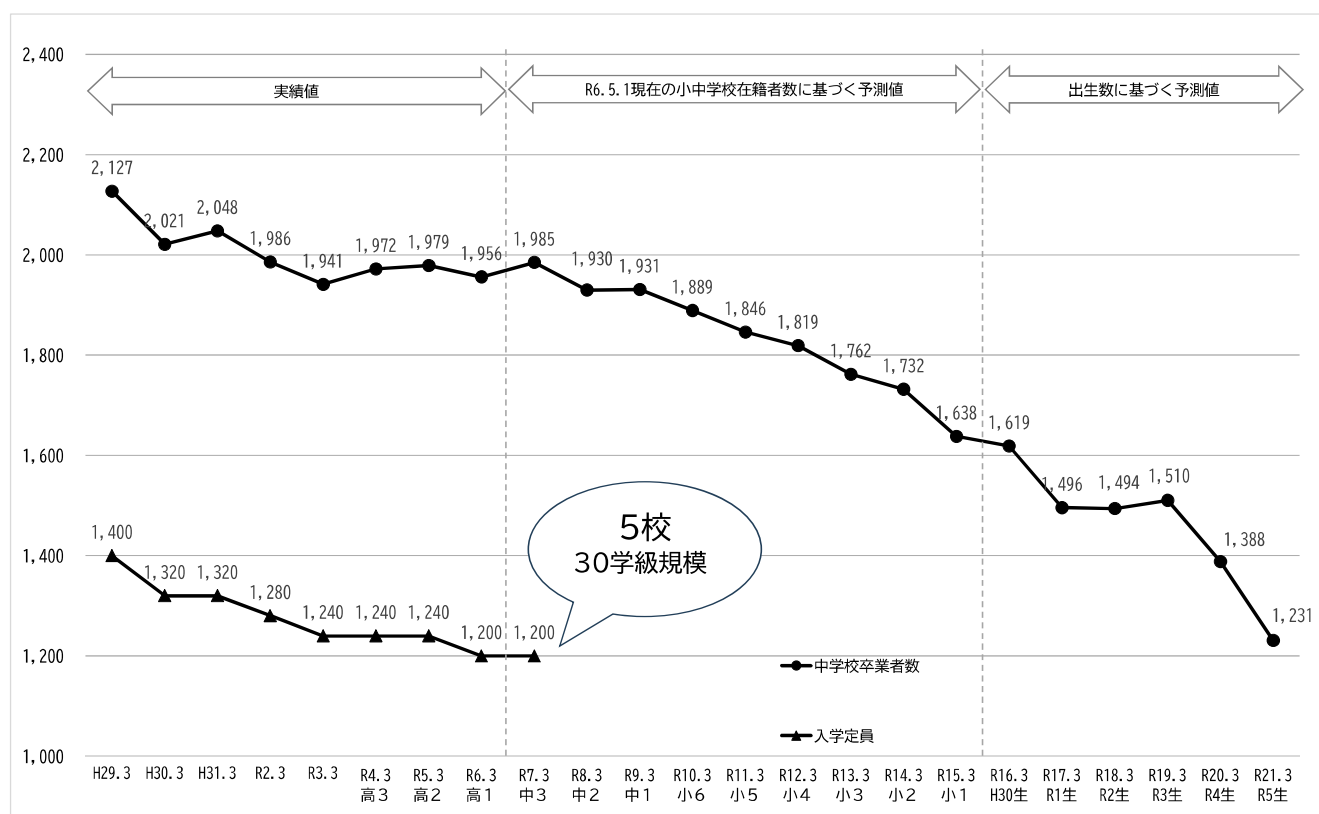
このことから、次期計画では、県内全域を見通した長期的な視点に立つ考え方を具体的に示す必要があります。そこで、次期計画の検討に専門的かつ多角的な視点を取り入れられるよう、令和7年3月に、教育委員会の附属機関である三重県教育改革推進会議に諮問しました。

令和7年度は、同会議に「県立高等学校の在り方調査研究部会」を設置し、次期計画の策定に係る県立高等学校の学び並びに規模及び配置のあり方について協議を進めます。

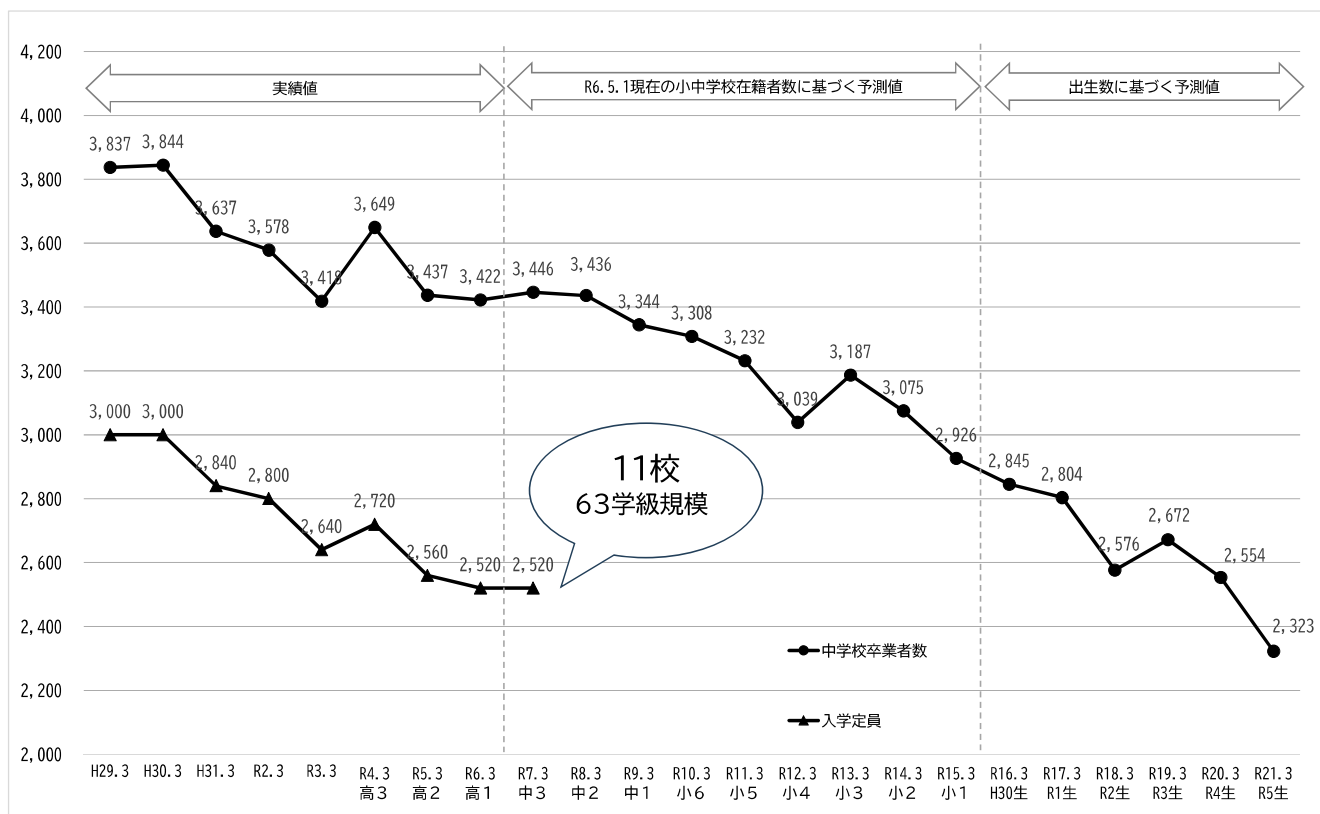
県全体の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



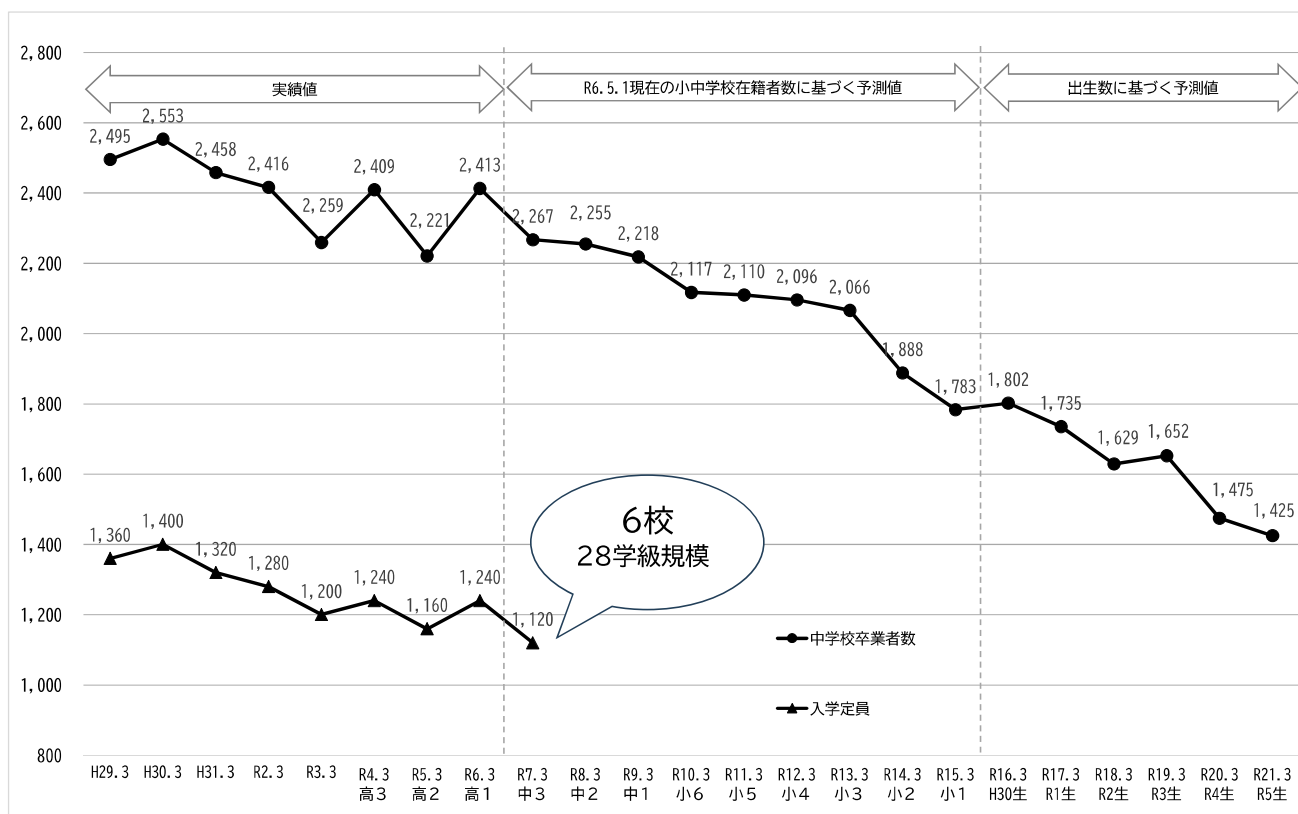
桑名地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



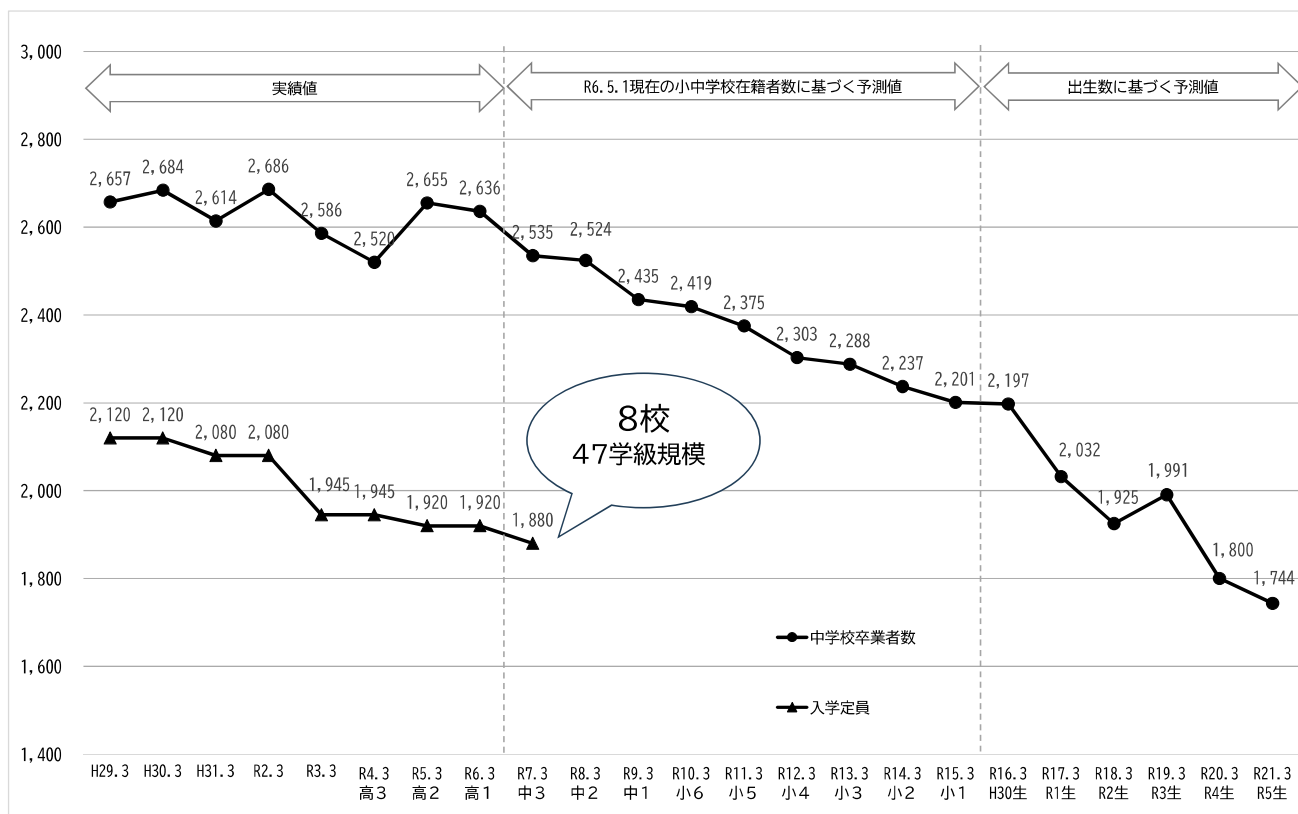
四日市地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



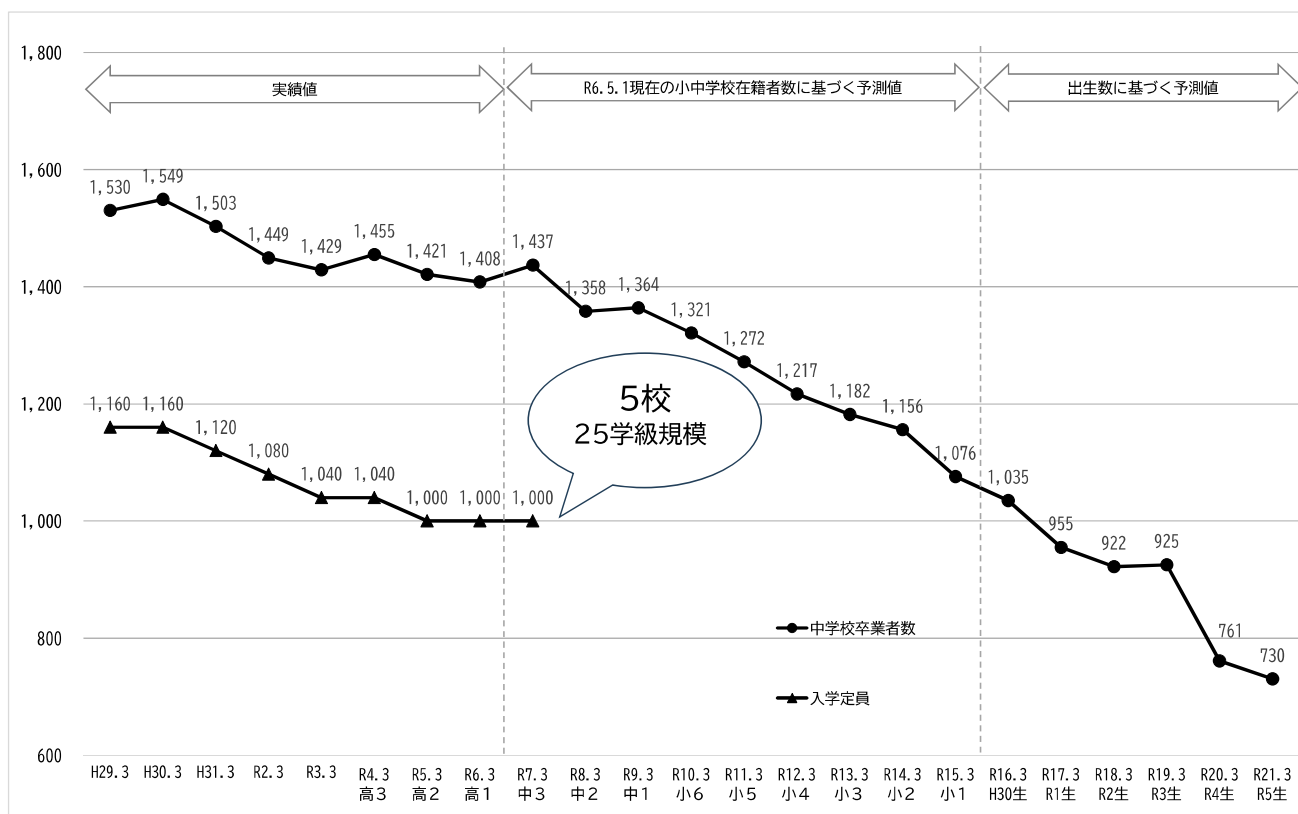
鈴鹿地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



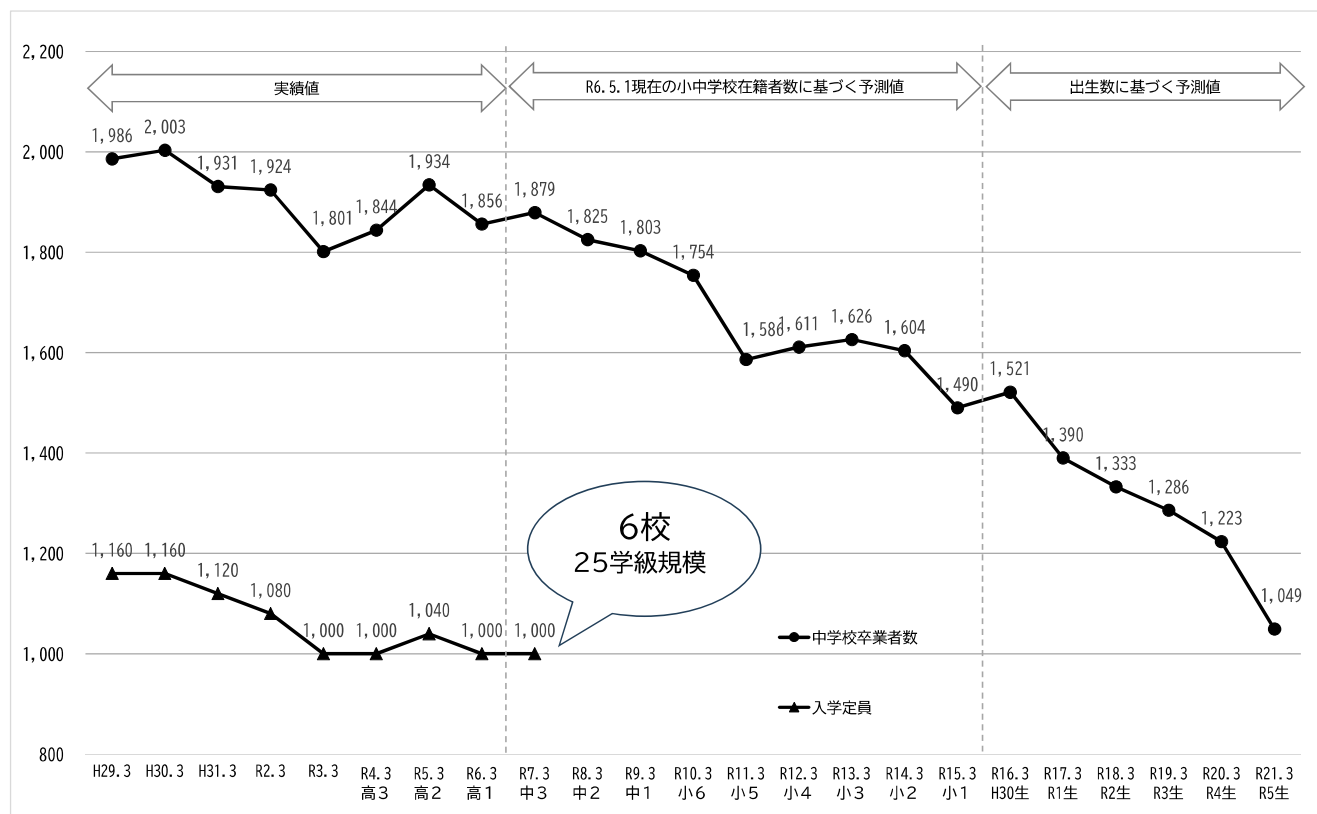
津地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



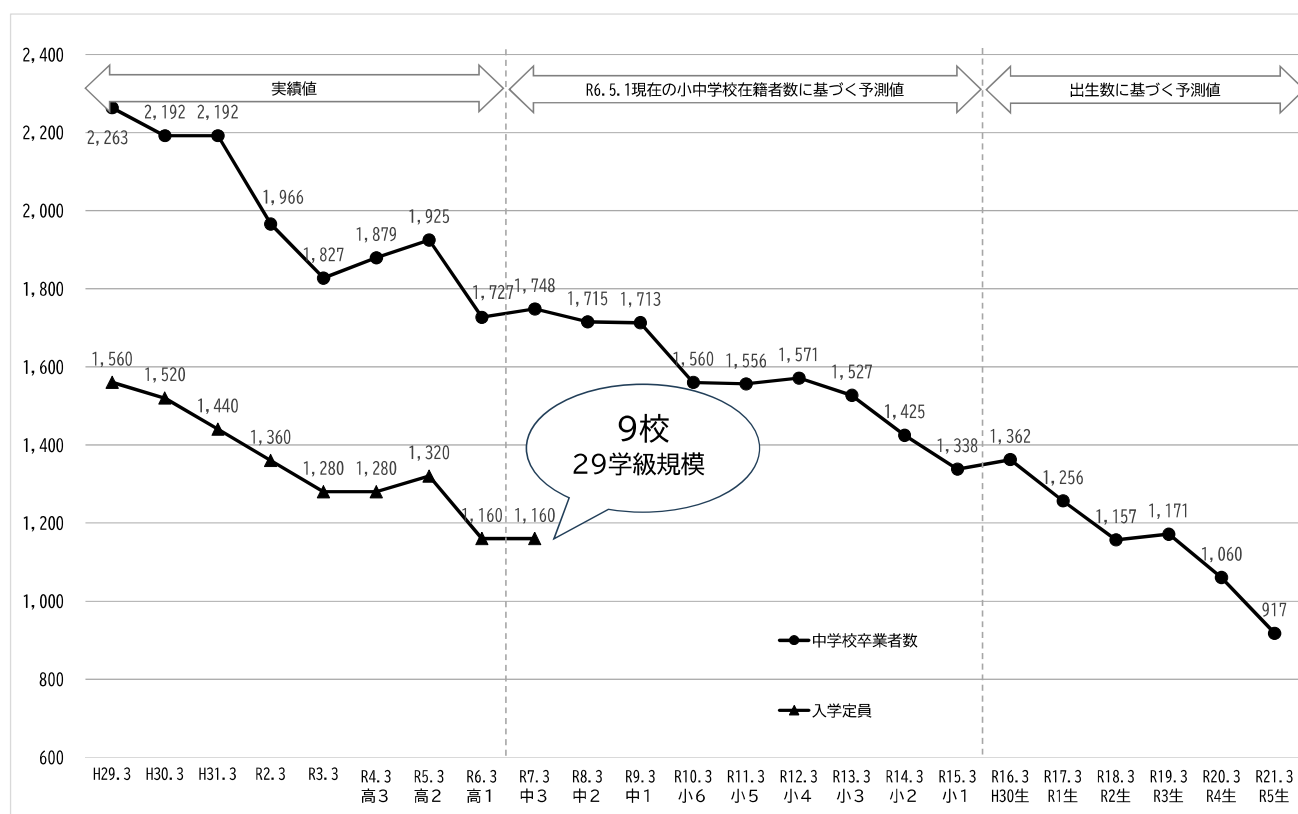
伊賀地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



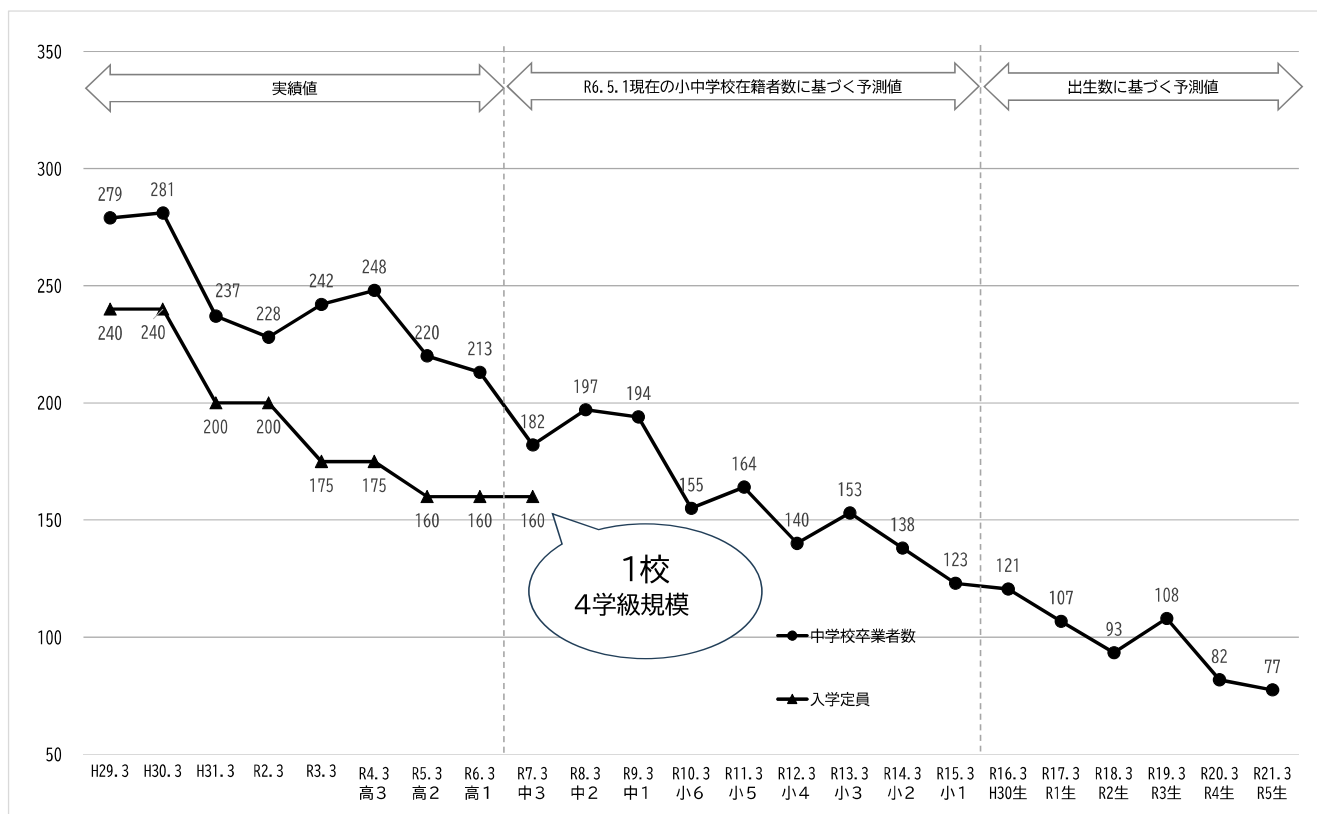
松阪地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



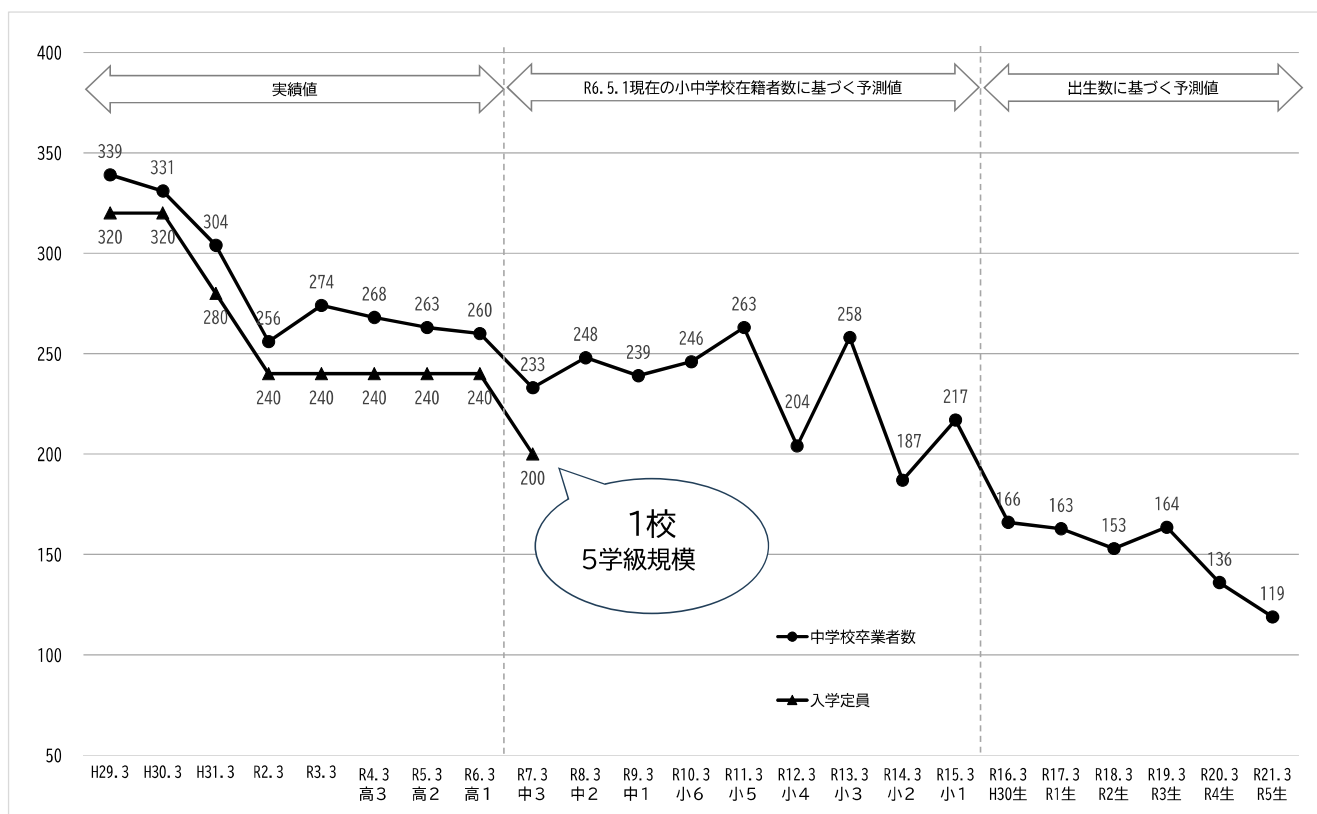
伊勢地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



尾鷲地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学者数（全日制）の推移



熊野地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学者数（全日制）の推移



県立高等学校(全日制)の学校規模の状況(平成29年度1学年)

地域	入学定員 (中学校卒業 者数)	1学級	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級	9学級	学校数
桑名	県立:1,400 私立: 320 (2,127)				桑名工(工)		桑名北(普)		桑名西(普) いなへ総合学園(総)	桑名(普看理)	5校 (35学級)
四日市	県立:3,000 私立: 866 (3,837)				菟野(普)		朝明(普福) 四日市四郷(普) 四日市工(工) 四日市農芸(農家)	四日市西(普) 四日市商(商)	四日市南(普) 四日市工(工) 川越(普他)	四日市(普)	11校 (75学級)
鈴鹿	県立:1,360 私立: 480 (2,495)				飯野(外他) 石業師(普)		白子(普家) 稲生(普体) 亀山(普家情)		神戸(普理)		6校 (34学級)
津	県立:2,120 私立: 714 (2,657)			白山(普商)			津工業(工) 久居(普) 久居農林(農家)	津商(商)	津西(普他) 津策(普)	津(普)	8校 (53学級)
伊賀	県立:1,160 私立: 170 (1,530)		あけぼの学園(総)			名張(総)		上野(普理) 伊賀白鳳(農工商福)	名張青峰(普)		5校 (29学級)
松阪	県立:1,160 私立: 540 (1,986)		飯南(総) 梶学園(総)			松阪商(商他)	松阪工(工) 相可(普農家)		松阪(普理)		6校 (29学級)
伊勢	県立:1,560 私立: 570 (2,263)		水産(水) 鳥羽(総)	南伊勢(普) 志摩(普)		宇治山田商(商) 伊勢工(工) 明野(農家福)	宇治山田(普)		伊勢(普)		9校 (39学級)
尾鷲	県立:240 私立: 0 (279)						尾鷲(普工商)				1校 (6学級)
熊野	県立:320 私立: 0 (339)			紀南(普)		木本(普総)					2校 (8学級)
県全体	県立:12,320 私立: 3,660 (17,513)	0校	5校	4校	4校	6校	15校	5校	11校	3校	53校 (308学級)

【備考】

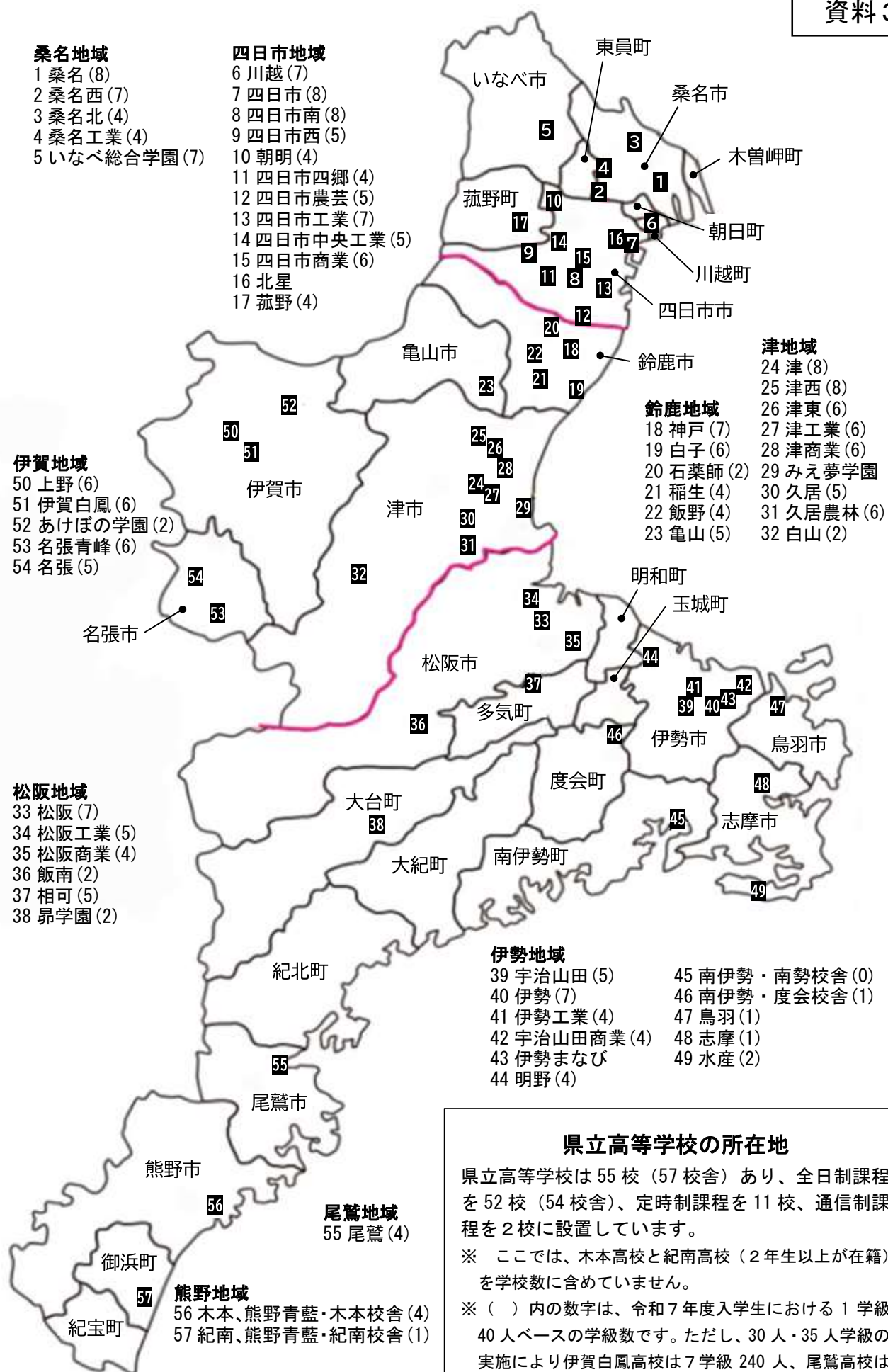
- 学科名略称: (普)普通科(普通科におけるコース制を含む)、専門学科{(農)農業、(工)工業、(商)商業、(水)水産、(家)家庭、(看)看護、(情)情報、(福)福祉、(理)理数、(体)体育、(外)外国語、(他)その他専門学科(国際文理、国際科学、国際教育、応用デザイン)、(総)総合学科
- 校舎制の南伊勢高校は、度会校舎2学級・南勢校舎1学級となっています。
- 私立高校の定員には、青山高校、愛農学園高校を含みません。

県立高等学校(全日制)の学校規模の状況(令和7年度1学年)

地域	入学定員 (中学校卒業 見込人数)	1学級	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級	9学級	学校数
桑名	県立:1,200 私立: 320 (1,985)				桑名北(普) 桑名工(工)			桑名西(普) いなへ総合学園(総)	桑名(普看理)		5校 (30学級)
四日市	県立:2,520 私立: 860 (3,446)				朝明(普福) 四日市四郷(普) 菰野(普)	四日市西(普) 四日市中央工(工) 四日市農芸(農家)	四日市商(商)	川越(普他) 四日市工(工)	四日市(普) 四日市南(普)		11校 (63学級)
鈴鹿	県立:1,120 私立: 470 (2,267)		石薬師(普)		飯野(外他) 稲生(普体)	亀山(普家情)	白子(普家)	神戸(管理)			6校 (28学級)
津	県立:1,880 私立: 685 (2,535)		白山(普商)			久居(普)	津東(普) 津商(商) 津工(工) 久居農林(農家)		津(普) 津西(普他)		8校 (47学級)
伊賀	県立:1,000 私立: 155 (1,437)		あけぼの学園(総)			名張(総)	上野(管理) 伊賀白鳳(農工商福) 名張青峰(普)				5校 (25学級)
松阪	県立:1,000 私立: 530 (1,879)		飯南(総) 梶学園(総)		松阪商(商)	松阪工(工) 相可(普農家)		松阪(管理)			6校 (25学級)
伊勢	県立:1,160 私立: 545 (1,748)	南伊勢(普) 鳥羽(総) 志摩(普)	水産(水)		宇治山田商(商) 伊勢工(工) 明野(農家福)	宇治山田(普)		伊勢(普)			9校 (29学級)
尾鷲	県立:160 私立: 0 (182)				尾鷲(普工商)						1校 (4学級)
熊野	県立:200 私立: 0 (233)					熊野青藍(普総)					1校 (5学級)
県全体	県立:10,240 私立: 3,565 (15,712)	3校	6校	0校	12校	10校	9校	7校	5校	0校	52校 (256学級)

【備考】

- 学科名略称: (普)普通科(普通科におけるコース制、学際領域学科など普通教育を主とする学科を含む)、専門学科[(農)農業、(工)工業、(商)商業、(水)水産、(家)家庭、(看)看護、(情)情報、(福)福祉、(理)理数、(体)体育、(外)外国語、(他)その他専門学科(国際探究、国際科学、応用デザイン)]、(総)総合学科
- 校舎制の南伊勢高校は、度会校舎1学級・南勢校舎0学級、熊野青藍高校は、木本校舎4学級・紀南校舎1学級となっています。
- 1学級40人ベースの学級数を記載していますが、30人・35人学級の実施により伊賀白鳳高校は7学級240人、尾鷲高校は5学級160人として募集しています。
- 私立高校の定員には、青山高校、愛農学園高校を含みません。



県立高等学校の所在地

県立高等学校は 55 校 (57 校舎) あり、全日制課程を 52 校 (54 校舎)、定時制課程を 11 校、通信制課程を 2 校に設置しています。

※ ここでは、木本高校と紀南高校 (2 年生以上が在籍) を学校数に含めていません。

※ () 内の数字は、令和 7 年度入学生における 1 学級 40 人ベースの学級数です。ただし、30 人・35 人学級の実施により伊賀白鳳高校は 7 学級 240 人、尾鷲高校は 5 学級 160 人として募集しています。

5 学校体育館等への空調整備の加速化について

1 学校体育館等への空調整備の加速化

学校施設は、子どもたちの学習・生活の基本となる場です。また、令和6年11月1日時点で県内公立小中学校の96.5%（475校/492校）が避難所に指定されており、災害時には避難所としての役割も果たす重要な施設でもあります。そのため、夏季の気温上昇による熱中症事故を防止するための環境を整備することは極めて重要です。

学校体育館等への空調整備については、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）において、「避難所となる全国の学校体育館への空調整備について、ペースの倍増を目指して計画的に進める」とされました。

これをふまえ、国の令和6年度補正予算では、避難所となる公立小中学校等の体育館等への空調設備の整備を加速化するため「空調設備整備臨時特例交付金」が創設され、更なる整備の加速化が求められています。

2 県内公立小中学校体育館等の空調設備の設置状況

（文部科学省「空調設備の設置状況調査」から）（令和6年9月1日現在）

空調設備設置率 6.1%（全国 18.9%）

※体育館・武道場の保有室数に占める設置済室数の割合

※可搬式空調設備（スポットクーラー）を保有する室を含む。

○設置率 100% 4町（うち2町はスポットクーラー設置）

○設置率 0% 9市9町

3 学校体育館等への空調整備に関する主な地方財政措置

（1）空調設備整備臨時特例交付金（避難所指定あり）【資料1参照】

- ・国庫補助率 1／2
- ・対象期間 令和6年度～令和15年度
- ・地方負担（国の令和6年度補正予算で採択された場合）
地方負担 1／2 への起債充当率 100%
元利償還金への交付税措置率 50% で、実質地方負担は 25%
- ・補助要件
避難所に指定されている学校であること
断熱性が確保されること（断熱性確保工事は後年度実施も可）
- ・補助単価 53,100 円／㎡
※断熱性確保工事分は実工事費額が補助単価となる。
- ・補助単価により算定した額に国庫補助率（1/2）を乗じた額が、国庫補助額となる。

（2）学校施設環境改善交付金（避難所指定なし）

- ・国庫補助率 1／2（令和5年度～令和7年度まで引上げ）

※通常は 1 / 3

- ・ 地方負担
地方負担 1 / 2 への起債充当率 75%
元利償還金への交付税措置率 30% で、実質地方負担は 38.75%
- ・ 補助要件
断熱性が確保されること（断熱性確保工事は同時に実施）
- ・ 補助単価（R6） 電気式 29,600 円 / m²、ガス式 35,000 円 / m²
※断熱性確保工事分は実工事費額が補助単価となる。
- ・ 補助単価により算定した額に国庫補助率（1/2）を乗じた額が、国庫補助額となる。

(3) 緊急防災・減災事業債

- ・ 対象期間 現行制度では令和 7 年度まで
- ・ 地方負担
起債充当率 100%
元利償還金への交付税措置率 70% で、実質地方負担は 30%
- ・ 指定緊急避難場所及び指定避難所における空調、非常用電源の整備等が対象
- ・ 断熱性の確保は要件となっていない。

◎緊急防災・減災事業債を活用して、停電時でも非常用自家発電設備等で稼働可能な空調設備を整備する場合【資料 2 参照】



県防災対策部の「いのちを守る防災・減災総合補助金」の活用により、上記の実質地方負担 30% について、1/2 の県単補助を受けることが可能であり、実質地方負担は 15%となる。

※詳細は三重県防災対策部地域防災推進課（電話 059-224-2185）へお問い合わせください。

(4) 空調設備の光熱費に対する交付税措置

令和 7 年度から体育館等の空調設備の稼働に必要な光熱費について、空調の設置状況に応じて普通交付税措置が講じられます。

4 今後の取組

学校体育館等の空調設備は、災害時のみならず、通常の教育活動においても使用が可能であり、地方財政措置を積極的に活用し、整備の早期実施を検討いただきますようお願いいたします。

また、避難所となる学校施設の防災機能強化に当たっては、防災担当部局との緊密な協力体制の下、検討いただきますようお願いいたします。

<参考> 文科省 HP「公立学校施設の空調（冷房）設備の今後について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/mext_00943.html

※効率的・効果的な整備事例等が掲載されています。

公立学校施設における体育館等への空調整備

令和6年度補正予算額

779 億円



現状・課題

子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用される学校体育館等について、避難所機能を強化し耐災害性の向上を図る必要がある。しかし、学校体育館等における空調設置率は約2割にとどまっており、更なる設置促進が必要な状況である。

事業内容

学校施設の避難所機能を強化し、耐災害性の向上を図る観点から、交付金を新設し、避難所となる全国の学校体育館等への空調整備を加速する。

空調設備整備臨時特例交付金

<対象学校種>

公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校

<対象施設>

屋内運動場（学校体育館、武道場）

<算定割合>

1/2

<算定対象の範囲>

下限額400万円、上限額7,000万円

<対象期間>

令和6年度～令和15年度

<主な工事内容>

屋内運動場における空調設備の新設及びその関連工事

<補助要件>

避難所に指定されている学校であること
断熱性が確保されること

<地方財政措置>

起債充当率：100%、元利償還金への交付税措置率：50%

事業スキーム



補助



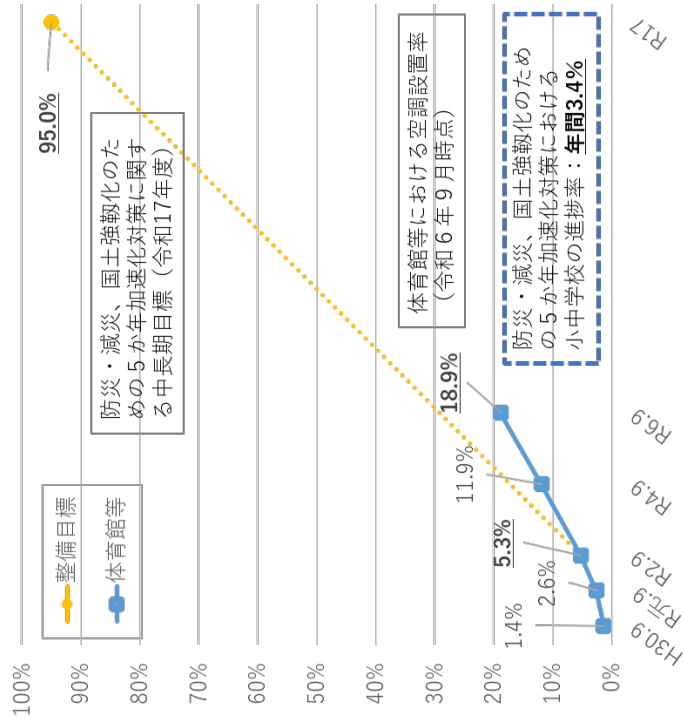
都道府県・市区町村
(学校設置者)

発注



事業者

公立小中学校施設における空調（冷房）設備の設置状況



災害時にも利用可能な学校体育館の空調設備



（担当：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課）

1 補助率は $1/2$ で負担を軽減！

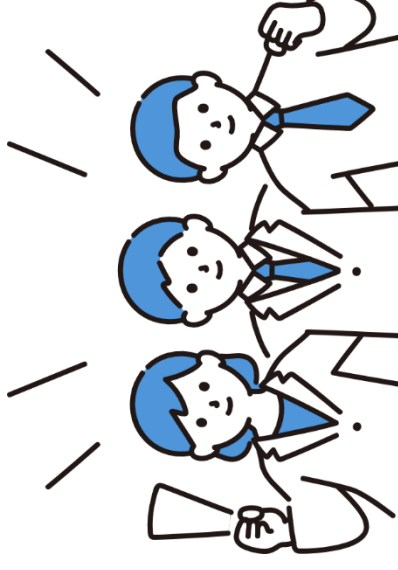
新たに“空調設備整備臨時交付金”を創設し、**補助率 $1/2$ での整備**が可能。

2 補助単価が従来より **アップ**！

従来の空調単価の約 **1.5倍**に設定 (35,000円/㎡前後 → **53,000円/㎡**前後)。

3 断熱性の確保は **後年度実施**が可能に！

空調の設置年度とは異なる年度に実施、建物の実情に応じた工法による断熱性の確保など **柔軟な整備**が可能。



4 地方負担額の **100%**に **地方債**の充当が可能に！

実質地方負担は25%※となるため、初期投資費用が抑えられ後年度負担も平準化。

※後年度の元利償還金について、その50%に地方交付税措置

5 体育館空調の光熱費に **交付税措置**！

令和7年度から体育館の空調設備のための **光熱費**について、新たに普通交付税措置が講じられる。

令和7年度中の整備実施は、早めのご検討をお願いします！

(参考) 学校体育館への空調整備関係の補助事業の比較

学校施設環境改善交付金		空調設備整備臨時特例交付金	
対象学校種	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校		
対象施設	屋内運動場（学校体育館、武道場）		
算定割合	原則 1 / 3 (令和5年度～令和7年度は 1 / 2)	1 / 2	
対象工事費	下限額400万円、上限額7,000万円		
対象期間	—	令和6年度～令和15年度	
工事内容	冷暖房設備の新設、これに伴うキュービクル等の設置や断熱性の確保工事		
断熱確保要件	既設もしくは併せて確保	後年度実施が可能に！ 令和15年度までに確保される場合を含む	
避難所要件	なし	あり ※災害対策基本法に基づく指定避難所のほか、協定により発災時に避難所として開設される学校を含む。	
補助単価	大規模改造（質的整備）の算定方法による 従来の空調単価の約1.5倍に設定 (35,000円/m ² 前後→53,000円/m ² 前後)		
地方財政措置 (令和6年度)	国庫補助 (1/2) 50.0% 元利償還金の30% 11.25% 地方債 75% 26.25% 25% 地方負担 実質地方負担 38.75% 国庫補助 (1/2) 50.0% 元利償還金の50% 25.0% 25.0% 地方債 100% 実質地方負担 25%		

※市町村立の場合。
※補正予算債等の場合は上記の措置と異なる。

24

※市町村立の場合。
※補正予算債等の場合は上記の措置と異なる。

避難所の空調設備整備促進

(令和7年度当初予算)

避難所における冷暖房機器の確保状況

県内の指定避難所のうち、

➤ **冷暖房機器を確保できている・・・6割強**

(令和6年11月1日時点 内閣府・消防庁調べ)

しかし、**停電時に稼働できない冷暖房機器も多い。**

防災に関する県民意識調査

(令和5・6年調査)

地震に対して避難しない理由として、

➤ **感染症や熱中症の発生など避難所の生活環境が心配・・・約2割** (令和5年調査)

避難所での生活で重視することとして、

➤ **冷暖房の整備・・・約2割** (令和6年調査)

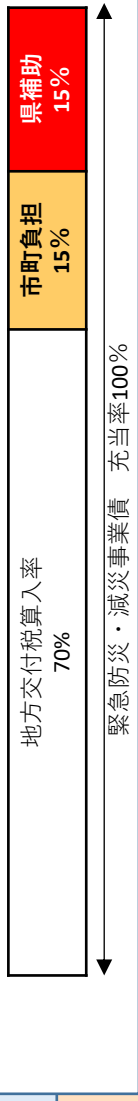
R6夏には、県内でも
最高気温 **40℃超** を観測！

県民のみなさんが躊躇なく、安心して避難していただくためには、
指定避難所において停電時でも使用可能な空調設備を整備することが重要

今回の助成制度

- 対象施設：**指定避難所**となっている**公共施設**
- 対象事業：「**緊急防災・減災事業債**」を活用して**指定避難所に整備を行う、自家発電設備等で稼働可能な空調設備にかかる工事費、設計費等**
- 支援内容：対象事業にかかる**実質的な市町負担額の1/2**を補助。
一市町あたり申請限度額なし

<実質的な市町負担>



県補助制度の活用

R7 少なくとも
4～5市町
活用見込み

資料 2

6 教職員の人材確保について

1 現状と課題

(1) 現状認識

本県における教職員の人材確保の状況については、令和7年度の4月始業日時点において11人（小中学校4人、県立学校7人）が不足しています。

産休・育休取得者数、病休者数、特別支援学級数の増加による講師の見込みを上回る必要数の増加や、近年の大量退職・大量採用に伴い多くの講師が正規採用されることによる講師名簿登録者数の減少（講師のなり手の減少）が大きな課題となっています。

<欠員状況>

（単位：人）

	R5 年度			R6 年度			R7 年度
	4月始業日	9月1日	12月1日	4月始業日	9月1日	12月1日	4月始業日
小学校	17	31	28	5	21	17	2
中学校	5	20	12	6	5	5	2
高等学校	0	2	1	1	1	3	0
特別支援学校	9	5	7	0	8	7	7
計	31	58	48	12	35	32	11

(2) 今後の課題

- ・新規に講師名簿に登録する者の多くは、採用試験を不合格となった大学生ですが、近年、大学生の受験者数は減少傾向にあるため、新規の講師登録者にもつながる大学生の受験者の安定的な確保が必要です。
- ・大学生の受験者数の減少の主な要因である、長時間労働や授業の指導力、保護者対応への不安の解消が必要です。
- ・退職者や教員免許状を持ちながら教職についていない方等、潜在教員の掘り起こしも必要です。

2 県教育委員会における本年度の取組

(1) 教員採用試験の受験者数の確保

①教員採用試験の工夫・改善

- ・産育休取得時の代替講師の確保が困難となる中、一定数の産育休者を見込んで、代替としてあらかじめ正規の教員を採用しておくことが可能となったことから、教員採用試験の採用予定者数に反映
- ・試験項目の見直し（小学校教諭・特別支援学校教諭の2次試験の「英語リスニング」を廃止）による受験者の負担軽減
- ・特別免許状の授与を前提とした採用試験の実施

②SNS等を活用した情報発信の取組

- ・パンフレットや動画を活用した教職の魅力発信

- ・ 県のホームページ、SNSを活用した教員採用試験に係る情報発信

③ガイダンスや説明会による教職の魅力発信

- ・ 大学生等を対象に、先輩教員から教職の魅力を伝えるガイダンスの実施
- ・ 県内高校生を対象に、教員の魅力発信する説明会の実施
- ・ 教員採用試験や教員免許状の取得方法に関する説明会の実施

(2) 教員を志す大学生の不安解消に向けた取組

①学校における働き方改革の取組

- ・ 総勤務時間縮減に係る目標の設定（定時退校日の設定、部活動休養日の設定、会議時間の短縮）と取組の推進
- ・ ICTを活用した業務の効率化（自動採点システムや生成AIの活用等）
- ・ 中学校における休日の部活動の地域連携・地域移行を含む部活動改革
- ・ 専門人材や地域人材の配置（SC、SSW、SSS、SL、部活動指導員、学校問題解決支援員等）
- ・ 教員の「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定及び公表

②大学と連携した取組

- ・ 大学生が現職教員と共に授業実践研修に参加する機会の提供
- ・ 大学の教職講座へ県教育委員会事務局職員を講師として派遣
- ・ 教員を志す大学生等を教育アシスタントとして学校現場に受入れ
- ・ 三重大大学の現場体験「プレアシスタント」の支援
- ・ 大学において実施する地域課題に強み・専門性を有する人材を育成する教育プログラムを修了した学生を対象とした教員採用試験における特別選考枠の設置に向けた検討

(3) 潜在的な教員の掘り起こし

- ・ 退職教員や教員免許状を持ちながら教職に就いていない人を対象とした「みえの未来の先生」相談会の実施や情報発信
- ・ 転職希望者や移住希望者を対象にした教職の魅力発信
- ・ 過去の講師登録者や教員採用試験の不合格者への働きかけ
- ・ 各関係機関との連携や企業への働きかけ
- ・ 教員採用試験と併せた育児休業等代替任期付講師等の選考の実施
- ・ 専門性を有する人への臨時免許状の発行

(4) メンタルヘルス対策の取組

- ・ 不安や悩み、ストレスとこころの健康について正しい認識とセルフケアの重要性を学ぶセルフケア研修や動画配信の実施
- ・ 教員を対象に、臨床心理士による「メンタルヘルスカウンセリング」を実施し、必要に応じて専門医の受診を勧奨
- ・ 新規採用者が繋がりや悩みを共有するための交流会の実施
- ・ メンタルヘルス不調となることを未然に防止することを目的に「ストレス

チェック」を全ての公立学校で実施

- ・職場復帰した教員を対象に、臨床心理士による面談を実施（復職後最長 2 年間）

3 教員のサポート体制

（１）専門人材・地域人材の活用

- ・スクールカウンセラー ・スクールソーシャルワーカー
- ・部活動指導員 ・スクール・サポート・スタッフ
- ・教頭マネジメント支援員 ・学校問題解決支援員

【専門人材・地域人材の状況の推移】

	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
スクールカウンセラー	65,640 時間	68,557 時間	74,020 時間	80,441 時間
スクールソーシャルワーカー	16,619 時間	24,624 時間	25,119 時間	26,176 時間
部活動指導員	122 名	172 名	222 名	251 名
スクール・サポート・スタッフ	全校配置	全校配置	全校配置	全校配置
教頭マネジメント支援員	—	—	11 名	16 名
学校問題解決支援員	—	—	2 名	3 名

7 服務規律確保の徹底について

1 現状

教職員の綱紀肅正、服務規律の確保については、これまでも再三にわたり注意喚起しているところであり、各市町等教育委員会や各学校においては、県教育委員会が作成したハンドブックや通知等を活用したコンプライアンス研修を実施したり、主体的な取組を推進してきました。

しかしながら、依然として教職員の不祥事が相次いで発生しており、学校教育に対する県民の信頼を大きく損なう状況となっています。

令和6年度は、懲戒処分とした事案が13件（うち小中学校7件）発生し、懲戒処分には至らなかったものの体罰及び不適切な言動を行う事案も生じました。

<小中学校の懲戒処分事案>

わいせつな行為	免職2件
大麻所持・使用	免職1件
差別行為	減給2件
交通事故	減給2件

2 不祥事根絶に向けた対応策

（1）県教育委員会の取組

①リーフレット「信頼される教職員であり続けるために～不祥事の根絶に向けて～」の配布・周知

令和7年1月、不祥事の根絶・服務規律の確保の徹底を目的にリーフレットを作成し、臨時県立学校長会議、臨時市町等教育長会議を開催しました。

リーフレットは、全ての教職員が教職員の崇高な使命や重大な責務、行動規範を再認識したうえで、県民に信頼される教職員であり続けるために作成しました。今後も、全ての学校において、リーフレットを活用し、教職員一人ひとりが不祥事を絶対に「起こさない」という強い意志を持ち、同僚に不祥事を「起こさせない」職場風土を形成し、職場全体で不祥事を絶対に「出さない」よう、不祥事の根絶に向けた取組を徹底していきます。

②「学校におけるハラスメント研修動画－体罰・不適切な言動－」の配信

令和7年1月、体罰・不適切な言動に関する研修動画を配信しました。

どのような行為や発言が体罰・不適切な言動に当たるのか、児童生徒にどのような影響を与えるのかなどについて教職員の理解を促進し、教職員一人ひとりのハラスメントに対する認識や感度を向上させることにより、児童生徒への体罰・不適切な言動の根絶を図ります。

③「コンプライアンス・ミーティング研修資料（大麻所持・使用）」の見直し

公務外における非違行為が相次いで発生していることから、令和7年2月、研修資料を作成し、改めて教職員自身の公務外の行動を見直す機会を設けています。

④「セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」の実施

県立高等学校及び特別支援学校高等部・中学部、公立中学校の生徒を対象にアンケート調査を実施し、教職員によるわいせつ行為の被害を把握するとともに、回答内容をふまえて生徒に対する自らの言動を振り返る機会を設けるなどの対応を行っています。今後も、市町等教育委員会と連携してアンケート調査を実施し、教職員等による児童生徒性暴力等の未然防止を図っていきます。

⑤「教職員による児童生徒への性暴力に関する電話相談」窓口の設置

令和6年4月1日に設置した相談窓口において、教育職員等による児童生徒への性暴力等が行われた場合、早期発見・対応できる体制を整えています。

⑥「三重県教育委員会コンプライアンス推進委員会」の開催

今年度も引き続き、本委員会を開催し、不祥事を根絶し、信頼される学校・教職員であり続けるための総合的な対応策を検討していきます。

⑦コンプライアンス・ハンドブックの改訂

コンプライアンス・ミーティング等において、サービスの基本事項、不祥事発生に係る原因・背景や対応策をとりまとめた「教職員向けコンプライアンス・ハンドブック」を活用し、教職員のコンプライアンス意識向上を図っています。

今年度、新たな事例シートを追加するなど、コンプライアンス・ハンドブックを改訂する予定です。

(2) 市町等教育委員会の取組

市町等教育委員会においては、サービス監督者として、不祥事根絶に向けた県教育委員会の取組を参考にいただき、令和7年1月に作成したリーフレットを活用した研修や職員会議等を通じて、教職員一人ひとりが不祥事を絶対に「起こさない」という強い意志を持ち、職場全体で不祥事を絶対「出さない」よう、不祥事根絶に向けた取組を、主体的に実施するようご指導ください。

[わいせつ行為] [体罰]

- ・児童生徒性暴力等は、被害に遭った児童生徒の心に一生の傷を負わせること、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わないこと、他の教職員の目の行き届きにくい空間で児童生徒と1対1で対応しないことなどを周知徹底し、教職員による児童生徒性暴力等の根絶に取り組んでいく。
- ・ハラスメントへの理解を深める動画を活用した研修を通して、教職員一人ひとりのハラスメントに対する認識や感度の向上を図ることにより、児童生徒へのわいせつ行為、体罰の根絶に取り組んでいく。
- ・引き続き、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査を中学校において行い、わいせつ行為やセクシュアル・ハラスメントのない安全・安心な学校となるよう取り組んでいく。

[交通事故]

- ・横断歩道付近での交通事故が、相次いで起こっている。運転する時は、交通規則を守ることはもちろん、道路や交通状況に応じて、個々の細かい配慮をしなければならない。横断歩道における歩行者優先、万が一事故が発生した場合の適切な措置をすることなど、運転者の社会的責任を改めて再認識させる。

[公務外における非違行為（大麻所持・差別行為）]

- ・教職員一人ひとりに、不祥事を「絶対起こさない」との強い意志を持たせるとともに、勤務時間のみならず、24時間365日、社会規範やルール、マナーを遵守するよう徹底していく。

《参考》

- ・「教職員向けコンプライアンス・ハンドブック」 (令和3年9月30日送付)
- ・「管理職向けマニュアル 不祥事の未然防止に向けて」 (令和4年3月31日送付)
- ・「コンプライアンス・ミーティング研修資料（わいせつ行為・盗撮）」 (令和5年4月18日送付)
- ・「学校におけるハラスメント研修動画」 ネットDE研修にて配信 (令和6年1月25日送付)
- ・「教職員による児童生徒への性暴力に関する電話相談」 窓口を設置 (令和6年4月 1日送付)
- ・「コンプライアンス・ミーティング研修資料（交通事故）」 (令和6年6月 4日再送付)
- ・「懲戒処分の指針」の一部改正 (令和6年7月 4日通知)
- ・「信頼される教職員であり続けるために～不祥事の根絶に向けて～」リーフレット配布 (令和7年1月 7日送付)
- ・「学校におけるハラスメント研修動画ー体罰・不適切な言動ー」 ネットDE研修にて配信 (令和7年1月30日送付)
- ・「コンプライアンス・ミーティング研修資料（大麻所持）」 (令和7年2月28日送付)

8 学校における働き方改革の推進について

1 基本的な考え方

学校における働き方改革については、令和元年12月に給特法が改正され、県及び市町等教育委員会は、所管する学校の教職員の時間外在校等時間の上限を月45時間、年360時間とする規則及び方針を定め、その実現に向け、業務の削減や必要な環境整備等を進めてきたところです。

令和6年度の4～1月における時間外在校等時間が月45時間を超える教職員の平均人数とすべての教職員に対する割合は、小学校で約588人(8.6%)、中学校で約1,013人(26.8%)、県立学校で約397人(9.1%)となり、昨年度と比べて全校種で減少しました。新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業等がなく通常の状態であった令和元年度の同時期との比較では、小学校で57.9%減、中学校で37.7%減、県立学校で33.7%減となっており、これまで継続してきた学校における働き方改革の取組は確実に進んでいるものの、教職員の長時間労働が解消されるまでには至っていない状況です。

今後も引き続き、三重の子どもたちの豊かな学びのための持続的でよりよい教育活動につながるよう、県及び市町と学校が一体となって、学校における働き方改革の推進に一層取り組んでいく必要があります。

2 県教育委員会における今年度の取組

県教育委員会としては、引き続き、市町等教育委員会及び学校と一体となって、学校における働き方改革に取り組みます。

(1) 専門人材・地域人材の活用

- ・国の事業も活用しながら、SC、SSW、教育相談員、部活動指導員、教頭マネジメント支援員等を拡充して配置または派遣
- ・学校現場のニーズが高いSSSについては、引き続き全校に配置

(2) ICTの活用

- ・県主催の会議や研修会等のオンライン会議やオンデマンドによる配信、高等学校入学者選抜における採点システムの活用など、業務のデジタル化
- ・令和5年度に設置した「学校における教職員の業務の仕分け作業部会」における検討結果をふまえ、「必ずしも学校や教員が担う必要がない業務」について、専門人材・地域人材のさらなる活用の推進
- ・生成AIを活用した教頭の業務等の効率化に関する実践研究の実施

(3) 各学校における総勤務時間縮減に向けた課題解決のための効果的な取組の普及

- ・各学校の状況により総勤務時間縮減に向けた課題が異なることから、各学校の課題を整理したうえで解決するための取組を実践し、効果的な取組については他校に水平展開

(4) 学校におけるトラブルに対する支援

- ・学校問題解決支援員を配置し、学校や教員からの相談に丁寧に応じ、弁護士などの専門家につなげるなど、学校におけるトラブルに対する支援の充実

(5) 部活動への対応

- ・中学校における休日の部活動の地域連携・地域移行について、引き続き、市町等教育委員会等と定期的に協議する場を設け、各市町の取組と課題を共有し、円滑に進むよう支援

3 各市町等教育委員会における今年度の取組

各市町等教育委員会におかれましては、年度末に通知した「学校における働き方改革の推進について（依頼）」に基づき、特に次の項目について取組を進めていただくようお願いします。

(1) 専門人材・地域人材の活用

- ・市町が配置または派遣する専門人材・地域人材に、県の措置を有効に組み合わせて活用
- ・心理や福祉の専門家である S C や S S W、法律の専門家である弁護士への相談等、組織的な問題解決の実施

(2) I C T の活用・環境整備

- ・I C T を活用したオンライン会議やオンデマンドによる配信
- ・教職員の 1 人 1 台パソコンの導入に伴い、掲示板やメールを活用した打ち合わせ会の削減、アンケート機能の活用による事務負担の削減
- ・統合型校務支援システム、留守番電話やデジタル採点システムの導入

(3) 学校や教職員が担う業務の見直し

- ・各市町においても、地域や学校の実情に応じて、学校や教職員が担う業務の役割分担や適正化の取組を推進

(4) 授業時数の見直し

- ・今後の教育課程編成において、指導体制や教育課程の編成の工夫・改善により、指導体制に見合った計画となるよう、各学校への指導・助言

※ 標準授業時数を大きく上回る時数（年間 1,086 単位時間以上）の教育課程を編成・実施している三重県の学校の割合（令和 6 年度計画ベース）

：小学 5 年 12.5%（全国 17.7%）、中学校 2 年 10.1%（全国 15.2%）

（文部科学省「令和 6 年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査」）

(5) 部活動への対応

- ・複数顧問の配置と負担が偏らない業務の分担、複数顧問の配置のための適切な部活動数の検討
- ・部活動指導員や市町独自の指導員等の専門人材の活用や地域の特性に応じた地域スポーツ団体との連携による教職員の負担軽減
- ・市町の状況に応じた地域連携・地域移行に向けた検討

4 教員の「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定及び公表等

国では「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」が今国会に提出され、県及び市町等教育委員会において、教員の「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定及び公表、計画の実施状況の公表が義務付けられる見込みです。また、本計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告も義務づけられます。

今後、県及び市町等教育委員会は、教員の「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定に向けた検討を進める必要があることから、県教育委員会としては、業務改善担当者会議等を通じて、各市町等教育委員会に適宜情報共有するとともに、各市町等教育委員会における本計画の策定・実施等を支援していきます。

5 「三重県教育ビジョン」における指標等

「三重県教育ビジョン」の「基本施策6 学びを支える教育環境の整備」において位置づけた、学校における働き方改革を進めるための指標である「総勤務時間に関する教職員の満足度」については、令和6年度実績値が2.50となり、目標値2.48を達成しました。

今後も、各学校の状況により総勤務時間縮減に向けた課題が異なることから、各学校の状況に応じた課題を解決するための取組を一層推進してください。

9 管理職選考にかかる年齢要件について

1 現状

教育公務員特例法第11条の規定に基づき、校長・教頭としての資質、使命感及び意欲にあふれた人材を登用するため、校長・教頭任用候補者選考を実施しています。

○年齢要件変更の経緯と効果

令和2年度実施の選考試験より、当時教員数が最も多い年代が退職時期を迎え、50歳代の教員が減少する中、教員数が少ない40歳代の教員を積極的に登用するとともに、管理職が能力を十分に発揮するための期間の確保をすることなどから、年齢要件を校長、教頭とも55歳以下に引き下げました。

年齢要件の引き下げにより、40歳代の教員を教頭に、また、50歳代前半の校長を多数登用することができたところです。

○年齢要件引き上げの必要性

現在、不足する管理職の人材確保による緊急的な措置として、特例任用校長として令和6年度に5名、令和7年度に6名を任用しています。

教頭選考の受験者は、40歳代の受験者割合が高まっているものの、受験者総数は、年々減少しており、教職員全体に占める40歳代の教員割合も少ないことから、すぐには改善が見込めない状況にもあります。

また、校長選考の要件に「教頭相当職を2年経験した者」とあることから、教頭で55歳に登用されても、教頭で退職することになり、士気低下が懸念されたり、教頭選考の受験者割合が、55歳に近づくにつれて低くなったりする現状もあります。

そのような中、若手人材の育成を引き続き進めるとともに、教頭職から校長職への積極的な登用を促し、学校運営に管理職がこれまで以上に意欲的に取り組んでいけるよう、学校運営のリーダーとなる者を幅広い年代層から、引き続き、育成していく必要があります。

2 今後の対応

こうした状況を踏まえ、小中学校の管理職選考の校長の年齢要件を57歳以下に引き上げることとします。なお、本年度、5月下旬に発出を予定している選考実施要綱により周知する予定です。

１０ 特別支援教育の推進について

特別な支援を必要とする子どもたちが、それぞれの教育的ニーズに応じた学びの場で、安全・安心に早期からの一貫した指導・支援を受けることで、持てる力や可能性を伸ばし、将来の自立と社会参画のために必要な力を身につけられるよう、特別支援教育を推進します。

１ 特別支援教育に係る状況

本県においては、全国的な状況と同様に、発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちが増加するとともに、一人ひとりの障がいの状況は、重度・重複化、多様化が進んでいます。特別な支援を必要とする子どもたちは、個々の障がいの状況や教育的ニーズに応じて、「通級による指導」「特別支援学級」「特別支援学校」で学んでいます。

○特別支援学級等の学級・教室、児童生徒数（５月１日現在）（単位：学級・教室、人）

		R2		R3		R4		R5		R6	
		学級・教室数	児童生徒数	学級・教室数	児童生徒数	学級・教室数	児童生徒数	学級・教室数	児童生徒数	学級・教室数	児童生徒数
通級による指導等	小学校	72	896	80	1,006	85	988	90	1,066	99	1,269
	中学校	14	126	16	178	18	195	21	235	23	297
	合計	86	1,022	96	1,184	103	1,183	111	1,301	122	1,566
特別支援学級	小学校	867	3,996	885	4,074	898	4,181	916	4,367	950	4,544
	中学校	310	1,378	342	1,521	366	1,673	384	1,751	391	1,866
	合計	1,177	5,374	1,227	5,595	1,264	5,854	1,300	6,118	1,341	6,410

（三重県教育委員会調べ）

○県立特別支援学校 18 校の児童生徒数（５月１日現在）（単位：人）

R2	R3	R4	R5	R6
1,773	1,801	1,785	1,828	1,829

（三重県教育委員会調べ）

２ 早期からの一貫した教育支援について

（１）個別の教育支援計画等の作成

小中学校では、通級による指導を受けている子どもや特別支援学級で学ぶすべての子どもに、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」が作成されています。

通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもたちについても、適切な指導と必要な支援を行うため、個別の教育支援計画等の作成をさらに進めることが必要です。県教育委員会では、市町等教育委員会が開催する研修会等において、個別の教育支援計画等の作成や活用方法等について指導・助言するとともに、特別支援学校のセンター的機能として、小中学校からの要請に応じて作成を支援します。

	R3	R4	R5	R6
公立小中学校の通常の学級において個別の教育支援計画および個別の指導計画を作成した学校の割合	支援計画	支援計画	支援計画	支援計画
	小学校 98.3%	小学校 98.3%	小学校 98.0%	小学校 96.8%
	中学校 96.7%	中学校 98.7%	中学校 100%	中学校 97.3%
	指導計画	指導計画	指導計画	指導計画
	小学校 99.7%	小学校 100%	小学校 100%	小学校 99.1%
	中学校 97.4%	中学校 99.3%	中学校 100%	中学校 99.3%

(三重県教育委員会調べ)

(2) パーソナルファイル（市町独自様式を含む）の活用

県教育委員会では、特別な支援を必要とする子どもへの一貫した支援を行うため、情報引継ぎツールであるパーソナルファイルの活用を促進しており、小中学校の特別支援学級に在籍する子どもや、通級による指導を受けている子どもについては、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」だけでなく、パーソナルファイルも、全員が所有・活用するよう取組を進めています。引き続き、切れ目ない支援による自立と社会参画に向けて、パーソナルファイルの積極的な活用をお願いします。本人・保護者にパーソナルファイルの有効性や活用方法を改めて周知するため、令和5年3月にリーフレットを作成しましたのでご活用ください。(資料1参照)

	R3	R4	R5	R6
公立小中学校の特別支援学級において、パーソナルファイルを活用している小中学校の割合	99.2%	100%	100%	100%

(三重県教育委員会調べ)

(3) 中学校から高等学校への支援情報の引継ぎ

特別な支援を必要とする生徒への切れ目ない支援を継続するため、「中学校から高等学校への支援情報の引継ぎ実施要項」に基づいた支援情報の引継ぎを促進しています。各校で作成された個別の教育支援計画、個別の指導計画、パーソナルファイル等が有効に活用され、引継ぎ数は年々増加しています。(令和6年度末の引継ぎについて、各市町等教育委員会と各県立高等学校に実施要項等を送付済)(資料2参照)

		H29 末	H30 末	R1 末	R2 末	R3 末	R4 末	R5 末
支援情報の引継ぎ	全日制	100	126	132	155	180	181	257
	定時制	34	44	47	55	82	81	98
	合 計	134	170	179	210	262	262	355

(三重県教育委員会調べ)

(4) 教員の専門性の向上

発達障がい支援に係る専門性の向上と指導者の育成のため、小中学校および高等学校の通級による指導担当教員の他、市町等教育委員会が推薦する小中学校教員、高等学校や特別支援学校の地域支援コーディネーター等を対象に、発達障がい支援に係る研修講座を開催します。各市町の指導主事や通級による指導担当候補者にも受講についてご案内ください。(資料3参照)

(5) 特別支援学校のセンター的機能の活用

小中学校は、指導方法の相談、個別の教育支援計画等の作成、就学や転学の相談、発達障がいに係る教育相談、関係機関の紹介など特別な支援を必要とする子どもへの指導・支援について、特別支援学校のセンター的機能を活用することができます。

また、かがやき特別支援学校あすなろ分校は、県立子ども心身発達医療センターと連携し、県内全域において「子どもの発達課題に関する地域支援」を行っています。(資料4参照)

(6) 発達障がい支援メンターの活用

県全体の発達障がい支援に係る体制を整備するため、各地域において指導的な立場となる教員(以下、「発達障がい支援メンター」という。)を養成する研修講座を開催しています。

第1期 14名(令和2年から令和3年 全30講座を修了)

第2期 15名(令和4年から令和5年 全30講座を修了)

第3期 16名(令和6年から令和7年 全30講座を受講中)

研修講座を修了した発達障がい支援メンターは、本講座で得た知識、受講者同士のネットワーク等を生かし、今後、市町において発達障がい支援の指導的な立場で、経験の浅い教員等からの相談に応じ、助言します。(資料5参照)

3 高等学校における通級による指導について

学校教育法施行規則の一部改正により、平成30年度から高等学校における通級による指導が実施できるようになり、本県においても伊勢まなび高等学校、みえ夢学園高等学校、北星高等学校、熊野青藍高等学校の4校で実施しています。令和7年度からは、新たに白子高等学校において通級による指導を開始します。

通級による指導では、発達障がいを含む特別な支援を必要とする生徒を対象として、生徒のコミュニケーションスキルを高め、自己理解を深めるなど、社会に出て必要とされるスキルを習得しています。

特別な支援を必要とする生徒は、全ての高等学校に在籍していると考えられることから、各学校のニーズや地域のバランスなどを考慮しながら、実施校の拡充に向けて取組を進めます。

4 交流及び共同学習について

交流及び共同学習は、特別支援学校の子どもと小中学校等の子どもが同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ機会です。特別支援学校では、「交流及び共同学習ガイドライン」(県教育委員会作成)に基づき、地域や学校の状況に応じた取組を進めています。

交流及び共同学習の実施にあたっては、小中学校等と特別支援学校の両校が、実施の内容や方法について事前に十分検討したうえで、継続して取り組むことができるようご理解とご協力をお願いします。(資料5参照)

○副次的な籍について

交流及び共同学習を円滑に進めるための仕組みとして、特別支援学校の小中学部に在籍する児童生徒が、主たる学籍は特別支援学校に置いたうえで居住地の小中学校にも副次的な籍を置く取組があります。具体的には、小中学校の名簿などに特別支援学校の児童生徒の名前を掲載したり、教室に座席を設けたりすることにより、小中学校の児童生徒が特別支援学校の児童生徒をより身近に感じ、同じ地域に住む仲間として関係性を深めることなどが期待できます。本県では、5市6町において取組をはじめていただいております、引き続き、市町等教育委員会の就学支援担当者が出席する会議において、副次的な籍の趣旨や目的を説明して理解啓発を図るとともに、導入に向けて各市町の担当者と協議を進めます。

5 特別支援学校の整備について

(1) 盲学校および聾学校について

①現状

盲学校および聾学校の校舎の老朽化への対応と聾学校の津波浸水にかかる安全対策のため、校舎を津市城山の県立施設跡地へ新築移転することとし、令和6年度は埋蔵文化財調査等を進めました。

新校舎建築については、令和6年5月および10月に公告した工事に関する入札が不調となりましたが、12月に公告した3回目の入札において落札業者が決定し、令和6年度内に契約しました。

②今後の対応

令和7年度は引き続き建築に必要な木材の調達を行うとともに、新校舎の建築工事に着手します。また、旧城山特別支援学校寄宿舎を3校の共同給食調理場として活用できるよう施設の改修を進めます。

なお、新校舎完成後は、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由それぞれの専門性を生かし、特別支援学校のセンター的機能を発揮するとともに、幼児児童生徒が同世代の友だちと切磋琢磨する機会を設けるなど、自立と社会参画に向けた教育を進めます。

【使用開始時期】

- ・令和9年4月から

(2) 松阪・南勢地域の特別支援学校について

①現状

度会特別支援学校の校舎の老朽化への対応と通学時間の負担軽減を図るため、特別支援学校玉城わかば学園および松阪あゆみ特別支援学校に、知的障がい部門に加えて肢体不自由部門を設置することとしています。令和6年度は松阪あゆみ特別支援学校の新館棟建築の実施設計を行うとともに、特別支援学校玉城わかば学園の校舎の改修について検討を進めました。

②今後の対応

令和7年度は松阪あゆみ特別支援学校の新館棟建築に向けた工事を実施するとともに、特別支援学校玉城わかば学園の校舎改修の実施設計を進めます。

【肢体不自由部門を設置する時期】

- ・ 特別支援学校玉城わかば学園 令和 9 年 4 月から
- ・ 松阪あゆみ特別支援学校 令和 10 年 4 月から

(3) 特別支援学校西日野にじ学園について

①現状と課題

西日野にじ学園は、児童生徒数の増加に対して教室に余裕がないため、隣接する旧四日市市立児童発達支援センターあけぼの学園の園舎を四日市市から譲り受け、内部改修を行い、有効活用して対応しています。次年度以降も児童生徒数の増加が見込まれているため、教室確保に向けた早急な対応が必要です。

また、西日野にじ学園は、四日市市、朝日町、川越町、菰野町を通学区域としていますが、学校は四日市市の南部に位置することから、四日市市北部や朝日町、川越町から公共交通機関等を利用して自主通学する生徒は通学に時間を要しています。

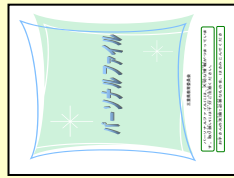
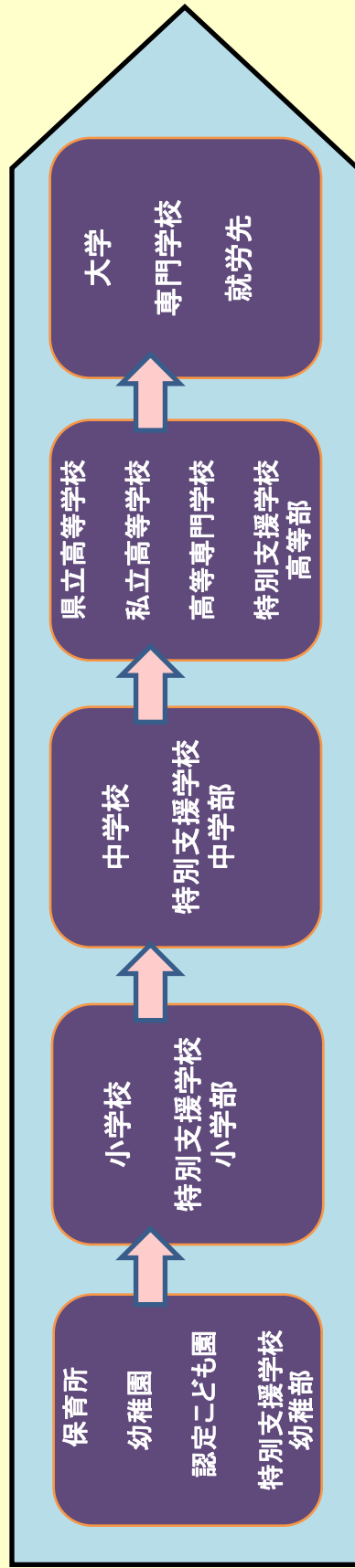
【西日野にじ学園の児童生徒数の推移】 (単位：人) (毎年 5 月 1 日現在)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学部	44	44	55	66	72	88	97	109	111	116
中学部	51	51	52	51	57	50	51	45	62	75
高等部	121	134	132	144	143	147	140	135	131	133
計	216	229	239	261	272	285	288	289	304	324

②今後の対応

西日野にじ学園の狭隘化の解消および自主通学する生徒の負担軽減を図るため、北勢地域の特別支援学校の通学区域を見直すことも含め、県立特別支援学校の施設の活用、増築等について引き続き検討を進めます。

資料1 早期からの切れ目ない支援による自立と社会参画の実現 ～パーソナルファイル(市町独自様式も含む)を活用した他機関への引継ぎ関係図～



市町等の保健・福祉機関や学校・園などで保護者に
配付されたパーソナルファイルへ、さまざまな支援情
報を綴ることで、移行期の引継ぎ資料として活用しま
す。

保護者が作成・管理

学校が作成

パーソナルファイルの必要なページに記入

- ・ お子さんについての情報
- ・ 支援情報
- ・ 支援を受けられる機関一覧
- ・ 自由記録欄 など

個別の教育支援計画

一人ひとりの障がいのある子どもについて、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な支援計画を、学校が中心となり、関係機関と連携し、保護者の参画や意見も取り入れながら作成する計画

個別の指導計画

幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標、内容、方法、評価を盛り込んだ指導計画

関係機関が作成

保健所、病院、サービス事業所などからの情報

- ・ 母子手帳
- ・ サービス利用計画
- ・ おくすり手帳
- ・ 入院診療計画 など

園が作成

就学支援ファイル (幼稚園・保育園等から小学校への移行ファイル)

CLM

(チエック・リスト・イン三重と個別の指導計画):三重県立子ども心身発達医療センター(旧県立小児心療センターあすなろ学園)が開発したアセスメントツール

～支援の輪を広げ、将来につなぐ～ ～パーソナルファイルを作りますか？～



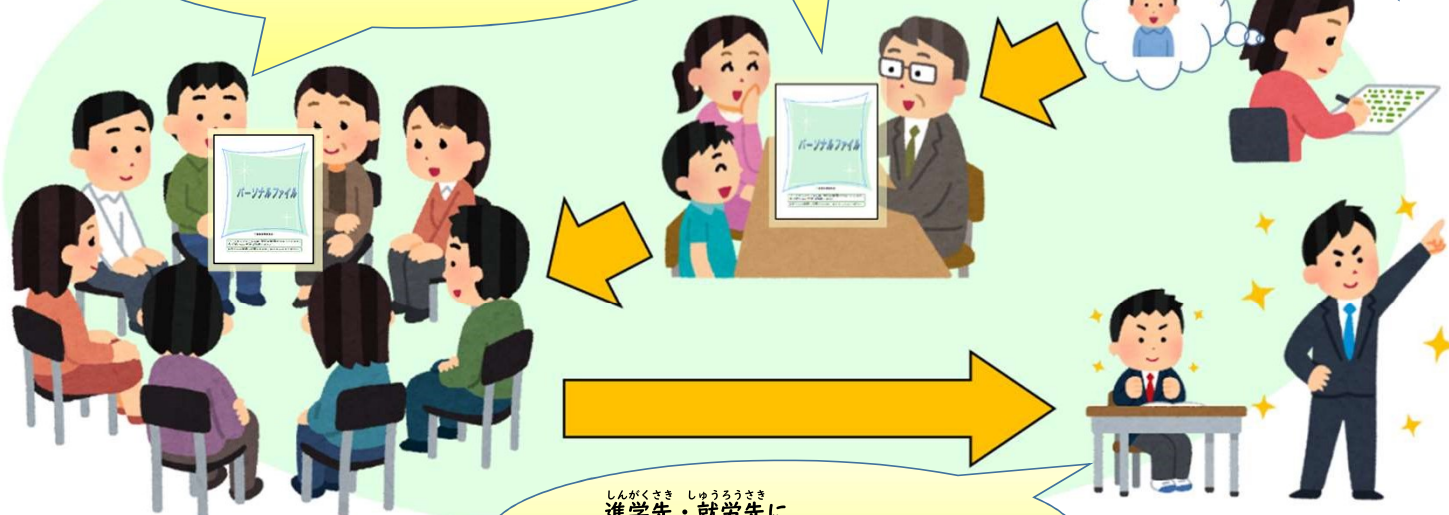
パーソナルファイルは、お子さんの支援に必要な情報を一冊にまとめて、関係機関等に引き継ぐためのファイルです。

担任が代わったとき

つたわります！

相談機関や福祉サービス事業所等に

つながります！



進学先・就労先に

ひきつぎます！

パーソナルファイルのご案内 ～お子さんを支える3つの効果～

つたわります！

パーソナルファイルは、お子さんの状態や支援のポイント、成長したことなどが一冊にまとまっているので、伝わりやすくなります。

- うまく話せなくても、整理することで情報がスムーズに伝わります。
- 相談や懇談のたびに同じ話を繰り返す必要がなくなります。

つながります！

福祉等関係機関との情報共有や連携に活用できます。

- 手帳の取得・更新や年金の申請、福祉サービス利用の際に役に立ちます。
- 通院履歴や療育履歴を、今後の支援のために活用することができます。

ひきつぎます！

これまでの支援の内容を進学先・就労先に引き継ぐことができます。

- 学校がかわっても、お子さんの情報や支援の記録が共有できます。
- 進学・就労の際に、合理的配慮を求めるときにも役立ちます。
- 引き継ぐ内容は、保護者の同意をもとに決定します。

パーソナルファイルの主な内容

1

- **基本情報、プロフィール（誕生～3歳）、発達の様子**
・ 名前、住所等の基本情報や発達の様子を記入しましょう。

2

- **マイページ【幼児期】【就学後】 その他お子さんについての情報**
・ お子さんの好きなこと・得意なこと、苦手なこと、その他の情報を必要に応じて記入しましょう。

3

- **支援等の記録**
・ 各種相談・検査等の記録、医療に関する記録などを書きこんだり、資料をはさみこんだりしましょう。

4

- **進路相談の記録、職場実習の記録**
・ 進路相談や学校見学、職場実習を行った場合に記入しましょう。

5

- **関係機関が作成した情報の綴じ込み**
・ 学校が作成した個別の教育支援計画、個別の指導計画、相談機関等が作成した発達検査の記録、処方箋（お薬手帳）、母子健康手帳、福祉サービスの利用計画等をとじこみましょう。

6

- **支援を受けられる機関**
・ 県内の相談を受けられる機関の連絡先です。必要に応じて活用してください。

パーソナルファイルの作成・活用上の留意点

- ・ パーソナルファイルの作成に当たっては、医療や福祉サービスの担当者、幼稚園・保育所、学校等に相談したり、記入を依頼したりすることができます。
- ・ すべてのページを記載する必要はありません。「不必要」「知られたくない」と思われる部分は記入していただくだけでも大丈夫です。
- ・ パーソナルファイルには、お子さんの大切な情報が盛り込まれています。保護者が大切に管理してください。

パーソナルファイルは、いつからでも使い始めることができます。
学校での懇談や関連機関の相談などに持っていきましょう！

（「はじめまして」のタイミングがおすすめです。）



○ パーソナルファイルは、学校や市町等教育委員会等を通じてお渡ししています。

○ 三重県教育委員会のホームページから、ダウンロードすることもできます。
(<http://www.pref.mie.lg.jp/SHIENKYO/HP/39762033913.htm>)



○ 独自の支援ツールが用意されている市町もあります。お住まいの市町にお問い合わせください。

み え けんきょうい く い いんかい じ むきょく とくべつ しえん きょうい く か
三重県教育委員会事務局特別支援教育課 〒514-8570 三重県津市広明町 1 3 番地
TEL 059-224-2961 FAX 059-224-3023 Email shienkyo@pref.mie.lg.jp

国事業「効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業」

背景

- ・発達障がい等特別な支援を必要とする児童生徒の増加と障がいの状況が多様化している
- ・発達障がいを含む障がいのある児童生徒に対する支援は、全ての学校・学級に求められている
- ・発達障がいのある児童生徒への指導・支援に係る教員の専門性の向上など、適切な指導と必要な支援を行うことができる支援体制の整備の必要性がある

目的

- ・経験の浅い教員の指導・支援に係る専門性の向上を図る
- ・発達障がいのある児童生徒への指導・支援に係る教員へのサポート体制の構築を図る
- ・特別支援学校の地域支援コーディネーターと小中等学校通級指導担当教員が連携した支援体制の整備を進める

通級による指導担当教員等

発達障がい専門研修【4講座】※通級による指導を担当する経験の浅い教員等

- 【概要】 教員の経験等に応じて発達障がいの特性等の理解や通級指導教室の運営方法等の研修です。
- 【主催】 県教育委員会
- 【対象】 ・小中等学校の通級指導担当教員、高等学校、特別支援学校の教員等
- 【内容】 ・通級指導教室の基礎・基本
・実態把握の方法と指導内容の検討
・通常の学級の担任と情報共有の方法 等



発達障がい実践研修【12講座】※通級による指導担当する中堅の教員等

- 【概要】 通級による指導を複数年担当した経験がある教員等を対象とする発達障がいの特性等の理解や指導方法等の研修です。
- 【主催】 県教育委員会
- 【対象】 ・小中等学校の通級指導担当教員、高等学校、特別支援学校の教員
- 【内容】 ・発達障がいのある児童生徒の具体的指導
・事例検討会、校内体制の整備



特別支援教育研究実践報告会

発達障がいエリア研修【5地域各2回】

- 【概要】 特別支援学校が計画した研修会を各エリア（5地域）で実施します。
- 【主催】 県内5地域の特別支援学校、県教育委員会
- 【対象】 ・小中等学校の通級指導担当教員
・高等学校、特別支援学校の教員等
- 【内容】 ・地域の特別支援学校との情報共有
・実態把握の方法と指導内容の検討
・事例検討会 等

発達障がい支援研修【2講座】

- 【概要】 医療と教育が連携したかがやき特別支援学校が主催する研修です。
- 【主催】 県立かがやき特別支援学校、県教育委員会
- 【対象】 ・小中等学校、特別支援学校の教員等
- 【内容】 ・医療の専門家による指導・助言
・かがやき特別支援学校の実践報告 等

県立子ども心身発達医療センターに通院するお子さんの保護者の方へ

かがやき特別支援学校あすなろ分校が お子さんの発達課題に支援を提案します！

かがやき特別支援学校あすなろ分校は、県立子ども心身発達医療センター（以下：医療センター）併設の学校です。医療センターと連携し、三重県内全域の小中学校等を対象に「子どもの発達課題に関する地域支援」をおこなっています。

〈あすなろ分校の地域支援について〉

主治医からの情報や助言、あすなろ分校の実践をもとに、お子さんの在籍校と情報共有をしながら一緒に支援の方法を検討しています。

【支援のすすめ方（例）】

- **お子さんが在籍する学校**（保育園・幼稚園を含みます）に、本校の教員とお近くの県立特別支援学校の教員がうかがいます。
- お子さんが在籍する学校と一緒に、支援について検討します。
- 適時、医療センターの**主治医**と相談や情報共有するなど、連携しながら地域支援を進めていきます。



学校での学習支援方法や
お子さんが過ごす環境の調整などを、
一緒に考えさせていただきます。

【支援をご希望の場合は…】

○通院時に主治医から受け取った別紙「学校用リーフレット」（封筒に入れてあります）を、保護者の方から在籍している学校の先生にお渡しください。

〈個人情報の取り扱いについて〉

- 支援にあたって得たお子さんの情報については、施錠可能な場所で保管し、支援以外の目的として一切使用いたしません。
- 不要となった情報は、シュレッダーによる処理をおこない破棄いたします。

お問い合わせは…

TEL 059-253-2057

三重県立かがやき特別支援学校
あすなろ分校・教育ケースマネージャー
までお願いします



かがやき特別支援学校

あすなろ分校との連携のご案内

かがやき特別支援学校あすなろ分校は、県立子ども心身発達医療センター（以下：医療センター）併設の学校です。医療センターと連携し、三重県内全域において「子どもの発達課題に関する地域支援」をおこなっています。

このたび、医療センターに通院する貴校のお子さんについて、主治医から保護者への提案がありましたので、あすなろ分校との連携のご案内をさせていただきます。内容をご確認のうえ、下記までご連絡ください。



貴校との連携をさせていただくにあたっては、以下の例をご参考にしてください。

【連携について（例）】

主治医からの情報や助言、あすなろ分校の取り組みをもとに、一緒に支援方法を検討します。

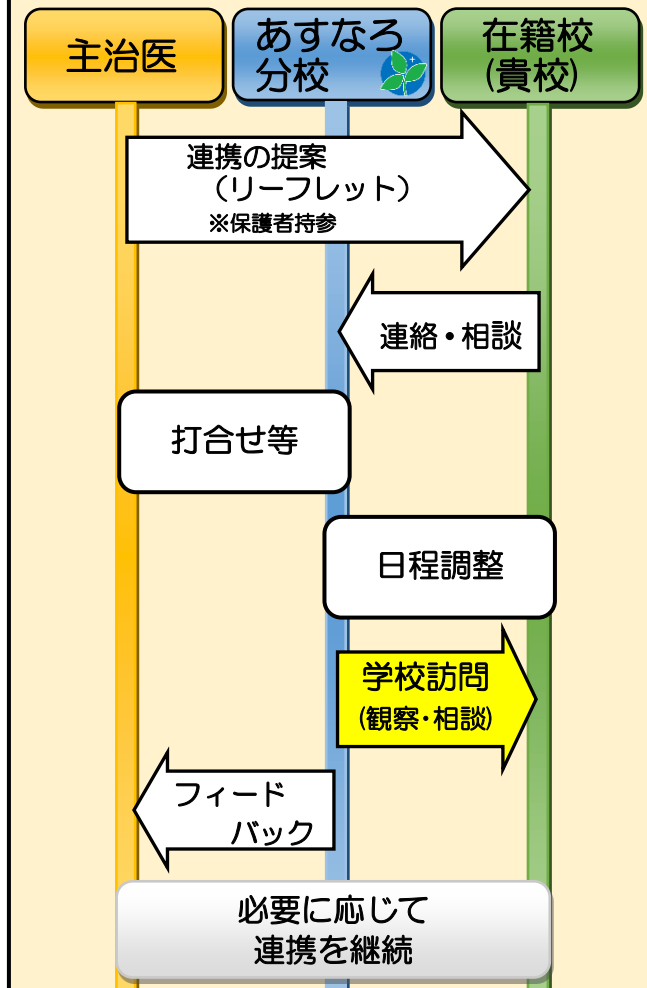
医療と教育で情報共有をしながら、一緒に子どものことを見守っていきます。

【学校訪問について】

学校訪問の際は、**あすなろ分校とお近くの県立特別支援学校の両校の特別支援教育コーディネーター**が訪問し、一緒に連携にあたります。

訪問前には、両校で情報共有をおこない、訪問後の連携の仕方についても相談して対応させていただきます。必要に応じて関係機関とも連絡を取り、連携を図ります。

【連携の流れ（例）】



三重県立かがやき特別支援学校

あすなろ分校

〒514-0125 三重県津市大里窪田町 340-5

ご相談・お問い合わせは…

TEL 059-253-2057

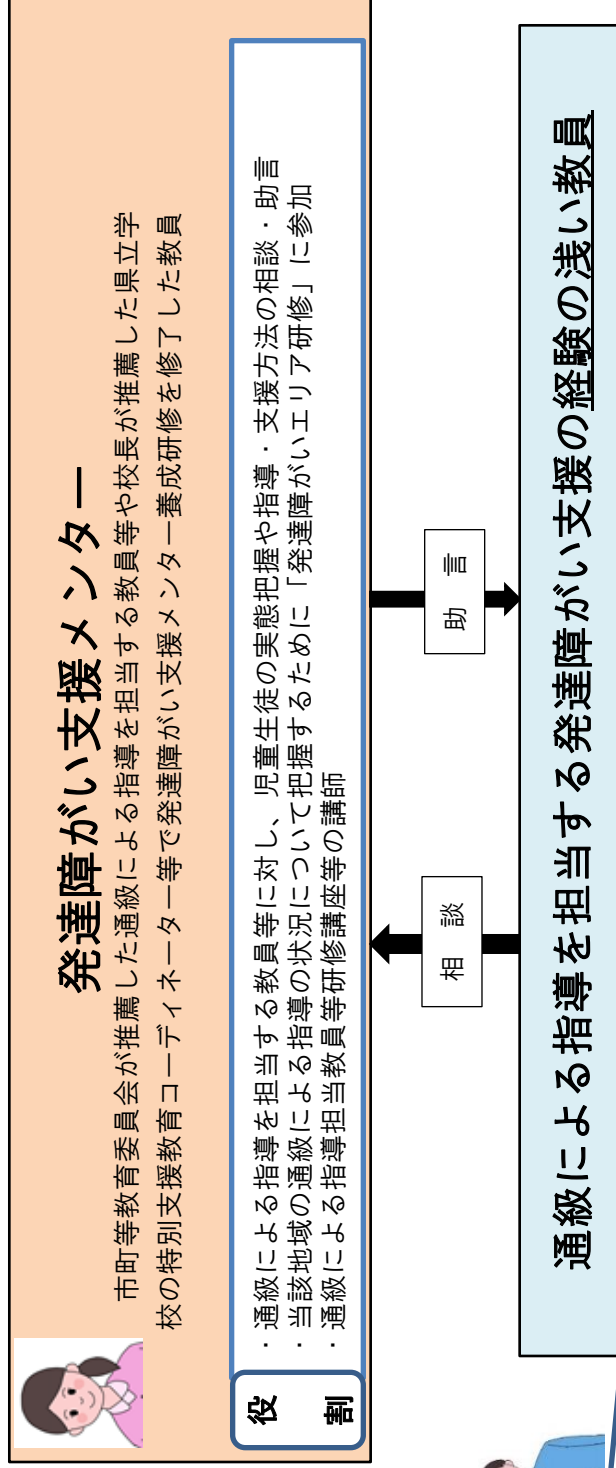
あすなろ分校・教育ケースマネージャー
までお願いします

現状

- 県内の通級による指導を受けている児童生徒数が増加している。(H30：879名 → R6:1,566名(5/1現在))
- 通級による指導担当教員等研修講座受講者のうち通級による指導の経験年数が2年以下の教員が約4割である。
- 地域によっては、通級による指導に関して誰にも相談できず一人で悩んでいる経験の浅い教員がいる。

課題

- 各地域における発達障がい支援に係る指導的立場となる教員の養成
- 通級による指導等における発達障がい支援の経験の浅い教員が困った時に相談できる支援体制



- 通級による指導を受ける児童生徒の実態把握や支援方法、指導などについて相談したい。
- 通級による指導のための教材や教具は、何を用意したらよいのだろうか。
- 通級による指導が困難な児童生徒への対応について相談したい。

【窓口となる連絡先】

- 四日市市・津市・松阪市・桑名市・鈴鹿市・伊賀市・紀北町の通級による指導を担当する教員等
- 各教育委員会を通して、発達障がい支援メンターに支援を依頼
- 上記以外の市町の通級による指導を担当する教員等
- 県立特別支援学校の発達障がい支援メンターに支援を依頼

目指す姿勢

通級による指導を担当する教員は、児童生徒の実態を適切に把握し、授業計画を立案して適切な指導・支援を行うことができます。通常の学級の担任と支援内容を共有し、通級による指導・支援の内容を通常の学級に引き継ぐことができます。

「副次的な籍」について

交流及び共同学習は、特別支援学校に在籍する子どもたちと小中学校に在籍する子どもたちが共に学ぶインクルーシブ教育システムを構築するうえで、重要な教育活動として位置づけられています。

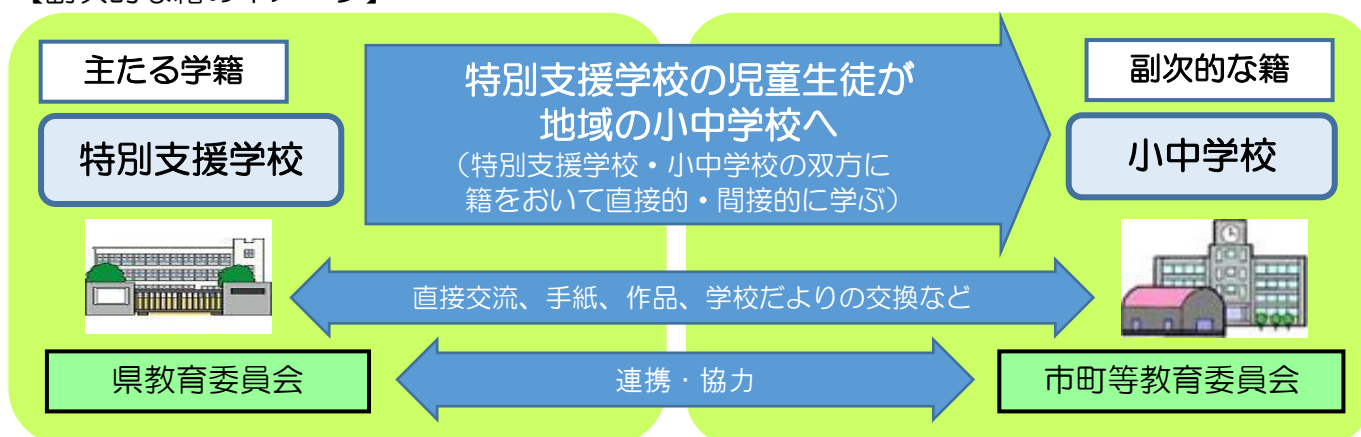
特に、特別支援学校の児童生徒にとっては、小中学校や高等学校の児童生徒と共に活動することが自立と社会参画を促進し、社会を構成する様々な人々と共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ、最も重要な機会となります。

学校や地域において障がいについての理解促進を図るうえで、交流及び共同学習の重要性は一層高まると考えられることから、本県では共生社会の実現を目指して交流及び共同学習の充実を図るために、「副次的な籍」の取組を進めます。

【副次的な籍とは？】

- 副次的な籍とは、「県立特別支援学校の小中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の小中学校に副次的な籍をもち、直接的な交流や間接的な交流をととして、居住する地域において学習する機会の充実を図る」という取組であり、主たる学籍は県立特別支援学校に置き、居住する地域の小中学校にも副次的な籍を置くものです。

【副次的な籍のイメージ】



※本人・保護者の希望を踏まえて実施

【副次的な籍を進めるうえでのポイント】

持続可能であること

●無理なく続けることができる学びであること

- ・たとえ短時間であっても、息の長い取組を積み上げていくことが大切です。本人はもちろんのこと、保護者・小中学校・特別支援学校のいずれにも過度な負担がかからないように配慮する必要があります。
- ・一度に多くのことに取り組むのではなく、中・長期的な見通しを持って進めます。

相互理解を深めること

●お互いを尊重した学びであること

- ・互いを知り理解するためには、実際にふれあう機会を設定することが大切です。
- ・直接ふれあうことが困難な場合は、ICTなどオンラインを活用したり、手紙や作品等を交換したりするなど、間接的に交流することもできます
- ・両校の児童生徒が、お互いを理解し尊重して学べるよう、学習内容を工夫します。

【副次的な籍による効果】

- 障がいのある子どもにとっては、学校を卒業した後も、様々な人々と共に助け合っていく力となり、積極的な社会参加につながります。
- 障がいのない子どもにとっては、障がいのある人に自然に言葉をかけて手助けをしたり、積極的に支援をしたりする行動や、人々の多様なあり方を理解し、障がいのある人と共に支え合うことにつながります。

【●小中学校の取組例】

- ・特別支援学校の子ども用の机やイス、ロッカー、下駄箱など準備し、学級の一員として迎えます。
- ・オンラインによる図工の授業で作成した作品などを教室に掲示します。
- ・行事の案内状や学級通信等を自宅に届けます。
- ・活動をとおして、仲間意識を育てます。

【●特別支援学校の取組例】

- ・オンラインやビデオ等を活用して、特別支援学校での学習の様子を紹介します。
- ・児童生徒の様子を伝えるため、交流を行う前に出前授業を実施します。
- ・特別支援学校の児童生徒に、小中学校に机やイス等があることを伝え、所属意識を育てます。

今までの交流及び共同学習と内容が異なるものではなく、子どもたちの関係性を深化させるものです。

【取組についての Q&A】

Q 小中学校までの送迎や付添いは、誰が行うのですか。

A 小中学校までの送迎は、保護者で行っていただきますが、引率は、原則、特別支援学校の教員が行います。特別支援学校の指導体制により教員の引率が難しい場合は、保護者了解のもと、保護者付添いを依頼する場合があります。その際は、事前に当日の学習内容等について、特別支援学校が丁寧に説明し、保護者了解のもと進める必要があります。

Q 副次的な籍の取組は、直接的な交流だけですか。

A 特別支援学校の児童生徒と小中学校の児童生徒が、直接触れ合い共に学ぶ機会をつくるのが大切であり、大きな意義があります。しかし、直接的な交流がすべてではなく、児童生徒や両校の実態に応じて、作品や手紙、ビデオ交換などの間接的な交流を行ったり、ICTを活用してオンラインで行ったりすることも有効であることから、内容や方法等は工夫する必要があります。

Q 教育課程上の位置づけはどうなりますか。

A 特別支援学校と小中学校間で内容を十分に検討し、特別支援学校の教育課程に位置付けて取り組みます。児童生徒の実態に応じて、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動の授業として計画的に実施し、適切な評価を行います。

Q 交流及び共同学習は、年間何回実施するのですか。

A 回数や時間は、子どもたちの実態やニーズに合わせて設定します。子どもはもちろんのこと、保護者や各学校の負担にならないよう、計画することが大切です。直接触れ合う交流だけでなく、オンラインを活用するなどにより、長く続けられる方法や内容を工夫してください。

Q 交流授業等をより充実した内容にするためには、こういったことに注意する必要がありますか。

A 大切なことは、学校間の事前の打ち合わせです。実施にあたっては、それぞれの学校の教員、児童生徒、保護者など活動に関わる者が、取組の意義や目的、評価等について十分に理解し、共通認識を持って進める必要があります。また、事前・事後の指導を行ったり、活動の目標の達成状況を適切に評価したりすることで、さらに活動の充実を図ることができます。

【副次的な籍に関するお問い合わせ】

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局 特別支援教育課

TEL 059-224-2961

FAX 059-224-3023

1 1 学力の向上について

学力が向上することは、自己肯定感やチャレンジする力を高め、自分の可能性を伸ばすことや将来の夢の実現につながります。

子どもたちが学力を確実に身につけることができるよう、子どもたちが達成感を味わい、やる気、自信にもつながる、「できた」、「分かった」という実感を得られる授業改善、学習習慣の確立に向けた取組を進めます。



1 学力の向上に向けた取組

(1) 学校での取組

- ・各学校は、校長のリーダーシップのもと自校の学力向上計画を作成し、全教職員で計画を共有。
- ・全教職員は、課題があった学習内容について、各学年のつながりを意識し、指導方法を工夫・改善。定着が不十分な児童生徒には個に応じた指導を実施。
- ・学習習慣の確立に向けた令和6年度の取組の検証・見直しを行い、改善・実行。

(2) 市町教育委員会の取組

- ・各市町教育委員会は、令和6年度の取組を検証し、市町の課題の改善に向けて目標数値設定を含めた「学力向上アクションプラン」を作成。
- ・アクションプランに基づいた各学校の令和7年度の取組内容を確認。
- ・各学校の進捗を確認し、必要に応じ支援。

(3) 県の取組

各市町教育委員会と以下の内容について協議。

- ・全国学力・学習状況調査の自校採点やみえスタディ・チェックの結果をふまえた年間の取組について（5月～6月）
- ・全国学力・学習状況調査の結果をふまえた取組内容等について（8月～9月）
- ・「学力向上アクションプラン」に基づいた、市町や学校が注力した取組の検証及び取組内容の更新について（11月）
- ・みえスタディ・チェックの結果をふまえた年度末・年度始めの取組について（2月～3月）

2 学習習慣の確立に向けた取組推進事業【新規重点事業】

学習習慣の確立に向けて、総合的な学習の時間等で、子どもたちが学ぶ意義や、家庭での学習方法、効果的な時間の使い方について学び、実践し、振り返る授業をモデル校（2校）で実施します。授業では、自身の家庭での過ごし方を振り返り、改善しながら、自身や友達の成長を認める場面を設定します。加えて、その授業内容を好事例として、県内に水平展開することで、県全体の学習習慣の確立を図ります。

3 若手教員等の育成を核とした授業力向上の取組推進事業【拡充重点事業】

若手教員等の授業力の一層の向上に向け、モデル校を指定します。授業力向上アドバイザーがモデル校を月1回程度訪問し、若手教員等の授業について指導・助言を行います。加えて、モデル校を複数のグループに分け、互いに提案授業を行い、協議する研修会を引き続き実施し、学校の垣根を越えて学び合う仕組みの構築を図ります。

※令和7年度モデル校：8市町32校（東員町、鈴鹿市、亀山市、松阪市、明和町、伊勢市、伊賀市、名張市）

4 効果的な少人数指導の推進

国語および算数・数学の効果的な少人数指導を推進するため、推進校を64校指定し、学力向上アドバイザー等による指導・助言を通じて指導体制や指導方法を工夫する授業実践の取組の活性化を図ります。加えて、効果がみられた実践例について、研修会等を通じて普及に取り組みます。

5 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて

（1）みえスタディ・チェック

児童生徒が学習内容を確実に身につけられるようにするため、CBTシステムで提供しているみえスタディ・チェック関連問題やワークシートの活用方法等を研修会等で発信し、活用を促進します。

現行の学習指導要領をふまえた内容の充実を図るため、新聞作成について検討を進めます。

＜実施時期、実施学年、実施教科＞

	第1回	第2回
学年	小学校第4、5学年 中学校第1、2学年	小学校第5学年 中学校第2学年
実施期間	4～5月	1～2月
時間	小学校1教科25分（第4学年） 45分（第5学年） 中学校1教科50分	小学校1教科45分 中学校1教科50分
内容	国語、算数・数学、理科 ＊理科は、小学校第4学年は実施なし	国語、算数・数学 ＊理科は、3年に1回程度実施
	学習や生活等に関する質問 ＊令和4年度から実施(CBT)	_____

（2）全国学力・学習状況調査

ア 目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てます。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立します。

イ 調査結果の取扱いの改善の方向性

文部科学省は3月11日に全国的な学力調査に関する専門家会議調査結果の取扱い検討ワーキンググループにおいて、調査結果の取扱いの改善の方向性を提案しました。CBT化への円滑な移行準備とともにCBTの意義を生かした調査の高度化を図るべく、結果提供・公表方法の在り方が具体的に検討されています。

＜結果返却スケジュールの前倒し＞

- ・児童生徒の学びへの還元を最優先に、学校への結果返却の時期を前倒し。
- ・7月中旬 学校向け結果帳票の提供
文部科学省からの結果公表（第1弾）
- ・7月下旬 教育委員会向け結果帳票の提供
文部科学省からの結果公表（第2弾）

＜都道府県・指定都市別の結果公表＞

- ビッグデータを蓄積・活用する観点から、学びの改善に繋がる各種データを公表し、調査実施主体として国が説明責任を果たすべきであり、引き続き都道府県・指定都市の単位で平均正答率・スコアを含む結果公表を行うことが適当。
- その際、教科調査の平均正答率・スコアばかりに注目することは適切ではなく、多面的に解釈することができる示し方に改善することが必要。
 - ・分布や習熟度に目配りした統計表やグラフなどを示す
 - ・学力に影響する他の様々な要素も組み合わせてメッセージを示す
 - ・質問調査も合わせた結果全体について、特徴を把握しやすい形で示す
 - ・表・グラフに加え、記述的な説明を充実する

【参考】全国学力・学習状況調査 児童生徒質問調査結果

() の数値は、全国との差を示します。

① 平日の学習時間（1時間以上）

	H31	R3	R4	R5	R6
小学生	64.2(-1.9)	59.6(-2.9)	56.5(-2.9)	54.0(-3.1)	50.6(-4.0)
中学生	67.5(-2.3)	73.3(-2.6)	68.5(-1.0)	64.9(-0.9)	63.2(-1.1)

② 休日の学習時間（1時間以上）

	H31	R3	R4	R5	R6
小学生	—	53.4(-7.6)	48.2(-7.9)	44.7(-7.8)	40.4(-8.2)
中学生	—	70.9(-6.7)	64.7(-6.1)	59.6(-5.7)	55.6(-7.4)

1 2 いじめの防止に向けた取組について

1 現状と課題

令和5年度における本県公立学校のいじめ認知件数は6,831件（前年度比1,451件増）で、全国的な傾向と同様に増加傾向にあります。いじめの重大事態件数も令和5年度15件と増加（前年度比5件増）しており、増加の要因として、いじめ防止対策推進法の理解が進んだことによる重大事態の積極的な認定や、保護者の意向を尊重した対応がなされたことがあげられます。一方、学校としていじめの兆候を見逃してしまうなどの早期発見・早期対応への課題や、個々の教員が一人で抱え込んでしまうなどの組織的な対応に課題があったことも指摘されています。また、重大事態の認定に至った事案であっても、認定が遅れたことを理由に訴訟に発展したものもあります。

いじめから児童生徒を守るためには、いじめがどの児童生徒にもどの学校でも起こりうることを改めて認識するとともに、法に基づく適切な認知を行ったうえで、管理職をはじめ学校いじめ防止委員会で共有し、いじめの解消に向けた組織的な対応を迅速に進めることが重要です。また、いじめの重大事態の認定についても、法に基づき、躊躇なく認定を行ったうえで、第三者性を確保した組織の調査を行い、再発防止につなげることが重要です。

全ての児童生徒がいじめを許さない気持ちを持ち、いじめの防止に向けて主体的に行動できる力を身につけられるよう、道德等の授業や児童会・生徒会活動、学級活動などの機会を通じて、一人ひとりの違いを理解し他者との絆を大切にしながら、課題を解決する力を育成する取組を一層推進する必要があります。

【本県のいじめの認知件数（校種別）公立校種別】

（単位：件）

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R5-R4
小学校	2,365	2,647	3,004	3,907	4,809	902
中学校	835	794	934	1,051	1,574	523
高等学校	230	302	311	383	397	14
特別支援学校	17	21	19	39	51	12
計	3,447	3,764	4,268	5,380	6,831	1,451

（三重県教育委員会調べ）

【本県のいじめの重大事態件数（公立校種別）】

（単位：件）

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R5-R4
小学校	1	4	4	4	6	2
中学校	1	0	2	3	3	0
高等学校	2	2	0	3	6	3
特別支援学校	0	0	0	0	0	0
計	4	6	6	10	15	5

（三重県教育委員会調べ）

2 令和7年度の取組

(1) いじめの未然防止の取組

①弁護士によるいじめ予防授業の実施

児童が社会性や規範意識を高められるよう、小学5・6年生を対象に、法律やルールに基づく責任や情報モラル等の観点をふまえた弁護士による出前授業を実施します。加えて、令和7年度からは、弁護士と作成した動画教材を活用し、全ての公立小学校において、いじめ予防授業を実施します。

②いじめ予防につながる授業の実施

いじめのない学校づくりを進めるため、自他の立場や感じ方、考え方の違い等が理解できるようになる小学校3年生および4年生を対象として、理論に基づくいじめ予防につながる授業実践の横展開を進めていきます。

(2) 支援体制の拡充

①スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等の配置拡充

いじめを受けた児童生徒や不登校児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応するため、県内全ての小中学校、高等学校、特別支援学校、夜間中学、教育支援センターにSCを配置します。（総配置時間 80,441 時間（前年度比 6,421 時間増）、任用人数 178 人（前年度比 5 人増））。SSWについては県内全ての市町および教育支援センター、夜間中学に配置するとともに、拠点となる中学校区、高等学校、特別支援学校を中心に活動し、関係機関と連携した支援を行います。（総配置時間 26,176 時間（前年度比 1,057 時間増）、任用人数 39 人（前年度比 1 人増））。また、SCやSSW等の専門家とも連携して、児童生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を一定規模以上の公立中学校に引き続き配置します。

②「子どもアドボカシー」の教材開発（新規・重点）

子どもアドボカシー¹の視点を教育現場に伝えるため、教職員、SCおよびSSW等が、子どもの権利および子どもアドボカシーについて学ぶ動画教材を作成します。

③弁護士による支援

解決が困難な事案に対し、学校や市町等教育委員会からの要請に応じ、法律の専門家である弁護士による支援を行います。

④いじめ問題対応サポーターの活用

保護者や学校からの相談に応じるいじめ問題対応サポーターを生徒指導課に1名配置し、きめ細かな支援を行います。

⑤いじめ問題担当教員研修

いじめ問題を直接担当する教員を対象に、いじめのとらえ方や認知した時の

¹ 立場が弱い子どもの声を聴き、子どもの立場に立って、子どもの思いを代弁すること

初期対応、児童生徒や保護者対応の留意点を学び、ケースワークで話し合う実践的な研修を県内6会場で実施し、いじめへの対応力を高めます。

⑥いじめ対応情報管理システム

いじめの迅速な認知と確実な対応を図るため、学校で認知したいじめの内容や児童生徒の状況、対応状況等のいじめに係る情報を学校と市町等教育委員会、県教育委員会が遅滞なく共有し、いじめの問題に対応します。なお、令和6年度中に聴取した各市町等教育委員会からの意見をもとに、検索条件や出力条件の機能等の改修を行いました。本年度も引き続き、より利便性の高いシステムに改修していきます。

⑦ネットパトロール

令和6年度は、児童生徒に関わる誹謗中傷・人権侵害・個人情報の流布等のインターネット上の問題ある書き込み等が、小学校で38件、中学校で579件、高等学校で516件ありました。早期に発見し、早期対応・解決につなげていくため、引き続き専門業者によるネットパトロールを実施します。

(3) いじめ防止の周知啓発

①「STOP! いじめ」ポータルサイトの活用

いじめに悩む子どもたちへの応援メッセージや、相談窓口等を紹介することで、いじめに悩む児童生徒に寄り添った支援を行います。また、学校およびいじめ防止応援サポーターの主体的ないじめ防止の取組やいじめ防止のリレー動画を掲載し、社会全体にいじめ防止の啓発を行います。



②いじめ防止強化月間での取組

4月と11月のいじめ防止強化月間で、ピンクシャツ運動を実施するとともに、ホームルーム活動等で、児童生徒同士がいじめの問題をテーマに話し合い、いじめをなくすために自分にできることは何か考え行動するなど、児童生徒の内面に働きかける取組を推進します。また、児童生徒が県内主要駅やショッピングモールでの啓発イベント等に参加するなど、児童生徒が主体となった取組を推進します。

③いじめ防止に係る動画作成およびコンテスト

令和6年度は、小学校3校、中学校7校、高等学校10校の参加がありました。コンテストへの応募作品には県民からの4,470件の投票に基づき、小中高等学校それぞれから優秀作品賞を選定しました。令和7年度も引き続き、県内の小中学校および高等学校、特別支援学校に対して、「いじめ防止」および「情報モラルの向上」をテーマにした動画を作成する学校を募集します。応募した学校の参加児童生徒は、「いじめ防止」および「情報モラルの向上」に係る研修会で意見交流を行うとともに、動画作成の趣旨とポイントを理解したうえで、メッセージ動画を作成します。児童生徒が作成した動画は「STOP! いじめ」

ポータルサイト上でコンテストを実施し、県民投票による優秀作品の選定を行い、広く県民に啓発を行います。

1 3 不登校児童生徒への支援について

1 不登校児童生徒の状況

令和5年度の県内公立小中学校の不登校児童生徒数は小学校1,769人（前年度比413人増）、中学校2,799人（同310人増）です。1,000人あたりの不登校児童生徒数は、小学校で20.7人、中学校で63.5人となっており、文部科学省が不登校の定義を「30日以上欠席」とした平成10年度以降で最も多くなっています。

不登校児童生徒数のうち、教員（養護教諭以外）を除いて相談機関等で専門的な相談・指導を受けていない児童生徒は小学校646人、中学校1,108人で、不登校児童生徒全体の38.4%にのびります。

そのうち、98.0%にあたる小学校633人、中学校1,086人の児童生徒が教職員から継続的な相談・指導等を受けていたことも明らかとなる一方で、どこからも相談支援を受けていない可能性がある児童生徒が2%いることから、個々の状況に応じた、社会的自立に向けた多様な支援を行う必要があります。

		R1	R2	R3	R4	R5	R5	小学校		中学校	
小学校	不登校児童数	695	823	1,059	1,356	1,769		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
	(1,000人あたり)	7.5	9.1	11.9	15.5	20.7	不登校児童生徒数(A)	1,769	—	2,799	—
全国	(1,000人あたり)	8.3	10.0	13.0	17.0	21.4	学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない児童生徒数(B)	646	36.5 (B/A) 【36.3】	1,108	39.6 (B/A) 【40.3】
中学校	不登校生徒数	1,612	1,616	2,084	2,489	2,799					
	(1,000人あたり)	35.5	35.9	46.1	55.8	63.5	(B)うち、教職員から継続的な相談・指導等を受けていた人数(C)	633	98.0 (C/A) 【88.1】	1,086	98.0 (C/A) 【89.6】
全国	(1,000人あたり)	39.4	40.9	50.0	59.8	67.1					

注) 全国は国公立

【 】内は全国平均

2 不登校支援にかかる国の考え方

国では、平成29年2月施行の「教育機会確保法」や「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年10月25日）に加え、令和5年3月には「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を取りまとめ、不登校対策の一層の充実に取り組むとし、「不登校の児童生徒等への支援の充実について（通知）」（令和5年11月17日）では「引き続き、学校関係者には、不登校児童生徒の社会的自立のために当該児童生徒が学校において適切な指導や支援を受けられるよう尽力いただきたい」と示されています。

さらに、「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について（通知）」（令和6年8月29日）では、学校教育法施行令の一部改正する省令及び「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を成績に反映する場合を定める告示」に示すとおり、文部科学大臣が定める要件のもと、学校の判断で不登校児童生徒が欠席中に行った学習について成績評価を行うことができると明記されたことから、通知をふまえた対応をお願いします。

3 不登校児童生徒への支援の取組（令和7年度）

（1）校内教育支援センターの環境充実事業（一部新規）

令和6年度は、校内教育支援センターを設置したことがない市町に対する環境整備にかかる費用や、不登校を含む長期欠席者が40名以上で、校内教育支援センターを設置していない中学校がある市町等を対象に指導員を配置する際の費用を支援し、その効果を広く周知することで設置の促進を図る事業を行いました。

各市町においても、それぞれに校内教育支援センターの設置に取り組んでいたが、県内の設置状況は、小学校61校（17.9%）、中学校93校（62.4%）となりました（令和6年9月 県教委調査）。

校内教育支援センター設置校からは、生徒が安心して過ごすことができ、教室復帰のステップとなるなどの効果が報告される一方で、指導員の配置増を望む声もあります。

令和7年度は、国の「校内教育支援センター支援員配置事業」を活用し、新規に校内教育支援センターを設置する際の指導員配置にかかる費用等を補助することにより、校内教育支援センターの環境充実に努めます。

また、学習指導員や教育相談員が校内教育支援センターで指導、相談支援にあたることができますので、ご活用をお願いいたします。

（2）多様な学びの場への支援（継続）

フリースクールを利用する経済的な事情のある世帯に対して利用料の一部補助する事業については、対象となるフリースクールが16施設となり、23世帯、31名（小学生19名、中学生12名）に対して支援を行いました。

令和7年度は、隣接する県外のフリースクールで県内在住児童生徒が通室している実績がある場合や、当該年度に事業を開始したフリースクールでも、指導要録上出席扱いとする児童生徒がいる場合は対象とするなど、支援を拡充します。

（3）不登校児童生徒支援推進検討会の開催（継続）

有識者や学校関係者、市町教育支援センターや民間団体の関係者、臨床心理士、福祉、医療の関係者等による「不登校児童生徒支援推進検討会」において、医療につなげたい生徒がいるものの、つながりにくい状況があることから、医療機関との連携のあり方について検討いただきました。

今年度は、特に医療機関につなげる取組について、小児科医との連携のあり方を検討し、年度末を目途にとりまとめ、周知したいと考えています。

（4）不登校児童生徒の保護者に対する相談会の実施（継続）

令和6年度は、県内8会場（1会場は台風のため中止）で不登校の経験者や保護者、支援者による講演会、保護者同士の交流会、SC・SSW等との個別相談会を実施し、県内小中学校の保護者の方に多数参加いただきました。（参加者のべ150名、うち小中学校の保護者は113名）。

保護者の方が適切な支援につながる機会となるよう本年度も県内9会場で開催します。

（5）オンラインの居場所づくり（継続）

令和4年7月から、オンラインを活用した交流や施設見学などの機会づくりに取り組んでおり、広島県、愛媛県、宮崎県、福島県のそれぞれの企画に互いに参

加するなどの連携も進んでいます。令和6年度は、60回実施し、のべ779名が参加いただき、その多くが教育支援センターからの参加となっているところです。校内教育支援センターでの活用も可能と考えますので、ご検討をお願いします。

(6) 相談体制の充実（継続）

SC、SSWの学校や教育支援センターへの配置・派遣時間を拡充するとともに、引き続き教育相談員を配置することにより、不安や悩みを抱える児童生徒一人ひとりに応じ、福祉や医療機関等とも連携した支援を推進します。

(7) 教育支援センターの機能強化（継続）

不登校児童生徒に対する訪問型支援や、地域の福祉や医療機関とのネットワークを活用した不登校支援を進めるため、SCとSSWを8地域9教育支援センターに重点配置するとともに、不登校支援アドバイザーを委嘱し、教育支援センターが行う訪問型支援等についての助言や教育支援センターからの要請に応じた訪問型支援を行います。

＜重点配置＞

桑名市、鈴鹿市、津市ほほえみ教室、津市ふれあい教室、松阪市、伊勢市
伊賀市、名張市、熊野市

(8) 県立教育支援センターの運営（継続）

令和6年度は、56名の登録があり、通室での支援に加え、保護者への相談支援に取り組み、次の一步を踏み出す力を蓄えることのできる居場所として、利用していただいています。

また、義務教育段階卒業後のとぎれのない支援に向けて、高等学校へ進学した後学校への行きづらさを感じたときや、中途退学した後にスムーズに支援につなげることができるよう、中学校3年生の生徒及びその保護者への周知をお願いします。中学生の保護者の相談にも、随時対応しています。

(9) レジリエンス教育の実践（継続）

令和3年度から、レジリエンスを高める教育実践プログラムに基づいて、学校生活や友人関係などで、つまずきや失敗、思うようにいかない状況をしなやかに受け止めて適応し、回復する力（レジリエンス）を育む取組を実践しています。

令和6年度は、県内17校でレジリエンスプログラムに基づく取組を実践いただきました。

今年度も、実践校（約20校）担当者を対象に、5月末から6月上旬に研修会、8月に各実践校との交流会を設け、その後の実践につなげる予定です。

また、発達段階に応じて継続してレジリエンス教育に取り組むことができるよう、プログラムの作成に取り組み、年度末を目途に県内に広く周知する予定です。

(10) スクリーニング活用実践事業（継続）

教員がSSWとともにスクリーニングを活用し、潜在的に支援が必要な児童生徒を早期に把握する取組を、伊賀市、四日市市、鳥羽市及び県立高校で実施するとともに、支援すべき子どもたちをスクリーニングする視点や専門人材との連携のあり方等をまとめた「スクリーニングサポートブック」（仮称）を作成し、年度末を目途に県内に広く周知する予定です。

【事業概要】 フリースクールを利用する子どもたちへの支援事業

は変更箇所

1. 補助対象世帯について（変更なし）

県内公立小中学校若しくは県立学校（通信制は除く。）に在籍する児童生徒、又は県立学校を中退して在籍がない、若しくは県内公立中学校を卒業後進路が決定していない高校生年代の者で、対象フリースクールを利用（学習塾としての利用は除く。）しようとする者がいる世帯のうち、次の各号のいずれかに該当する世帯とします。

- ア 生活保護を受けている世帯
- イ 就学援助を受けている世帯
- ウ 保護者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯
- エ 児童扶養手当を受給している世帯

2. 支援対象の範囲及び金額（変更なし）

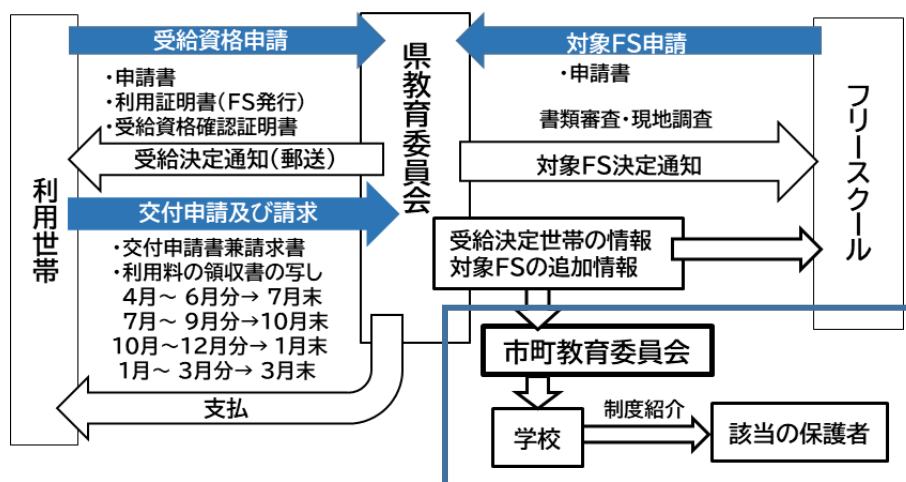
利用料の2分の1の額。児童生徒等1人につき、1カ月につき上限15,000円。

3. 対象フリースクールについて（一部変更）

フリースクールのうち、次に掲げる要件のすべてを満たすものとします。

- ① 不登校児童生徒等の将来の社会的自立をめざして、学習支援及び教育相談等に関する取組の提供を主たる目的としていること。
- ② 事業実施の当該年度又は前年度に指導要録上、出席と認められている県内の利用者がいること。
- ③ 利用者が在籍する学校で授業をしている時間帯に不登校児童生徒等が通室していること。
- ④ 利用者が安全安心に活動できるよう、複数の者が指導支援（学習支援や相談業務）に携わることができること。
- ⑤ 利用料を明確にし、Webページ等で広く情報提供がされていること。
- ⑥ 利用者が在籍する学校の校長からの要請により、活動状況の情報を提供するなど、学校と連携できること。
- ⑦ 政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと。
- ⑧ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- ⑨ その他、県教育長の要請に応じて、活動状況の情報を提供したり現地調査に応じたりすること。

【制度のイメージ】



14 県立夜間中学（みえ四葉ヶ咲中学校）について

令和7年4月1日に開校しました。

1 「学びの多様化学校」（いわゆる不登校特例校）の指定について

学齢期の不登校生徒（中学生）を受け入れるため、文部科学省と協議を進め、令和7年3月19日付で文部科学大臣より「学びの多様化学校」の指定を受けました。

- ・学校種 中学校
- ・設置形態 本校型

2 入学・転入学状況（令和7年4月1日現在）

【コース別】

夜間中学コース	36名（うち外国籍10名）
学びの多様化学校コース	30名

【市町別】

（人）

	朝日町	川越町	四日市市	菰野町	鈴鹿市	亀山市	津市	松阪市	名張市	伊勢市	鳥羽市	御浜町	合計
夜間中学	0	1	4	1	4	1	20	3	0	2	0	0	36
多様化	1	0	2	1	7	2	10	2	2	1	1	1	30

【学年別】

（人）

	1年	2年	3年	合計
夜間中学	27	3	6	36
多様化	13	8	9	30

個に応じた学びを保障するため、学びの多様化学校コースの生徒の受入れは停止しています。年度途中の受入れについては、開校後の状況をみて判断します。

3 学級予定数と教員の配置予定

夜間中学コース3クラス、学びの多様化学校コース3クラスとし、次のように教職員を配置しました。

- ・常勤教員 14人（校長、教頭を含む）
- ・非常勤講師 1人
- ・養護教諭 1人
- ・事務職員 1人

※その他、業務支援員、スクールカウンセラー等の職員を配置しました。

4 令和8年度の生徒受入に係るスケジュールについて

令和7年7月 市町等教育委員会への説明会
学校説明会
8～9月 入学希望者説明会
手続き開始

5 みえ夜間中学体験教室

さまざまな事情により、中学校へ十分に通うことができなかった方に夜間中学を体験する機会を設け、義務教育の内容を学ぶ機会を提供するとともに、夜間中学への理解を深めていただくことを目的として、令和7年度も夜間中学体験教室を実施します。

【開催期間】 令和7年5月14日（水）～令和8年2月25日（水）
全32回（2回の校外学習を含む）

【会場】 県立北星高等学校

1 5 平和教育について

1 趣旨

児童生徒の「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質」の形成に向けて、平和教育に関する授業改善および教員の指導力向上、児童生徒の平和について考える意欲の向上を図ります。

2 県としての役割

戦後 80 年の節目の年を迎え、戦争体験者の語り部が減少していることをふまえ、若い世代への歴史的事実の継承が重要な教育課題となっているため、県全体の平和教育の質向上につながる取組の充実を図ります。

3 研修会等の実施

主に教職経験が少ない教員や平和教育の実践に悩みを抱えている教員を対象に、平和教育先進地の取組事例や戦時中の生活経験者の講話、県政策企画部政策企画総務課が作成した証言動画等をオンデマンドで紹介し、平和教育への活用を促すとともに、授業者が問題解決的な授業実践につながる力を身につけられるよう支援します。

4 研修会の内容及び形態

研修形態 オンデマンド配信

日時 令和 7 年 5 月上旬

内容

- (1) 広島市教育委員会による平和教育の取組事例の紹介
- (2) 県遺族会による戦時中の生活経験者からの講話
- (3) 日本ウクライナ文化交流協会による「ウクライナの現状と今について」の講話
- (4) 県政策企画部政策企画総務課作成「証言動画」の紹介

16 中学校における部活動の地域連携・地域移行について

1 現状

国は、令和5年度から7年度を改革推進期間と位置づけ、休日の部活動について地域移行することを各自治体に求めています。

令和6年度に県が行った調査では、休日の地域連携または地域移行を実施する部活動は、運動部全1511部活動のうち525部活動で、全体の約35%（うち地域移行：約12%）であり、文化部が全315部活動のうち37部活動で、全体の約12%（うち地域移行：約2%）となっています。

令和6年12月に国が公表した、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」（以下、「実行委員会」という。）における中間とりまとめ（案）においては、改革の期間を6年間延長し、令和8年度から10年度を前期、11年度から13年度を後期の改革実行期間と定め、現時点で休日の部活動の地域移行に着手していない地方公共団体においても、前期の間に着手することを求めることとしています。

また、平日の改革については、まずは国において地方公共団体が実現可能な在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情に応じた取組を進めることとされています。

なお、実行委員会の最終とりまとめは、令和7年5月頃に公表される予定となっています。

2 令和6年度の県の主な取組

（1）中学校部活動の地域連携・地域移行に係る周知・広報

県広報紙やテレビ、新聞広告やラジオなど、各種メディアを通して周知・広報を行いました。

（2）JSP0 公認スポーツコーチングリーダー養成講習会の実施

地域スポーツクラブ・スポーツ少年団・学校運動部活動等において、安全・安心で基礎的なスポーツ指導や運営にあたる者を養成する講座を実施しました。

（3）「みえ地域クラブ活動人材バンク」の運用開始

国の実証事業を活用し、地域の指導希望者と受入団体をマッチングするWebシステム「みえ地域クラブ活動人材バンク」の運用を開始し、周知に係るチラシを県内の小中学校に配布したほか、イオンやファミリーマートにチラシを配置しました。4月1日現在の登録者数は128名で、その内訳は運動部が86名、文化部が54名です。（※12名が運動部・文化部の両方に登録しています。）

（4）部活動の地域移行スタートアップ補助事業（運動部・文化部両方を対象）

県独自で、国の実証事業の対象外となるが、市町が行う地域移行を目指した取組を支援する「部活動の地域移行スタートアップ補助事業」（県補助率1/3）を実施し、4市町に支援しました。

（5）部活動改革コーディネーターによる訪問

各市町教育委員会や、総合型スポーツクラブに訪問やオンライン相談を行い、地域移行の進捗状況や今後の取組予定を聞き取るとともに、必要に応じて助言を行いました。

3 課題

（1）地域移行についての周知・広報

関係者をはじめ、より多くの方々に地域移行の必要性を理解してもらうため、周知・広報をより充実させる必要があります。

(2) 人材バンクを活用した指導者の確保と質の保障

人材バンクへの登録指導者数は、徐々に増えていますが、依然として指導者が不足している状況です。また、資格を保有する登録者の割合を高める必要があります。

(3) 受入団体の不足

人材バンクへの登録指導者数が増えていくなか、地域移行先となる団体を同時に増やしていく必要があります。

(4) 地域クラブ活動に係る費用負担

指導者への謝金や、生徒の移動に要する費用負担の在り方について、検討する必要があります。

4 今後の取組

(1) 地域移行についての周知・広報と人材バンクを活用した指導者の確保と質の保障

- ・昨年度と同様に県広報紙やテレビ、新聞広告やラジオなど、各種メディアを通して地域移行についての周知・広報を行います。
- ・人材バンクの活用については、県の地域連携・地域移行の特設ホームページや、チラシを通じて周知・広報を充実させ、地域の方々の部活動の地域移行に対する理解を深め、新たな指導者の確保につなげていきます。
- ・県内の大学や運動部を有する企業等に協力を依頼し、指導者を必要とする市町において指導に携わる方の掘りおこしを行います。
- ・指導者の質の確保については、昨年度に引き続き、JSP0 公認指導者資格を取得するための研修を2回実施します。(昨年度は1回)
- ・**県**スポーツ推進局と連携して、人材バンクの登録指導者に、JSP0 主催の研修会や講習会の案内を行い、指導者の質の確保に取り組みます。

(2) 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備

- ・総合型地域スポーツクラブ、競技団体、スポーツ少年団、市町スポーツ協会など、スポーツ関係団体や、市町文化協会など文化芸術団体を対象に、引き続き協力依頼を行います。
- ・直ちに運営団体・実施主体の確保が困難なため、地域移行ができない市町に対しては、まずは市町が中心となり地域クラブ活動を進めていくなど、新たな運営方法等について、部活動改革コーディネーターが訪問等を行い支援・助言します。

(3) 財政的支援

- ・費用負担の在り方について、国の実証事業を通じた検討や、過去の実証事業における収支構造例を横展開するなどにより、地域の実情に応じた取組が進められるよう支援・助言します。
- ・各市町が財政状況に影響されず円滑に地域連携・地域移行を進められるよう、恒久的な補助事業の構築や必要な財源の確保、支援の充実を国に要望します。さらに、経済的に困窮する世帯の生徒をはじめ、保護者負担の軽減など、継続して幅広い支援を国に要望します。
- ・部活動の地域連携・地域移行の推進を図ることを目的に、引き続き、国の実証事業と部活動の地域移行スタートアップ補助事業を実施し、地域の実情に応じて取組を進める市町を支援します。

参考1：部活動の地域移行スタートアップ補助事業（運動部・文化部両方を対象）

（予算額：2100 千円 県補助率：1/2）

〈主な取組〉指導者配置支援

〈補助対象経費〉報酬、報償費、旅費、役務費

参考2（次ページ）：県地域連携・交通部スポーツ推進局スポーツ推進課の取組について
県スポーツ推進課の委託を受けて公益財団法人三重県スポーツ協会が実施する中学校部活動の地域移行に向けた取組を推進する事業（総合型地域スポーツクラブ改革推進事業）の概要について、次ページを参考にしてください。

実施期間は、中学校部活動の地域移行改革推進期間までとします。（当面は令和7年度までとされていますが、国の動向により延長の場合もあります。）

総合型地域スポーツクラブを受け皿とした
中学校部活動地域移行推進事業の概要（令和7年度）

本事業は、令和6年度より中学校部活動地域移行の受け皿の一つとされる総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という）の資質向上取組を強化する事業として実施しています。
事業の委託先：公益財団法人三重県スポーツ協会

1 中学生を対象とした体験会の実施及びチラシ等の作成

（1）体験会の実施〔継続〕

中学生が総合型クラブの活動を体験できる体験会を実施します。

〔 R 6 実績：県内9クラブ、計58回、陸上やサッカー、ソフトテニス等実施 〕

（2）総合型クラブを紹介するチラシ等の作成〔継続〕

中学生が総合型クラブに参加しやすいように、中学校や中学生、保護者や地域に対して総合型クラブの特色や活動内容を紹介するチラシ作成等への助成を行います。

〔 R 6 実績：計50,000枚作成し県内中学校へ配布 〕

2 総合型クラブ関係者を対象とした先進的事例を学ぶ研修会と視察

（1）研修会〔継続〕

県内各地域において、先進的に中学校部活動地域移行を行う総合型クラブ等から講師を招いた研修会を実施します。

〔 R 6 実績：総合型クラブ関係者や市町行政担当者向けに次の研修会を開催。 〕
①Web研修会：4回（県内総合型クラブの取組を紹介）
②対面研修会：2回（ためまアスレチッククラブと新潟県長岡市から講師を招き講演や情報交換を行う）
③総合型クラブ主体の研修会：5回

（2）視察〔一部追加〕

先進的に中学校部活動地域移行を行う県内外の総合型クラブや行政等の視察を行います。

〔 R 6 実績：8か所訪問（総合型クラブ、中学校、行政機関、国の重点地域） 〕

3 総合型クラブの受入れ体制強化

（1）資格取得の支援〔一部追加〕

総合型クラブの円滑な運営に向けて、日本スポーツ協会クラブマネジャー等資格取得の支援を行います。また、各教室の指導者が専門資格を取得することで、資格のある指導者から最新の知識・技術の指導を受けれることにより、生徒や保護者が安心して総合型クラブの活動に参加できる体制を整備するため、日本スポーツ協会等指導者資格取得の支援を行います。なお、支援の対象は、個人ではなく総合型クラブとし、補助率や上限の設定があります。

〔 R 6 実績：クラブマネジャー3名、アシスタントマネジャー5名を養成 〕

（2）中学生受入れ体制強化に向けた研修会〔新規〕

総合型クラブの質的充実を図るため、教室指導者や運営スタッフを対象とした中学生の指導方法や安全管理等の研修会を開催します。

17 体力向上について

全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、子どもの体力・運動能力や体格、運動意識、運動習慣、生活習慣、学校の取組等を調査しています。本県の調査結果を全国や前年度と比較・分析することで、子どもたちの体力の現状や傾向を把握し、県の取組に活用しています。また、市町等教育委員会にも情報共有し、各市町における体力向上の推進に活用されています。

1 現状と課題（令和6年度調査における児童生徒及び学校に対する調査結果より）

（1）児童生徒について

○体力・運動能力について

- ・体力合計点は、全国と比較すると、前年度と同様に、中学校男子は上回るとともに、コロナ禍以前（令和元年度）の水準に戻りましたが、小学校男女及び中学校女子は下回りました。
前年度と比較すると、小学校男女は下回り、中学校男女は上回りました。
- ・種目別に、全国と比較すると、小・中学校男女合わせて34種目中12種目が上回り、1種目が同値でしたが、21種目が下回りました。
- ・全身持久力をはじめとする、筋力、筋持久力、柔軟性、敏捷性、スピード、瞬発力、巧緻性等の各分野での底上げが必要です。

○運動意識、運動習慣、生活習慣について

- ・運動意識について、「運動やスポーツは大切」、「体育・保健体育の授業は楽しい」と回答した児童生徒の割合は、小・中学生男女とも全国を上回っており、各学校において子どもたちが運動やスポーツの大切さや楽しさを感じられるような体育・保健体育の授業が行われているものと考えられます。
- ・運動習慣について、体育・保健体育の授業を除く1週間の総運動時間420分以上の児童生徒の割合は、小学校男女は全国を下回るとともに、減少傾向が続いています。中学校男女は全国を上回っていますが、減少傾向が続いています。小・中学生とも自主的な運動習慣の定着に向けた取組が必要です。
- ・生活習慣について、朝食を「毎日食べる」と回答した児童生徒の割合は、前年度と比較すると、小学校男女は低下しましたが、中学校は男女ともに上回りました。「平日のスクリーンタイムが4時間以上」と回答した児童生徒の割合は、小・中学校男女とも前年度を上回るとともに、全国も上回り、年々増加傾向にあることから、改善を図る必要があります。
- ・前年度と同様に、「運動やスポーツをすることが好き」「運動やスポーツは大切と思う」「体育・保健体育の授業は楽しい」「自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたい」と回答した、運動意識の高い児童生徒は、体力合計点が高く、「体育・保健体育の授業を除く1週間の総運動時間」も多い傾向が見られました。

体力合計点が前年度を上回った中学校男女については、朝食摂取や睡眠時間（8時間以上の割合が増加）の改善が見られました。

（2）子どもの体力向上に係る学校の取組等について

- ・「児童生徒の体力・運動能力の向上のための学校全体の目標や学年としての目標を設定している」、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を踏まえた取組をしている」学校の割合は全国を上回っており、各学校において、「みえ子どもの元気アップシート」の作成を通して、体力向上のPDCAサイクルに取り組んでいます。しかし、「体育・保健体育の授業以外で、全ての児童生徒の体力・運動の能力向上に係る

取組を行った」、「その取組時間は、前年度と比べて増えた」学校の割合は、全国を下回っていることから、各学校における1学校1運動の取組内容や活動時間が停滞しています。

- ・体育・保健体育の授業におけるICTの活用頻度は、小学校では月に1時間、中学校では週に1時間が最も多く、小学校は前年度と比較すると使用頻度が増加しているものの、全国を下回っています。ICTを適切に活用することで学習の効率化や個に応じた指導の充実が期待されるため、ICTの活用頻度の向上と効果的な活用に向けて取り組む必要があります。

2 具体的な取組

①学校訪問や研修会の実施

・指導主事による計画的な学校訪問、支援・助言

小学校体育指導充実非常勤講師配置校（15校）を中心に学校訪問（春・秋季）を行い、各学校の現状や課題を把握し、課題に対して、子どもたちが主体的に運動に取り組む工夫や、生活習慣の改善を図る取組事例紹介等を行うなどにより、取組や取組後の成果・課題の分析・まとめについて、支援・助言を行います。

・教員研修の充実

小学校元気アップ研修会等において、子どもたちが体を動かすことや、体育・保健体育を楽しめるよう、ICTを効果的に活用するなどした体力向上を図る活動や授業、生活習慣の改善を図る取組の実践に向けた教員の指導力向上に取り組めます。

元気アップブロック別協議会（小・中・三重県体力調査に抽出された高等学校を対象）において、体力調査結果の共有や体力向上マネジメント指導者養成研修（教職員支援機構主催）の還流報告、好事例の取組を紹介などにより、各学校における自己肯定感の涵養も図る体力向上の取組の充実と「体力向上のPDCAサイクル」の確立を推進します。

②良好な運動習慣の定着

・「体力向上トライアル運動」（令和7年度の新たな取組）

「1学校1運動」として取り入れることができる取組として、楽しみながら取り組める遊び運動（「体力向上トライアル運動」）を実施します。

「体力向上トライアル運動」指定協力校（小学校体育指導充実非常勤講師配置校）と参加を希望する小・中学校を対象に、有識者を招いた「体力向上トライアル研修会」を年間数回実施し、参加する学校において取組を進め、1月頃に取組の成果や課題の共有を行います。

元気アップブロック別協議会において各学校の取組報告を行うとともに、実践報告書を市町等教育委員会に共有することで、「体力向上トライアル運動」を周知し、1学校1運動の活性化を図ります。

・アスリートの学校派遣

国事業「アスリート派遣（アスリーチ）」を活用し、小・中・高等・特別支援学校において、アスリート・パラアスリートによる体育・保健体育授業を実施することで、運動やスポーツをすることが好きになり、自主的に運動する時間を持ちたいと思う児童生徒を増やす取組を行います。

【実績】R5：15校（小学校） R6：34校（小・中・高等・特別支援学校）

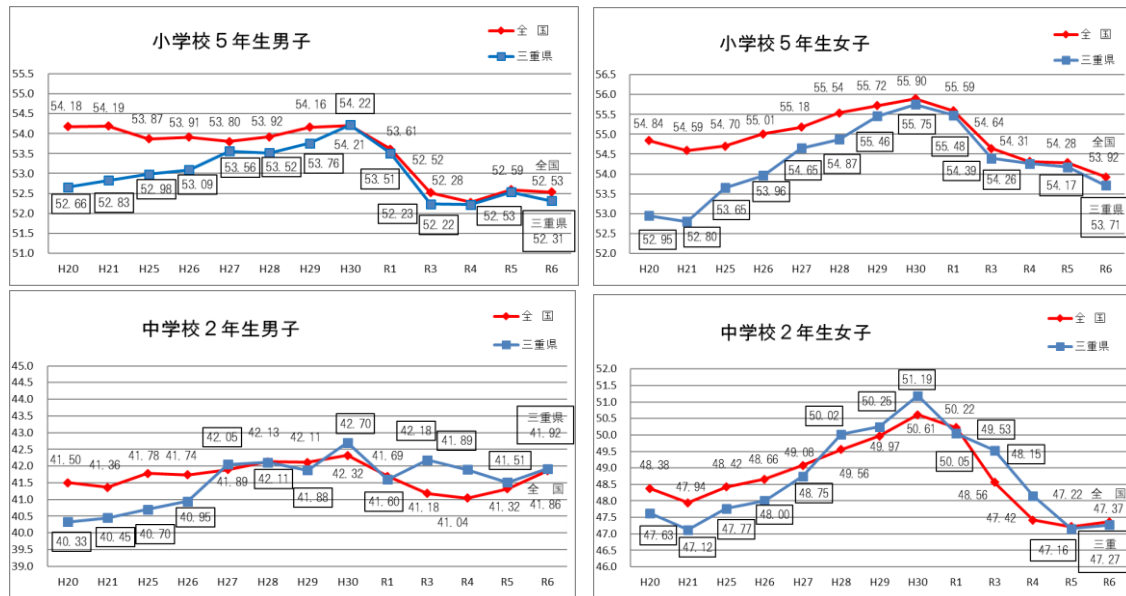
③良好な生活習慣の定着

体力の基盤となる健康な体づくりに向けて、「生活習慣チェックシート」の活用や「早寝・早起き・朝ごはん」の推奨など、子どもたちが自らの生活習慣の見直しや

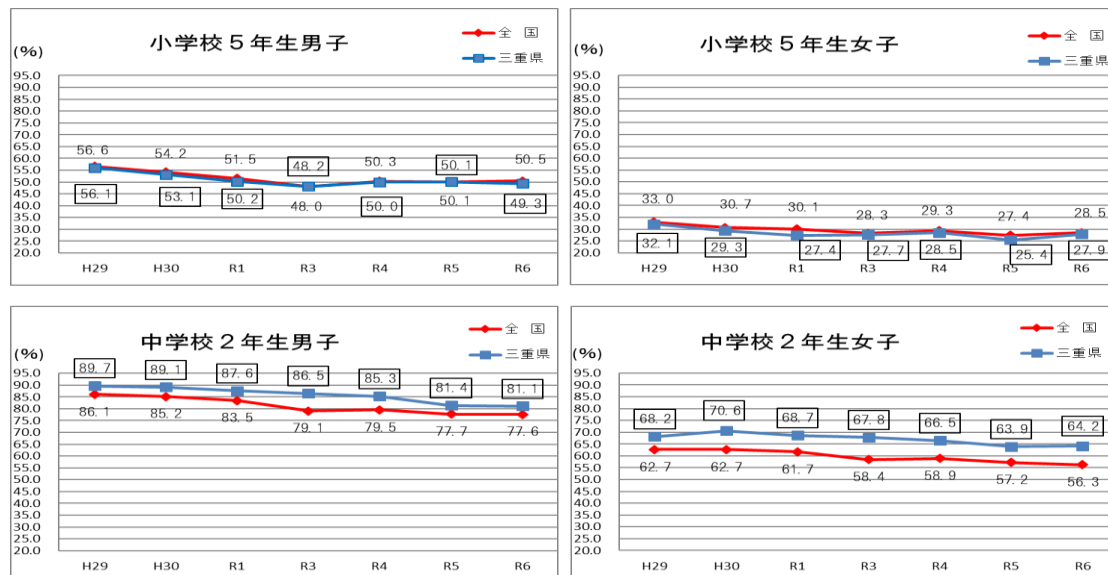
改善を図ることができるよう、各学校における家庭と連携した取組の推進に向けて支援します。

(参考)

(1) <平成 20 年度(初回)以降の体力合計点(握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20m シャトルラン(持久走)、50m 走、立ち幅とび、ボール投げの 8 種目総得点)の推移> (平成 22、24 年度は抽出調査、平成 23 年度、令和 2 年度は調査中止)



(2) <体育・保健体育の授業を除く 1 週間の総運動時間が 420 分以上の割合の推移>



体育・保健体育の授業を除く 1 週間の総運動時間が 420 分以上の児童生徒
 = 運動時間が 1 日平均 60 分以上の児童生徒 = 運動習慣のある児童生徒

※三重県教育ビジョン (令和 6 年度から令和 9 年度)

K P I の項目 : 「運動する時間を自ら確保している子どもたちの割合」

・「運動する時間を自ら確保している子どもたちの割合」は、「全国体力・運動能力、

運動習慣等調査」の「体育・保健体育の授業を除く1週間の総運動時間420分以上の児童生徒の割合」としています。

<運動習慣、運動意識、生活習慣についての令和6年度と令和5年度の比較>

【小学校5年生】

調査内容		男子			女子		
		R6年度 三重県	R6年度 全 国	R5年度 三重県	R6年度 三重県	R6年度 全 国	R5年度 三重県
運動習慣	体育の授業を除く1週間の総運動時間420分以上（％）	↓ 81.1	77.6	81.4	↑ 64.2	56.3	63.9
運動意識	運動やスポーツをすることは好き（％）	↑ 66.4	65.5	65.8	↓ 43.1	43.2	44.4
	運動やスポーツは大切と思う（％）	↑ 70.1	68.2	68.8	↓ 51.1	49.3	51.7
	保健体育の授業は楽しい（％）	↑ 62.4	57.4	61.0	↑ 42.9	39.5	42.4
生活習慣	朝食を毎日食べる（％）	↑ 80.2	81.6	78.9	↑ 74.6	74.4	71.4
	睡眠時間が8時間以上（％）	↑ 36.6	36.3	29.6	↑ 28.2	27.4	23.8
	平日のスクリーンタイムが4時間以上（％）	↓ 33.7	29.6	32.7	↓ 31.6	28.5	30.9
：全国を上回る ↑：令和5年度の三重県を上回る ↓：令和5年度の三重県を下回る ※平日のスクリーンタイム（学習以外で、1日当たりのテレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコン等の画面を見る時間）については、数値が低い方を良好な評価とします。							

【中学校2年生】

調査内容		男子			女子		
		R6年度 三重県	R6年度 全 国	R5年度 三重県	R6年度 三重県	R6年度 全 国	R5年度 三重県
運動習慣	体育の授業を除く1週間の総運動時間420分以上（％）	↓ 49.3	50.5	50.1	↑ 27.9	28.5	25.4
運動意識	運動やスポーツをすることは好き（％）	↓ 73.9	73.0	74.1	↑ 55.7	54.8	54.7
	運動やスポーツは大切と思う（％）	↓ 73.5	71.6	73.8	↓ 61.1	59.0	62.3
	体育の授業は楽しい（％）	↓ 77.2	75.0	77.5	↑ 61.5	59.5	60.5
生活習慣	朝食を毎日食べる（％）	↓ 78.4	81.3	79.2	↓ 76.5	79.5	77.1
	睡眠時間が8時間以上（％）	↓ 69.6	69.4	70.0	↑ 72.7	71.7	71.2
	平日のスクリーンタイムが4時間以上（％）	↓ 31.1	29.7	29.1	↓ 26.7	25.0	24.1
：全国を上回る ↑：令和5年度の三重県を上回る ↓：令和5年度の三重県を下回る ※平日のスクリーンタイム（学習以外で、1日当たりのテレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコン等の画面を見る時間）については、数値が低い方を良好な評価とします。							

18 人権教育について

1 教職員の人権感覚を高める取組

(1) 「人権意識の向上に向けた校内研修」(2024(令和6)年度)の成果と課題

県内の教職員が土地購入に際して部落差別を行うという事案が発生したことを受け、教職員が自らの人権意識をふり返る校内研修をすべての公立学校で実施しました。

【時期】 7月から9月

【内容】 研修動画の視聴および研修用リーフレットを活用した校内研修

【成果】 (各校の実施報告をもとに)

- ・ 差別解消に向けた教職員の認識や学校教育の役割等を確認め合う機会となった
- ・ 人権尊重の学校や職場づくりを積極的に進めようとする意欲を喚起できた
- ・ 人権の基礎基本や差別の構造について理解を深めることができた
- ・ 対話をすることで、人権意識を高め合う職場の雰囲気醸成することができた

【課題】

- ・ 部落問題について教職員の認識に課題があることが明らかになった
- ・ 同僚と人権問題について経験や考えを語り合う機会を計画的につくる必要がある

(2) 課題をふまえた今年度の取組

こうした状況から、すべての教職員が部落問題についての理解を深め、同僚との対話を通じて部落問題を学ぶ意義を確認め合えるよう、次の取組を進めます。

①教職員人権感覚ブラッシュアップ研修

●部落問題に関する講演を収録した研修動画の配信

研修動画を配信し、すべての教職員が視聴できるようにします。動画内容は、部落問題について学ぶ意義を確認する内容とします。

[実施時期] ・ 人権教育推進委員会等代表者は県教育委員会が行う集合研修までに動画を視聴 (6月～7月)

- ・ その他の教職員は人権教育推進委員会等代表者が行う校内研修に合わせて動画を視聴 (7月～9月)

[実施方法] ・ 各自による視聴を基本とするが、校内研修の際に一斉で視聴するなど、各学校に応じて視聴方法を立案してもよい

●人権教育推進委員会等代表者を対象とする研修会にて校内研修の進め方を説明

県教育委員会主催の人権教育推進委員会等代表者を対象とする研修の中で、研修動画をもとにした校内研修の進め方等について説明します。

[実施時期] ・ 6～7月

[実施方法] ・ 事前に研修動画を視聴のうえ、県内各地域10会場で実施

●部落問題に関する理解を深める個人研修用リーフレットを作成・配付

教職員が部落問題の現状や自分との関わり等について理解を深めるための個人研修用リーフレットを作成・配付します。(公立学校に勤務する全教職員に配付)

[配付時期]・人権教育推進委員会等代表者を対象とする研修会で配付(6～7月)
 [活用方法]・各自が各校で実施する校内研修の事前学習として活用

●研修動画を活用した校内研修

すべての学校において、研修動画をもとにした校内研修を実施するよう依頼します。

[実施時期]・7～9月

[実施方法]・人権教育推進委員会等代表者によって進行

・校内の教職員は研修動画を視聴したうえで、同僚と部落問題を学ぶ意義を確かめ合う討議を行う

《参考》研修の実施スケジュール

時期	人権教育推進委員会等代表者	すべての教職員
6月 ～ 7月	県教育委員会主催の集合型研修 人権教育推進委員会等代表者会：6～7月 (地区別に10会場で開催) ※講演(研修動画)をもとにした校内研修の実施方法について研修 ※個人研修用リーフレットを各学校の教職員数配付	
6月 7月 ～	研修動画の視聴(ネットDE研修) ※6月～7月に実施する代表者研修会までに視聴する	個人研修用リーフレットによる事前学習 研修動画の視聴(ネットDE研修) ※各校で実施する校内研修までに行う
～ 9月	校内研修の実施 【時期】7～9月 ※人権教育推進委員会等代表者の進行により、講演動画をもとにした研修を実施	

②人権教育に関する校内研修の活性化を図るための資料(動画等)を作成

人権教育に関する校内研修の活性化や個別の人権問題に関する学習促進のための動画等資料を作成します。

2 人権感覚あふれる学校づくりの推進

(1) 人権教育研究推進事業（文部科学省委託事業）

研究指定校（1 小学校、1 中学校）において、「三重県人権教育基本方針」に則した「人権感覚あふれる学校づくり」の先進的な実践研究を行い、その取組手法や指導内容等を普及させることを通して、小中学校における人権教育の充実を図ります。

[研究指定校および研究指定中学校区]

「人権教育研究指定校事業」木曽岬小学校（木曽岬町）、紀北中学校（紀北町）

(2) 人権教育アライメント事業

中学校区や近隣の県立学校を指定し、家庭・地域との連携や校種間連携による人権教育の実践研究を進め、家庭・地域と協働した学校づくりや、異校種の子どもたちによる協働的な学習活動の効果等について研究します。

[研究指定校]

【家庭・地域との連携に係る研究】玉城中学校区（玉城町）

【校種間連携に係る研究】多気中学校区（多気町）および地域内の県立学校

3 人権尊重の地域づくりの推進

(1) 子ども支援ネットワーク活動推進事業

これまでの事業成果をもとに、学校・家庭と地域の多様な主体が連携して教育的に不利な環境のもとにある子どもを支援する子ども支援ネットワークの活動の活性化を図ります。

(2) 「人権が尊重される三重」をつくるこどもサミット事業

子どもたちの「意見を表明する権利」や「参加する権利」を実現する機会として、県立学校、小中学校・義務教育学校等から指定する約 10 校のこども代表（各学校 3 名程度）が集まり、各学校等で取り組んだ学習や活動の成果を発表し、人権が尊重される社会をつくるための意見交流を行います。

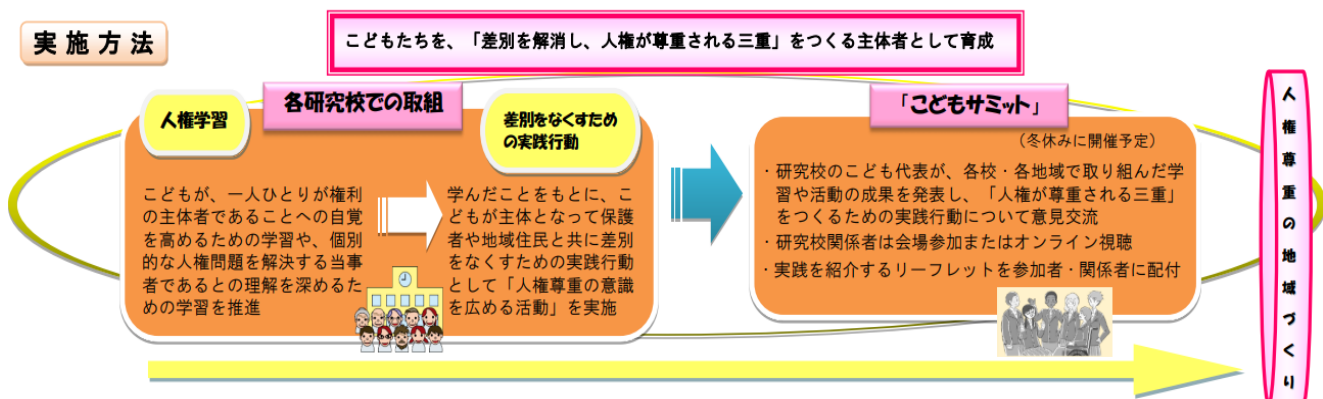
「人権が尊重される三重」をつくるこどもサミット

・令和 7 年 12 月 24 日（水）開催

対象

○令和 6 年度～ 各年 10 程度の研究校（県立学校・小中学校）、研究校（小中学校）を所管する市町等教育委員会

実施方法



4 人権教育ガイドラインの発行

2024(R6)年3月に改定した「三重県人権教育基本方針」に基づき、教職員が人権教育を推進する際の指針となるよう、人権に関わる社会の現状や学校における人権教育の推進のための視点等を示した教職員向けの指導資料として作成しました。

(参考)

- 1973(S48) 同和教育基本方針策定
- 1999(H11) 同和教育基本方針改定、人権教育基本方針策定
- 2009(H21) 人権教育基本方針改定（一元化）
- 2010(H22) 人権教育ガイドライン発行
- 2017(H29) 人権教育基本方針改定
- 2018(H30) 人権教育ガイドライン発行
- 2024(R6) 人権教育基本方針改定
- 2025(R7) 人権教育ガイドライン発行

(1) 全体構成（A4版・91ページ）

内 容	ページ数
〇はじめに	1 ページ
〇監修にあたって	5 ページ
1 同和教育の理念や成果をふまえた人権教育の充実に向けて	4 ページ
2 すべての人がもつ権利について学ぶ取組	5 ページ
3 個別的な人権問題に対する取組	32 ページ
4 人権教育を推進するうえで大切にしたいこと Q&A	32 ページ
〇付録（資料） 県差別解消条例、県人権教育基本方針等	12 ページ

(2) 作成のポイント

- ・「こども基本法」「三重県子ども条例」の施行等をふまえ、子どもが自らを権利の主体であることを自覚する取組の必要性について記載しました。
- ・三重県人権教育基本方針が示す16の人権問題について、その現状と推進の視点、学校における具体的な取組内容を記載しました。
- ・「知識的側面」「価値的・態度的側面」「技能的側面」の三側面のバランスの取れた人権教育を各学校で進める際の指針となるように内容を構成しました。
- ・子どもの生活背景を知ることや仲間づくりの重要性等、人権教育の重要な柱となる事柄をQ&A形式で解説しました。

(3) 対応

- ・県内全公立学校に冊子（小学校等8冊、中学校等5冊、県立学校8冊、等）を配付するとともに、PDFデータも送付します。
- ・市町等教育委員会及び三重大学附属学校等、関係機関に配付します。
- ・本年度実施する管理職・人権教育担当者・初任者等対象の研修会、人権教育課事業や校内研修会での指導助言等を通じて内容を紹介し、活用を促進します。
- ・ホームページ上でも閲覧できるようにします。

5 その他

(1) 人権教育広報・研究事業

「三重県人権教育基本方針」に基づいた取組が推進されるよう、研修会やホームページ等をとおして、令和7年3月に発行した「人権教育ガイドライン」の内容を周知します。また、人権教育の推進に係る相談に対応します。

(2) 人権教育研修事業

人権教育を推進する要となる管理職や人権教育推進委員会等代表者を対象とする研修を実施し、各校における教職員研修を促進します。

また、各学校や地域における実践のリーダーとして高い専門性を持った教職員を育成します。

「人権教育推進管理職研修会」

・令和7年5月27日（火）〔集合研修とオンデマンド研修の併用型〕

「人権教育推進委員会等代表者研修会」

・地域別に6月下旬から7月上旬に実施

(3) 指導資料作成事業

教科等さまざまな場面で個別的な人権問題に関する学習を促進するための指導資料を作成します。

19 令和7年度「みえ祭探検隊」の実施について

1 県内の祭礼行事の現状と課題

(1) 祭礼行事の担い手の減少

県内各地域における祭礼行事(祭り)は、少子高齢化や過疎化により、担い手不足が深刻化しています。そこで未来の担い手育成を目的に、令和5・6年度に「みえ祭協力隊」として、小学生から高校生を募集しました。そして、児童・生徒が実際の祭りを体験取材し、その成果をワークショップでまとめ、発表会で報告することで、祭りの大切さや新たな魅力の発見など、参加者が感動を得る取り組みを行いました。

令和5年度は20名(応募者84名)、令和6年度は29名(応募者99名)の合計49の児童・生徒が参加しました。参加者や保護者からは「祭りの大切さを実感した」などの意見があったほか、祭りの担い手である保存団体からは「新たな魅力の発見となった」や「祭りの継承へのモチベーションが高まった」との意見が寄せられました。

(2) 令和5・6年度の取り組みにおける課題

対象の祭りが夏休み期間に限定されたことや、参加希望者が定員を大きく超え、参加できなかった児童・生徒が多数みられるなどの課題がありました。そこで、令和7年度より「みえ祭探検隊」とし、より多くの児童・生徒が、さまざまな祭りに参加体験できるように、実施方法を見直しました。

2 「みえ祭探検隊」の実施内容及び「みえ祭探検隊 体験発表会」までの流れ

(1) 対象

小中学校・高校・特別支援学校の児童生徒100名程度。
(参加料無料・県電子申請システムによる事前申し込み制)

(2) 内容

①「みえ祭探検隊 事前学習会」

- ・児童・保護者が参加しやすい夏休みのはじめ頃に開催。
 - ・県内の主要なお祭りについて専門家や担い手が実演も含め解説。
 - ・児童がお祭り道具の実物に触れて、体験できるワークショップ。
- ※参加者には、祭り当日に体験ができる参加認定証などを発行。
- ・事前学習会以降に開催されるお祭りを紹介。

※ 事前学習会出演候補のお祭り

獅子舞、かんこ踊り、唐人踊り、山鉾屋台行事(お囃子)、人形芝居など

※ 体験できるお祭りの候補は、現在調整中。

②「みえ祭探検隊」

事前学習で得た体験をもとに、県内各地で開催される様々なお祭りに各自参加し、体験する。

※事前学習会の参加認定書を提示することで、お祭りでの参加者特典を予定。

(山車を引く、笛を吹く、太鼓をたたく等)

※お祭りには、児童・保護者各自でご参加いただきます。

③体験レポートの募集

児童生徒が実際に訪れた祭りについて、体験発表会で発表するレポートを募集。

④「みえ祭探検隊・体験発表会」

保存団体も参加する体験発表会で、体験したお祭りの魅力や新たな発見などを発表する。保存団体と児童生徒との交流を兼ねる。

3 今後の予定

6月上旬～下旬 募集期間

7月上旬～下旬 「みえ祭探検隊 事前学習会」

8月～2月中旬 「みえ祭探検隊」

9月上旬～2月中旬 体験レポート募集

2月下旬 「みえ祭探検隊 体験発表会」

※体験発表会では、無形民俗文化財の保持団体や行政担当者が参加し、祭の継承に係る課題について意見交換します。

4 募集・申し込み方法

① 募集方法

県のホームページや報道等で発表予定。また、県内の全小中高各校にはポスター一等を送付予定。

② 申し込み方法

県電子申請システムを利用予定。詳細は後日周知。

③ 体験レポートの募集

メールもしくは郵送で受付。みえ祭探検隊・体験発表会の発表者へ、後日連絡。



20 教職員の資質向上について

1 教職員の資質向上に係る考え方

社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難となっており、これからの学校には、一人ひとりの子どもが自分のよさや可能性を認識するとともに、多様な人々と協働しながら、さまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められています。

そのため教職員は、子ども一人ひとりの力を最大限に引き出し、主体的な学びを支援する役割を果たすことができるよう、教職生活全体を通じて新しい知識や技能を学び続ける必要があります。さらに、学校が抱えるさまざまな課題の解決に向け、組織的・協働的に取り組む姿勢も必要となっています。

本県においても、学校における教職員の年齢構成が変化し、経験豊かな教員の指導技術の継承が難しくなっている状況も生まれています。また教員のICT活用指導力など、学ぶ内容や学び方の変化等に対応して求められる資質・能力もあり、これまで以上に組織的、計画的な人材育成を行うことが求められています。

研修担当（県総合教育センター）では、教職員が経験や職種に応じて身につけるべき資質・能力を示した「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」をふまえ策定した「令和7年度三重県教職員研修計画」に基づき、教職に必要とされる素養や専門性に係る研修を実施し、教職員の資質向上を図ります。

2 令和7年度の教職員研修の重点取組

（1）「令和7年度三重県教職員研修計画」に基づいた質の高い研修を実施

- ① 全ての教職員の資質・能力の向上に向けて、職種や経験に応じた法定・必修研修を系統的かつ体系的に実施します。また、研修内容の見直しや実施方法等の改善を図り、より効果が高まる研修を実施します。
- ② 学校における授業改善や教育活動が組織的かつ計画的に推進されるよう、マネジメント力の向上に向けた研修を実施します。さらに、新任管理職研修に加えて、2、3年目の管理職等を対象に、時代や社会の変化に対応した管理職として必要なマネジメント能力を高める研修を実施します。（資料1）

（2）学習指導要領に対応した研修を実施

- ① 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が推進されるよう、「教科等研修」や「授業研究推進リーダー育成研修」等において、より実践的な研修を実施します。
- ② 文部科学省の「生徒の英語力向上推進事業」の委託を受け、教員の英語指導力向上に向けた研修等を実施します。（資料2）
- ③ 教員一人ひとりが、1人1台学習端末等のICT機器を効果的に活用した授業が実践できるよう、ICT活用指導力向上に向けた研修を実施します。

（3）自己肯定感を涵養する教育に係る研修の実施

- ① 自己肯定感を涵養する教育推進事業として、子どもたちが、学ぶ楽しさやわかる喜びを得られる授業改善や、「自分も一人の人間として大切にされている」という実感等が得られる学校づくりの推進に取り組みます。学校単位であったモデル校を中学校区、地域等、広域での

支援もできるよう拡大し、効果的な授業づくりや学校づくりに向けた校内研修支援等に取り組み教職員の資質向上を図ります。【一部新規】（資料3）

- ② 児童生徒の自己肯定感の涵養に向けて、職種やステージに応じて実践力を高める法定・悉皆研修を実施します。
- ③ 県内の好事例をふまえ、受講者同士で協議を深める研修を実施し、各校での実践につなげます。

（4）自他の生命と人権を大切にする教育が推進されるための研修を実施

いじめ問題への組織的な対応や児童生徒、保護者への支援のあり方等について学ぶ研修、子どもたちのレジリエンス力を育むための研修、不登校児童生徒への早期からの支援、学校における組織的支援を行うための研修を実施します。

（5）研修に参加しやすい環境の整備

- ① 集合研修とWeb会議システムを活用した双方向型研修、オンデマンド研修を効果的に組み合わせた学びの支援を実施します。
- ② 市町等教育委員会や県内教育研究所等と連携して地域で、今日的教育課題に対応したブロック別研修を実施します。（70 講座実施予定）

（6）若手教員（新規採用者及び教職経験2～3年次）の育成支援事業（若手教員が自ら学べるオンデマンド教材）【新規】（資料4）

教職経験2～3年目の教員が、自身の抱える課題の解決方法を見出し、教職のやりがい等を実感できるよう、自ら学べるオンデマンド研修用コンテンツを作成し、若手教員の資質の向上を図ります。

3 令和7年度の教職員研修の概要

（1）経験や職種に応じた研修（年間のべ219 講座）

悉皆研修（※経験年数やその職務に応じて全員が必ず受ける研修）を年間のべ219 講座実施します。

令和7年度も、コンプライアンス等の素養や、授業力等の高い専門性を身につける研修、人権教育、特別支援教育、不登校児童生徒への支援やいじめへの対応について学ぶ研修を、教職員の負担を配慮しつつ実施します。また、児童生徒の自己肯定感を涵養する教育について学ぶ研修を実施するとともに、人権教育に係る研修の充実を図ります。加えて、初任者研修等をはじめ、若手教員が参加する研修については、協議や交流の時間を一層充実させ、受講者の悩みの軽減や同僚性の向上を図ります。

《悉皆研修》 ※表の中で（法定）とあるものは、教育公務員特例法による研修

教諭研修	初任者研修（法定）、教職6年次研修、中堅教諭等資質向上研修（法定）
養護教諭研修	新規採用養護教諭研修、養護教諭6年次研修、中堅養護教諭等資質向上研修
栄養教諭研修	新規採用栄養教諭研修、栄養教諭6年次研修、中堅栄養教諭等資質向上研修
幼稚園等教員研修	幼稚園等新規採用教員研修（法定）、幼稚園等中堅教諭等資質向上研修（法定）
新規採用実習助手研修	
教職2～3年次研修	
管理職研修	新任校長研修、新任教頭研修、トップリーダーマネジメント研修（校長2～3年次研修）

主幹教諭等研修	新任主幹教諭研修、新任指導教諭研修
学校事務職員研修	小中学校事務職員主事研修、小中学校事務職員主任研修、小中学校事務職員主査研修、小中学校事務職員主幹研修、小中学校事務職員総括主幹研修、事務の共同実施リーダー研修

《上記以外で、対象者に受講を強く推奨している研修》

特別支援学級等新担当教員研修、常勤講師等研修、採用前研修

(2) 専門性を高める研修（希望研修）

① 授業力の向上（年間 37 講座〈のべ 52 講座〉）

子どもたちの学力向上と主体的・対話的で深い学びの実現や、学びを通じた自己肯定感を涵養する教育の推進に向け、授業力、実践的指導力の向上につながる教員のライフステージに応じた研修を実施します。

- ・教科等に関する研修 24 講座（のべ 27 講座）
（国語2、社会1、算数・数学3、理科4（のべ7講座）、図工美術1、体育2、道徳2、英語9）
- ・授業改善研修（県立学校教科教育研究会との連携講座） 1 講座（のべ 13 講座）

高い専門性の向上につながるよう、司書・司書教諭研修（1 講座）、実習助手研修（2 講座）、校務担当職員研修（3 講座）等を実施します。

また、三重県教育ビジョンの推進に向けた複式学級についての研修（1 講座）を継続するとともに、若手教員支援研修（2 講座）および探究的な学びについての研修（3 講座）を新たに実施します。

② 教育課題への対応力の向上（年間 29 講座〈のべ 45 講座〉）

ア テーマ研修

人権教育や特別支援教育等、喫緊の教育課題に対応したテーマ別の研修を、22 講座（のべ 35 講座）実施します。人権教育研修では、部落問題をはじめ、L G B T 等個別的人権問題を解決するための教育や授業等での具体的な取組を学ぶ研修を実施します。また、不登校児童生徒への支援方法を学ぶ生徒指導研修や、いじめのない学級づくりを学ぶ学級経営研修等、9つのカテゴリで研修を実施します。

- ＜テーマ研修 9 カテゴリ 22 講座（のべ 35 講座）＞
- 人権教育 4、特別支援教育 6（のべ 19）、多文化共生教育 1、キャリア教育 2、学級経営 1、生徒指導 3、乳幼児教育 3、環境教育 1、自己肯定感の涵養につながる研修 1

イ ICT活用指導力向上に向けた研修

学習指導要領の趣旨・内容をふまえ、学校教育の情報化を担う教員を育成することから、教員一人ひとりの ICT活用指導力の向上に向けた研修を 7 講座（のべ 10 講座）実施します。

(ア) 情報教育研修

授業でICTを活用して指導する能力や子どものICT活用を指導する能力等を高めるため、情報リテラシーや思考ツールの有効な活用方法を学ぶ研修等（5講座）を実施します。あわせて、端末の効果的な活用を推進し、児童生徒の主体的な学びや協働的な学びを進めるための放課後ICT活用研修「学年等に応じたICT活用放課後研修」と「授業でのICT活用放課後研修」（年間各4回予定）を遠隔研修で実施します。

(イ) 教員ICT活用地域研修

地域のニーズに応じて、1人1台端末を活用した実践交流や、教科指導等におけるICT機器の効果的な活用法等について研修を実施します。

< ICT活用指導力向上に向けた研修 7講座（のべ10講座） >

- ・情報教育研修 5講座
- ・放課後ICT活用研修 1講座（のべ4講座）
- ・教員ICT活用地域研修 1講座（地域の要望に応じて実施）

③ 英語教育に関する研修（資料2）（年間20講座〈のべ30講座〉）

英語教育を取り巻く環境が大きく変化する中、個々の教員が一人で取り組むのではなく、学校間、市町間、自治体間でそれぞれの事例を共有し、課題に共に向き合う体制づくりが必要です。そこで、令和7年度も文部科学省の「生徒の英語力向上推進事業」を引き続き受託し、英語教育の改善に向けて、以下の4点に取り組みます。

ア ICTを活用した児童生徒の英語力向上に係る取組（各校種で実施）

イ 児童生徒の英語力向上に係る事例の普及に重点を置いた教員研修の実施

< 英語教育に関する研修 9講座（のべ19講座） >

- ・小・中・高 英語教育基礎研修 3講座
- ・小・中・高 英語授業づくり・授業アップデート研修（演習・講義・公開授業） 5講座
- ・中学校地域別研修 1講座（のべ11講座）

< 市町教育委員会等主催の研修 11講座 >

ウ 県外の先進地域への視察および情報収集

エ 市町教育委員会等との連携（小学校英語ブロック別研修や中学校英語地域別研修を実施）

④ 教育相談に関する専門性の向上（年間26講座）

子どもたちの気持ちを受け止め、寄り添った対応ができるよう、教職員の教育相談に係る資質の向上をめざし、経験に応じた研修を年間26講座実施します。

また、令和7年度も引き続き、不登校に係る研修に重点を置き、不登校児童生徒やその保護者の心の理解を深めるため、第2・3ステージの教員を対象としたステップアップ研修において、現代の不登校をめぐる課題について学ぶ研修を実施します。さらに、地域における不登校支援の中核となる人材を育成するため、教育相談地域支援研修を実施し、事例検討を中心とした研修を行い、実践力向上を図ります。また、新たに校内教育支援センター指導員を対象とした研修を実施し、教育相談に係る資質・能力の向上を図ります。

- ・教育相談ベーシック研修 5講座
- ・教育相談ステップアップ研修 7講座（うち、現代の不登校をめぐる課題別研修 3講座）
- ・教育相談リーダー育成研修 6講座
- ・ケース・カンファレンス 2講座
- ・教育相談地域支援研修 6講座（うち、校内教育支援センター指導員育成研修 2講座）

（３）中核的リーダーを育成する研修

組織的な教育活動を推進する学校の中核的リーダーとなる教員を育成する、学校組織マネジメントリーダー育成研修、授業研究推進リーダー育成研修、教育相談リーダー育成研修を実施します。

（４）出前研修

地域や学校の課題に応じて校内研修等の支援を行うことで教員一人ひとりの授業力向上および授業改善等、教育活動や学校運営の質的向上を図るために、依頼のあった学校、市町等教育委員会の授業研究や学校マネジメントの推進に係るニーズに合わせて、集合研修や遠隔研修で実施します。

４ 教職員支援事業

（１）コア・サイエンス・ティーチャー養成拠点構築事業

- ① 三重大と県教育委員会で策定するプログラムに基づき、理数教育の中核的役割を担うCSTの養成とその活動支援を行います。
- ② プログラムには、三重大における講義（休日や長期休業中に実施）の受講や科学啓発活動への参加等が位置づけられており、プログラム修了後CSTを認定します。
- ③ 受講希望者は、県内小中学校教員（Ⅰ種CST）、三重大教育学部大学院生および皇學館大学教育学部大学院生（Ⅱ種CST）から公募します。

（２）教職員支援機構との連携による研修

平成28年3月「まち・ひと・しごと創生本部」において、中央省庁の一部を地方に移転する「政府関係機関の地方移転」として位置づけられたもので、日本語指導の方法について、必要な知識等を習得するとともに、学校、地域の教職員の専門性向上を推進する力を習得した指導者の養成を図るために、外国人児童生徒等への日本語指導指導者養成研修を実施します。

（３）派遣研修

① 新教育大学等大学院教員派遣

県内公立学校の教員を現職のまま大学院（三重大大学院教育学研究科専門職学位課程）へ派遣して、研究・研さんの機会を与えることで資質の向上を図り、本県教育の振興に寄与することを目的として実施します。派遣期間は2年間とし、令和7年度は合計15名を派遣します。

② 大学等教員長期派遣等

県内公立学校の教員を大学等に長期間派遣し、教育実践に必要な専門的な知識・技能を修得させ、教員の資質向上を図ることを目的に実施しています。人権教育研修として大阪教育大学へ1年間（定員1人）、産業教育研修として大学等へ1年間（定員1人）、特別支援教育専門研修として独立行政法人国立特別支援教育総合研究所へ2ヶ月間（定員2人）、発達障が

い児支援のための人材育成研修として県立子ども心身発達医療センターへ1年間(定員2人)の派遣事業を行います。

③ 社会体験研修

民間企業や福祉施設等、広く社会的視野を広め、教員として資質の向上を図る上で適切と認められる派遣先へ、長期(1年間、定員1人)、短期(3日間、定員5人)、夏季(夏季休業中の10~30日間、定員5人)の社会体験研修を行います。

5 指導に課題のある教員に対する研修

(1) 教員フォローアップ研修(資料5)

自らの指導に不安や課題を感じている教員、あるいは、授業等の指導力の向上を図る必要があると考えられる教員を対象に、学校訪問研修やセンター研修をとおして、教員自身がこれまでの実践を見つめ直したり、校長等から指導助言を受けたりして、教員としての素養や資質・能力の向上を図ることができるよう、年間を通じて個々の課題に応じた研修を実施します。

(2) スキルアップ研修(年間10講座)

教職経験5年目までの教諭と臨時的任用講師を対象に、授業づくり(3講座)、学級づくり(4講座)、生徒指導(1講座)、人間関係づくり(2講座)等に関する基礎・基本を学ぶ講座を希望研修として実施します。

令和7年度トップリーダーマネジメント研修 実施要項

1 目的

社会の激しい変化に伴い、学校は複雑かつ多様な課題に対応することが求められており、このような諸課題に対応するには、管理職のリーダーシップと組織マネジメント力により教職員が一体となって組織的に取り組む必要がある。

また、受講奨励において校長自らが喫緊の教育課題や最新の社会情勢等について自律的に学ぶことが求められる。

本研修は、経験2年目および3年目等の校長が、誰一人取り残さず、子どもたちの可能性を引き出す教育の推進に向け、時代の変化に対応した管理職として必要なマネジメント能力を高めることを目的とする。

2 主催

三重県教育委員会

3 対象者

次の条件に該当する者

- ・令和6年度および令和5年度新任校長研修対象者（経験2年目および3年目の校長）
- ・令和4年度以前の新任校長研修対象者のうち希望する者

4 研修概要

(1) 受講講座数

対象者	留意事項	必須受講講座数
令和6年度新任校長研修対象者	・原則として、(2)の4講座の中から令和7年度に2講座、令和8年度に1講座受講する。 ・単年度で全ての講座を受講することを可とする。 (3講座以上受講した場合、本研修を終了とする。)	令和7、8年度の2年間で3講座
令和5年度新任校長研修対象者	・原則として、(2)の4講座の中から令和7年度に1講座受講する。 ・令和6年度の受講状況にかかわらず、希望する全ての講座を受講することができる。	令和6、7年度の2年間で3講座
令和4年度以前の新任校長研修対象者	希望する全ての講座を受講することができる。	—

※令和8年度は講座内容を変更する場合がある。

(2) 日程と内容

回	実施日時	講座内容	会場
1	6月27日(金) 14:00～16:00	【集合】【リーダーシップ論】 講義・演習 「『チーム学校』を最大化させるリーダーシップ論」 講師 株式会社ヤマオコーポレーション 代表取締役 鬼澤 慎人	県総合教育センター
2	8月25日(月) 13:30～16:00	【集合】【スタッフマネジメント】 講義・演習 「ヒューマンリソース・マネジメント」 講師 早稲田大学教育・総合科学学術院 教授 河村 茂雄	県総合教育センター

3	10月27日(月) 14:00～16:00	【集合】【学校教育におけるウェルビーイング】 講義・演習 「VUCA の時代と向き合い乗り越えていく学校教育の あり方」 講師 東京大学公共政策大学院 教授 鈴木 寛	県総合教育 センター
4	11月25日(火) 10:00～12:00	【集合】【リスクマネジメント】 講義・演習 「スクール・コンプライアンスとリスクマネジメント」 講師 淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科 教授 坂田 仰	県総合教育 センター

※今後、日程と内容については、変更する可能性がある。

5 受講申し込み

研修担当（県総合教育センター）Web ページ (<https://www.mpec.jp/>) の
「1 研修講座 → 02 管理職研修 → (N01) トップリーダーマネジメント研修」
で当該研修講座を確認し、「受付中」をクリックして「講座申込み」フォーム
に必要な事項を記入のうえ申し込む。

※研修担当（県総合教育センター）Web ページ (<https://www.mpec.jp/>) の
「1 研修講座 → 14 研修申込みについて」を参照。

6 受講上の留意事項

- (1) 台風等の非常時における実施については、研修担当（県総合教育センター）Web
ページ (<https://www.mpec.jp/>) Information に掲載の「台風、南海トラフ地震、
弾道ミサイル発射等非常時における研修講座の実施について」のとおりとする。
- (2) やむを得ず欠席・遅刻・早退をしなければならない場合、県教育委員会事務局
研修企画・支援課（059-226-3428）に連絡する。
- (3) 上履き、名札（学校名、名前を記載したもの。各所属校で使用しているもので
可）を持参する。
- (4) 研修費用の予算コード
 - ① 小学校・義務教育学校（前期課程）「1181-22」
 - ② 中学校・義務教育学校（後期課程）「1183-22」
 - ③ 高等学校「1186-07」
 - ④ 特別支援学校「0553-07」

7 研修をより深めるために ―おすすめのネットDE研修講座―（参考）

【学校経営】

- ・「学校の働きやすさ・働きがい改革」（2025年1月）
愛媛大学大学院教育学研究科 教授 露口 健司
- ・「学校組織におけるミドル・アップダウン・マネジメント」（2024年12月）
長崎大学人文社会科学域 准教授 畑中 大路
- ・「OODAループで考える学校課題の解決方法」（2024年11月）
国士舘大学体育学部こどもスポーツ教育学科 教授 喜名 朝博
- ・「自己肯定感の涵養につながる Well-Being な学校づくりーラーニング・コン
パス（学びの羅針盤）を手がかりにー」（2024年6月）
福井大学 教授 中森 一郎
- ・「校長に求められるリーダーシップ・マネジメント・人材育成」（2023年12月）
学校法人湘南学園 学園長 住田 昌治

【教育一般】

- ・「ウェルビーイングな学校をつくろう」（2024年3月）
埼玉県上尾市立平方北小学校 校長 中島 晴美
- ・「地方創生と教育～SDGs を学校教育に～」(2020年11月)
東京大学公共政策大学院 教授 鈴木 寛

生徒の英語力向上推進事業

1 経緯と現状

- (1) 平成 28 年度から平成 30 年度は、文部科学省の委託事業である「外部専門機関と連携した英語指導力向上事業」、令和元年度は、後継事業である「児童生徒の発信力強化のための英語指導力向上事業」のうちの「英語教育改善プラン推進事業」を受託した。令和 2 年度は事業が中止となったが、令和 3 年度から令和 5 年度は、同じく後継事業である「小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業」のうち「英語教育改善プラン推進事業」を受託し、「三重県英語教育改善プラン」に基づき英語教育に携わる教員の英語力・実践的指導力向上のための研修を実施した。
- (2) 令和 6 年度は、2 年契約である「グローバル人材育成のための英語力向上事業」のうちの「生徒の英語力向上推進事業」を受託し、県内の英語教育の改善・充実をめざし、1 年目として I C T を活用した児童生徒の英語力向上に係る取組や他の自治体との連携及び教職員研修、他の自治体への視察等の取組を実施した。
- (3) 令和 7 年度は、「生徒の英語力向上推進事業」を引き続き受託し、県内の英語教育の改善・充実をめざし、2 年目として指導と評価の一体化の推進や I C T を活用した児童生徒の英語力向上に係る取組、他の自治体との連携及び教職員研修、他の自治体への視察等の取組を行う。

2 事業内容

英語教育を取り巻く環境が大きく変化する中、個々の教員が一人で取り組むのではなく、学校間、市町間、自治体間でそれぞれの事例を共有し、課題に共に向き合う体制づくりが必要である。そこで、令和 7 年度は英語教育の改善に向けて、以下の 4 点に取り組む。

- (1) I C T を活用した児童生徒の英語力向上に係る取組（各校種で実施）
 - ・英語力向上のための I C T 活用の効果検証（小学校）
 - ・英語力向上のための I C T 活用の効果検証（中学校）
 - ・オンライン国際交流のプラットフォーム作り（中学校）
 - ・取組の普及をめざす「自治体連携オンライン英語授業改善サポート研修」の実施（高等学校）
- (2) 児童生徒の英語力向上に係る事例の普及に重点を置いた教員研修の実施
 - ①基礎研修

文部科学省教科調査官等を講師として、児童生徒の英語力向上に向けた小・中・高をとおした系統的な指導の在り方について学ぶ。
 - ②専門性向上研修

英語教育における授業づくり・I C T 活用・指導と評価・Small Talk の実践等、学校や教員の課題に応じてテーマ別に学ぶ。
- (3) 県外の先進地域への視察及び情報収集

「効果的なＩＣＴ活用」に係る研修や先進的な推進事業の取組を行っている県外の小・中学校での実践を知り、本県の研修講座の構築や取組に生かす。

(4) 教員・学校・市町等教育委員会等への情報発信と連携・支援

児童生徒の英語力向上につながる教員の指導力を高めるために、市町等教育委員会と連携して英語担当指導主事の学習会や出前研修を実施する。また、学習指導要領に基づく指導と評価や、ＩＣＴの活用方法、校内研修に役立つ情報等を、総合教育センターWeb ページやクラウドを活用し発信するとともに、英語通信「Mie English News」を市町等教育委員会を通じて各校に配布する。

令和7年度子どもたちの自己肯定感を涵養する授業づくり支援事業 実施要項

三重県教育委員会

1 目 的

社会の急激な変化により将来の予測が困難な時代においては、子どもたち一人ひとりが持続可能な社会の創り手として、課題解決などを通じて、社会を維持・発展させていくことが求められる。

こうした中、子どもたちが自他のかけがえのない価値を認識しながら、多様な人びとと協働し、さまざまな課題解決を主体的に担うことができる存在であるという認識を持って、自分の可能性を伸ばしていけるよう、自己肯定感の涵養を図ることが重要である。

このことをふまえ、県内にモデル校およびモデル地域※をおいて、子どもたちが学ぶ楽しさ・わかる喜びを得られる主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善や、「自分も一人の人間として大切にされている」という実感等が得られる学校づくりに向け、教職員の資質・能力の向上を図る研修等を通じて、自己肯定感を涵養する授業づくりや学校づくりを推進し、子どもたち一人ひとりの自己肯定感の涵養をめざす。

※モデル地域とは、市・町・中学校区単位で本事業に取り組む地域をいう。

2 事業の実施期間

令和7年度の1か年とする

3 事業の実施について

(1) 県内公立学校のモデル校およびモデル地域における取組内容

実施 時期	内 容	
	モデル校6校（小学校2校、 中学校2校、県立学校2校）	モデル地域2地域（市・町・中学校区 のいずれかから2地域）
4月	・モデル校決定	・モデル地域決定 ・市町等教育委員会事務局または地域 内公立学校に担当を置く。
5月～	・学校の自己肯定感に関する状況を把握 全国学力・学習状況調査（児童生徒質問紙）、学校アンケート等から 児童生徒の自己肯定感の現状について把握する。 例）児童生徒質問紙「自分には、よいところがあると思いますか」 学校アンケート「〇〇の授業内容は理解できていますか」等 ・担当者会議への参加（集合）	
	・学校の取組に応じた講師の 招聘による校内研修等の実 施	・地域の実態に応じた講師の招聘によ る研修等の実施 ※子どもたちの自己肯定感を涵養する

	※子どもたちの自己肯定感を涵養する授業づくりや学校づくりに向けた校内研修等の実施と研修での学びを生かした実践をする。	授業づくりや学校づくりについて各学校の共通認識を図る。 ・地域連絡会議等の実施 ※各学校において実践したことを地域連絡会議等で交流し、子どもたちの自己肯定感の涵養につなげる。
10月	中間報告の提出（紙面報告）	
12月	学校アンケートの実施、取組の成果の振り返り	
2月	完了報告書等の提出、成果報告会への参加（集合）	

※令和8年度以降に、必要に応じて県内公立学校等へ取組の実施方法、成果等を環流する。

（２）提出書類

モデル校およびモデル地域の担当は、以下の書類を市町等教育委員会を通じて県教育委員会に提出する。※県立学校は校長を通じて提出する。

- ①「実施計画書」【様式１】 <令和7年5月20日（火）提出締切>
- ②「講師招聘に係る資料」【様式２】 <研修実施日一ヶ月前をめどに提出>
- ③「中間報告」【様式３】 <令和7年10月10日（金）提出締切>
- ④「アンケート集計表」 <12月末～1月中旬>
- ⑤「成果報告プレゼン資料・成果報告概要」 <1月下旬>
- ⑥「完了報告書」【様式４】 <令和8年2月20日（金）提出締切>

※アンケート集計表、成果報告プレゼン資料・成果報告概要の提出時期等
その他必要な事項については、県教育委員会から別途連絡する。

（３）県教育委員会の取組

- ①効果的に本事業を実施するため、事務局担当者が、モデル校およびモデル地域において本事業の実施に必要な情報を提供する。
- ②モデル校およびモデル地域における自己肯定感を涵養する授業づくりや学校づくりを目的として実施する研修等に係る経費を負担する。

<対象経費及び負担基準額>

ア モデル校6校（小学校2校、中学校2校、県立学校2校）

事業名	負担上限額	
	基準額	対象経費
子どもたちの自己肯定感を涵養する授業づくり支援事業	1校あたり 10万円まで (※1)	事業の実施に要する経費のうち 報償費、旅費、需用費（消耗品費等）等

(※1) 上限10万円には消費税等を含む

イ モデル地域（2地域）

事業名	負担上限額	
	基準額	対象経費
子どもたちの自己肯定感を涵養する授業づくり支援事業	1地域あたり 30万円まで (※2)	事業の実施に要する経費のうち 報償費、旅費、需用費（消耗品費等）等

(※2) 上限30万円には消費税等を含む

- ③モデル校およびモデル地域の取組を紹介する通信『Well-being!!（ウェルビーイング）』を作成し、事業に関係する市町教育委員会・学校に向け発行するとともに、総合教育センターWebページに掲載し県内に発信する。
- ④令和6年度モデル校の実践に学ぶ研修の実施や、モデル校間の研修会への相互参加により、事業全体の学びの促進を図る。
- ⑤モデル校およびモデル地域による成果報告会への参加を市町等教育委員会及び県内公立学校に周知するとともに、モデル校およびモデル地域が作成した成果報告書等を総合教育センターWebページに掲載することで、自己肯定感を涵養する授業づくりや学校づくりに向けた校内研修等での取組における成果等の普及を図る。

若手教員（新規採用者及び教職経験 2～3 年次）の育成支援事業 （若手教員が自ら学べるオンデマンド教材）

1 目的

新規採用者及び教職経験 2～3 年目の若手教員が、自身の抱える課題の解決方法を見出し、教職のやりがい等を実感できるよう、自ら学べるオンデマンド研修用コンテンツを作成し、若手教員の資質の向上を図る。

2 現状と課題

（1）令和 6 年度の実施と成果

若手教員への支援として、新規採用教員が着任前後に活用できるオンデマンド教材 5 本を作成した。 ※下の（ ）の数字は、令和 6 年度視聴者数

【作成した教材】

- ・「新規採用者のためのメンタルヘルス」（610 人）
- ・「マナーとコミュニケーション～信頼関係構築のために～」(628 人)
- ・「人権教育の進め方」（760 人）
- ・「授業づくりの基礎」（681 人）
- ・「学級経営の基礎・基本」（600 人）

（新規採用者の視聴後アンケートより）

- ・子どもや保護者との関わりを見直し、今後の業務に生かしていきたい。
- ・教職は、創造的で魅力的だということも学んだので、社会の変化に対応し学び続けていきたい。

（2）若手教員の課題

経験 2～3 年目の教員は、担当の業務が増えたり、初めて担任を任されたりすること等が多くなる。そこで、過度な不安に悩まされることなく自信を持って子どもたちに向き合い、主体的に学び続けることができるよう、引き続き支援を行う必要がある。

令和 6 年度の 6 年次研修受講者へのアンケート調査では、教職経験 2～3 年目時の悩みや課題として上位を占めていたのは、「学級経営」、「学習指導」、「生徒指導」「保護者への対応」等であった。

3 令和 7 年度の実施

「若手教員が自ら学べるオンデマンド教材（教職経験 2～3 年次）」として、教職経験 2～3 年目の若手教員が、初任期に学んだ基礎・基本をもとに、学びたい時に視聴することができるよう、自ら学べるオンデマンド教材 5 本を作成し継続的な学びの支援をする。

【作成予定教材】

- ・学級経営
- ・学習活動
- ・生徒指導
- ・保護者との良好な信頼関係づくり
- ・特別な支援を必要とする児童生徒の理解

令和 7 年度教員フォローアップ研修（第 2 期）実施要項

三重県教育委員会事務局
研修企画・支援課

1 目的

自らの指導に不安や課題を感じている教員、あるいは、学習指導や生徒指導等の指導力の向上が必要であると考えられる教員に対し、学校訪問研修やセンター研修をとおして、教員自身がこれまでの実践を見つめ直すとともに、年間を通じて個々の課題に応じた研修を実施することで、教員としての素養や資質・能力の向上を図る。

2 対象者

県内公立学校教員

3 研修期間

1 年間

4 研修コース

「学習指導コース」及び「生徒指導コース」のいずれかを受講する。

〈学習指導コース〉

教材研究や授業づくりの方法等を学び、学習指導における指導力の向上を図る。

〈生徒指導コース〉

児童生徒理解や保護者等との関係づくりの方法等を学び、生徒指導における指導力の向上を図る。

5 研修内容

	学校訪問研修	センター研修
主な内容	コース別個別研修 ・校長との面談 ・授業参観、事後指導 ・受講者との面談	両コース合同一斉研修 ・学習指導、生徒指導、児童生徒対応、保護者対応等に関する講義・演習 ・模擬授業、事後指導 ・受講者との面談 等
場所	所属校	県総合教育センター
方法	訪問	集合
回数	年間 5 回程度 1 学期に 2 回程度 2、3 学期に 3 回程度	年間 6 回（1 日開催） 7 月 23 日、25 日 8 月 21 日、22 日 12 月 24 日、25 日
その他	・学習指導コースでは、学習指導案の作成等に対する事前指導をオンラインで行う。 ・生徒指導コースでは、児童生徒理解や児童生徒との関係づくり等についての学校訪問研修を行う。 ・必要に応じて個々の課題に応じた訪問支援を適宜行う。	

【備考】

- ・指導、支援について連携を図るため、適宜、校長及び市町等教育委員会と情報共有を行う。
- ・本研修にかかる旅費は、県が負担する。

6 受講者の報告について

- ・県立学校は、当該校長から研修企画・支援課長へ第1号様式にて報告する。
- ・小中学校等は、当該市町等教育委員会、市町教育支援・人事監を通じて、研修企画・支援課長へ第2号様式にて報告する。
- ・「学習指導コース」及び「生徒指導コース」のいずれかを選択する。
- ・報告にあたっては、受講者本人の意向、認識をふまえること。
- ・期限は、令和7年5月30日（金）とする。

7 受講者の決定について

- ・県立学校は、研修企画・支援課長から当該校長へ通知する。
- ・小中学校等は、研修企画・支援課長から当該市町等教育委員会を通じて、当該校長へ通知する。
- ・通知は、令和7年6月上旬に行う。

8 その他

- ・当該校における受講者の状況を把握するため、令和7年6月中旬に研修担当が学校を訪問し、授業参観や面談を行う。

2 1 公立学校及び三重県教育委員会事務局における カスタマーハラスメントの発生状況に関するアンケート結果について

社会環境が多様化・複雑化する中、顧客や取引先からの暴力や悪質なクレーム等の著しい迷惑行為であるカスタマーハラスメントが社会問題化しています。

そうした状況をふまえ、現在、県では、カスタマーハラスメント防止対策に関する条例策定に向けた検討が進められています。教育現場においても、保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求など、学校だけでは解決が難しい事案について、学校運営上の大きな課題であるとの認識が強まっています。

現在、検討が進められている条例の対象には教育分野も含まれることから、県全体のカスタマーハラスメント対策の参考となるよう、このたび、教育現場の状況を把握するためのアンケートを実施しました。

なお、調査にあたっては、保護者や地域からの意見・要望等を、カスタマーハラスメントであると安易に判断することのないよう、次のように定義しました。

【本調査におけるカスタマーハラスメントの定義】

職員に対する暴行、脅迫など違法な行為又は保護者や地域住民等からの申出・要求のうち次のいずれかの不当な行為により、職員の勤務環境が害されるもの

(1) 申出・要求内容に妥当性がないもの

過大な要求や不当な言いがかりなど、根拠とする事実関係や因果関係がないもの、学校の業務や県行政に関係がないものといった申出・要求内容に妥当性がないもの。

- (例) ・事実や根拠がないこと、学校や県に過失がないことに対する対応の要求
・学校や県に対する過大な謝罪や補償の要求
・学校や県に関係のない内容であり、他団体・他機関が取り扱うべきもの

(2) 申出・要求を実現するための手段・態様が社会通念に照らし不相当なもの

申出・要求内容には妥当性があるが、手段・態様が執拗的・拘束的・威圧的・精神的な攻撃など、社会通念上、不相当なもの。

- (例) ・職員からの説明に聞く耳をもたず、一方的に要求を行うもの
・職員からの説明に納得せず、長時間の対応を強いるもの
・対応する職員に対し、侮辱的な発言を繰り返すもの
・「教育長に面会させろ」「校長を出せ」などの大声で要求するもの

調査の概要と結果は、次のとおりでした。

1 対象者と回答数

公立学校職員（現在、市町教育委員会に在籍する職員を含む）及び三重県教育委員会事務局内職員 約15,000人のうち3,703人から回答（回答率：約25%）

※勤務形態・雇用形態にかかわらず全職員対象（回答は任意）

2 調査内容

令和5年度中に受けたカスタマーハラスメントの有無および内容等

3 調査期間

令和6年11月11日～25日

4 主な調査項目と結果

＜Q1＞令和5年度のあなたの所属を教えてください。

選択肢	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	教育委員会事務局	その他	合計
回答数	1,894	932	413	299	126	39	3,703
割合	51.1%	25.2%	11.2%	8.1%	3.4%	1.1%	

＜Q2＞令和5年度において、あなたはカスタマーハラスメントを受けたことがありますか。

選択肢	はい	いいえ
回答数	358	3,345
割合	9.7%	90.3%

以下＜Q2＞で「はい」と答えた方が対象

＜Q3＞これまでに対応した方法を教えてください。（複数選択可）

選択肢	対面	電話	その他 (メールなど)
回答数	232	280	41
割合	64.8%	78.2%	11.5%

＜Q4＞令和5年度においてどのくらいの回数を対応してきましたか。

選択肢	1～2回	3～5回	6～10回	11回以上
回答数	122	120	59	57
割合	34.1%	33.5%	16.5%	15.9%

＜Q5＞一回の対応で、どのくらいの時間（平均時間）を要しましたか。

選択肢	5分以下	6～10分	11～30分	31～60分	61分以上
回答数	17	21	64	133	123
割合	4.7%	5.9%	17.9%	37.2%	34.4%

＜Ｑ６＞あなたに対しカスタマーハラスメントを行った相手は、どのような立場の人でしたか。（複数選択可）

選択肢	保護者	保護者以外の地域住民	企業・団体等	その他
回答数	308	76	12	22
割合	86.0%	21.2%	3.4%	6.1%

＜Ｑ７＞あなたが受けたカスタマーハラスメントの分類について教えてください。（複数選択可）

選択肢	回答数	割合
①時間拘束型（例：長時間の電話、居座り）	214	59.8%
②リピート（例：繰り返し電話で問合せ、面会の要求）	135	37.7%
③暴言（例：大きな怒鳴り声、侮辱発言）	241	67.3%
④暴力（例：殴る、蹴る、たたく、物を投げつける）	5	1.4%
⑤威嚇・脅迫（例：職員を怖がらせる発言・行為、マスコミに言うといった脅し）	150	41.9%
⑥権威型（例：権威を振りかざした特別扱いの要求、文書等での謝罪や土下座の要求）	69	19.3%
⑦ＳＮＳへの投稿（例：インターネット上の名誉棄損、プライバシーを侵害する情報の掲載）	4	1.1%
⑧セクハラ（例：職員に対するセクシュアル・ハラスメント行為）	5	1.4%
⑨過度な要求（例：制度上対応できないこと、社会通念に照らし不当なことへの要求）	181	50.6%
⑩その他	10	2.8%

＜Ｑ１０＞あなたが受けたカスタマーハラスメントに対して、所属において組織的な対応が行われましたか。

選択肢	はい	いいえ
回答数	248	110
割合	69.3%	30.7%

<Q11> 所属における組織的な対応として、どのように対応されましたか。
(複数選択可)

選択肢	回答数	割合
①不当要求行為として対応した	53	14.8%
②法律相談を行った	28	7.8%
③警察に相談した	14	3.9%
④会話を原則録音した	26	7.3%
⑤対応時間を設定した	35	9.8%
⑥複数人で対応した	204	57.0%
⑦名札を苗字のみの表記とした	3	0.8%
⑧その他	31	8.7%

<Q12> あなたが受けたカスタマーハラスメントの現在の状況を教えてください。

選択肢	回答数	割合
①現在も継続してハラスメントを受けている	28	7.8%
②状況は一旦沈静化しているが、いつ起こるか分からない状況にある	199	55.6%
③完全に収まった	86	24.0%
④その他	45	12.6%

<Q13> あなたは、カスタマーハラスメントを受けることで、どのような影響を受けましたか。(複数選択可)

選択肢	回答数	割合
①眠れなくなった	91	25.4%
②休むことが増えた	9	2.5%
③通院や服薬した	20	5.6%
④業務のパフォーマンスが低下した	183	51.1%
⑤業務が逼迫し、時間外労働が生じてしまった	219	61.2%
⑥怒りや不満、不安などを感じた	273	76.3%
⑦仕事に対する意欲が減退した	208	58.1%
⑧職場でのコミュニケーションが減った	30	8.4%
⑨その他	18	5.0%
⑩特に支障が生じるほど大きな影響はなかった	20	5.6%

＜Q14＞あなたが受けたカスタマーハラスメントに対して、組織的な対応としてどのように対応してほしかったですか。（複数選択可）

選択肢	回答数	割合
①カスタマーハラスメントの基準など明確なルールを作 ってほしい	161	45.0%
②分かりやすいマニュアル（対応例）がほしい	108	30.2%
③相談体制を確立してほしい	127	35.5%
④電話対応にかかる録音機能を導入してほしい	184	51.4%
⑤定時外での電話に対する自動案内を導入してほしい	136	38.0%
⑥保護者や地域住民等に対してカスタマーハラスメント 防止に向けた啓発をしてほしい	228	63.7%
⑦その他	42	11.7%

5 今後の取組方向

学校現場の教職員の尊厳を守るために、カスタマーハラスメントの防止に向けた対策として、次のようなことに取り組んでいきます。

（１）保護者等への理解促進

過剰な苦情や不当な要求などをなくすため、三重県PTA連合会等と協力して保護者や地域への依頼、呼びかけ、学校でのポスターの掲示を検討しています。

（２）相談体制

県教委事務局に学校問題解決支援員を配置し、小中学校教職員や市町等教育委員会が対応に困ったときに相談しやすい体制を整備しています。

（３）カスハラ対策条例の制定等

「カスタマーハラスメントは許されない」との基本的な考え方のもと、社会全体でカスハラ防止に取り組むため、条例の制定や指針の策定、周知・啓発などの取組を行っていきます。

（４）県独自の施策

名札や座席表の表記を姓のみに改めるとともに、職員録の作成を終了しました。
また、県立学校に通話録音機能を整備するとともに、カスハラの定義の明確化やその判断、対応終了等を統一的行えるよう対応マニュアルを整備します。

2 2 公立小中学校施設における防災機能強化について

1 学校施設の耐震化の推進及び防災機能の強化

学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要であり、耐震化の推進及び防災機能の強化が喫緊の課題です。

2 県内公立小中学校の耐震化の状況（文部科学省「耐震改修状況調査」から） （令和6年4月1日現在）

(1) 建物構造体の耐震化

平成28年度に完了

(2) 屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策

令和3年度に完了

(3) 吊り天井等以外の非構造部材の耐震点検・耐震対策

耐震点検率 83.8% 耐震対策率 42.9% 〈学校単位〉

《非構造部材の耐震点検・耐震対策》

近年の大地震では、天井材の落下・窓ガラスの破損などの非構造部材の損傷等により学校施設が避難所として使用できない事態が発生し、非構造部材の耐震点検・耐震対策の実施の必要性が改めて指摘されていますが、本県の耐震点検率は83.8%（全国97.4%）、耐震対策率は42.9%（全国68.0%）にとどまっています。

3 県内公立小中学校のバリアフリー化の状況

（文部科学省「バリアフリー化に関する実態調査」から）

（令和6年9月1日現在）

対 象			現状値 (県)	現状値 (全国)	令和 7 年度末までの 国の整備目標
バリアフリー トイレ		校舎	84.8%	74.3%	避難所に指定されている 全ての学校(※ 2)に整備
		屋内運動場	47.0%	47.9%	
ス ロ ー プ	門から建物の 前まで	校舎	89.9%	84.7%	全ての学校に整備
		屋内運動場	88.4%	80.7%	
	昇降口等から 教室等まで	校舎	79.4%	65.2%	
		屋内運動場	81.5%	65.5%	
エレベーター(※ 1)		校舎	37.0%	31.2%	要配慮児童生徒等が在籍する
		屋内運動場	65.3%	72.1%	全ての学校(※ 3)に整備

※1 1階建ての建物のみ保有する学校を含む。

※2 総学校数の校舎約94%、屋内運動場約97%に相当

※3 総学校数の校舎約43%、屋内運動場約78%に相当

4 文部科学省への県からの要望（令和6年度秋）

令和6年11月に、令和7年度国の予算編成等にあたり、学校施設の安全確保対策、防災機能強化の推進と財源確保を求めるため、文部科学省に対して以下の要望を行いました。

- (1) 公立学校施設の老朽化が一斉に進行する中、各学校設置者が長寿命化計画に基づく老朽化対策を円滑に進めるため、長寿命化改良事業（長寿命化事業、予防改修事業）の建築年数や使用年数の補助要件を緩和するとともに、予防改修事業における対象工事を内部改修にも拡充もしくは内部改修を対象とする補助制度を創設すること。また、建設資材や労務単価は年々上昇しており、公立学校施設整備事業が実態に即したものとなるよう、建築単価の引き上げを行うこと。
- (2) 全ての学校でバリアフリー化を推進するため、実勢価格に見合ったエレベーター設置単価の引き上げや、スロープやバリアフリースイールの整備といった小規模な工事に対する補助下限額の引き下げを行うこと。また、他の補助事業においても、補助上限額および下限額のあり方を検討すること。
- (3) 各学校設置者が必要な整備を円滑に実施できるよう、十分な財源を当初予算で確保し事業採択を行うとともに、認定・内定時期の早期化を図ること。また、本省繰越予算により採択する事業については、事故繰越が明許繰越に準じた簡素な手続きで承認されるよう関係省庁と調整を図ること。高等学校においても、建築から長期間経過している建物が多く、老朽化対策やトイレの洋式化などの施設整備が計画的に実施できるよう地方財政措置を充実すること。
- (4) 公立学校における耐震化を完全なものとするため、非構造部材の耐震対策工事についても、建物の耐震化と同様の算定割合の引き上げ（ $1/3 \rightarrow 1/2$ ）を行うこと。学校施設は災害時には地域の避難所としての役割を果たすことから、防災機能強化事業の拡充を図るとともに、熱中症対策に必要な空調整備やバリアフリー化改修をはじめとする全ての事業メニューにおいて、高等学校も対象に加えること。
- (5) 津波浸水想定区域内にある公立学校施設の高台移転等の津波対策を推進するため、津波対策のための不適格改築事業の要件を緩和するとともに、必要な用地取得費や造成費を補助対象に含めるなど支援制度を拡充すること。

5 今後の取組

(1) 非構造部材の耐震対策

非構造部材の耐震点検・耐震対策に、引き続き積極的に取り組まれるとともに、対策未了の施設の利用に当たっては、発災時の非構造部材の落下等のリスクを認識した対応をお願いします。

なお、文部科学省の調査において耐震点検率が大きく下回っている市町（特に点検率が0%の市町）につきましては、学校施設の維

持管理に係る専門的な点検（建築基準法第 12 条に基づくもの、又は同等程度のもの。）や消防法に基づく点検に加え、非構造部材の耐震点検についても、適切に実施していただくようお願いします。

対策が完了していない市町におかれては、文部科学省の財政支援制度を積極的に活用して、耐震化完了に向けた取組をより早急に進めていただくとともに、児童生徒等の安全確保や保護者を含む地域住民への説明責任を尽くしていただくようお願いします。

（学校施設環境改善交付金（防災機能強化事業）：令和 6 年度は 4 市町の 15 事業に交付決定）

（2）バリアフリー化の一層の推進

令和 2 年 5 月の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）及び同法施行令の一部改正により、一定規模以上の新築等を行う場合に建築物移動等円滑化基準（バリアフリー基準）の適合義務の対象となる特別特定建築物として公立小中学校が新たに位置づけられ、また既存の当該建築物についても同基準の適合の努力義務が課せられることになりました。

文部科学省においては、令和 7 年度末までの 5 年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標を定めるとともに、公立学校施設のバリアフリー化の加速に向けて、当該改修事業について国庫補助率を 1／3 から 1／2 に引き上げています。また、総務省においては、指定避難所となっている学校施設のバリアフリー化の整備に対して、緊急防災・減災事業債の活用を可能としています。

つきましては、文部科学省から令和 7 年 3 月 31 日に発出されている「学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について（通知）」を踏まえ、国の財政支援を活用しながらバリアフリー化を加速するようお願いします。

（学校施設環境改善交付金（バリアフリー化等施設整備）：令和 6 年度は 5 市の 15 事業に交付決定）

2 3 教職員の健康管理について

1 労働安全衛生体制の確立

教職員の労働安全衛生を守っていくことは、事業者である市町等教育委員会と学校の安全衛生管理の責任者である校長の責務であり、教育の維持・発展に欠かせない要素の一つです。このため、労働安全衛生法や学校保健安全法等には、様々なことが定められています。

年度の初めに当たり、教職員の健康管理が法令に則って適切に行われているか、今一度ご確認いただき、不備な点があれば、至急改善していただくようお願いします。

(1) 健康診断の確実な実施と、その実態の把握

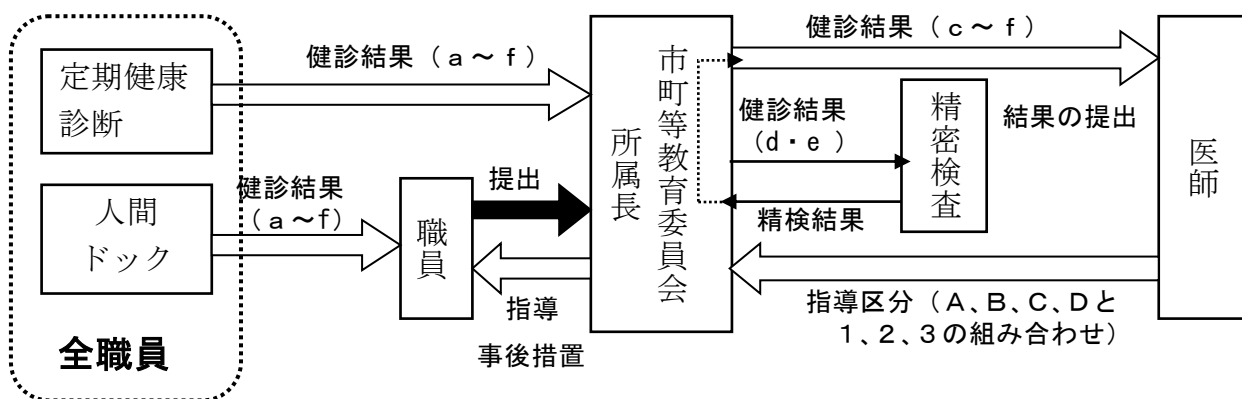
健康診断は、労働安全衛生法及び学校保健安全法において、事業者の実施義務と労働者の受診義務が定められており、労働安全衛生に係る法律には、罰則を伴う強い義務が課せられています。健康診断（人間ドックでの代用を含む）が職員に100%実施され、必要な職員が二次検診（精密検査）を受診し、事後措置についても確実に行われる体制が整っているかをご確認いただくとともに、未整備の場合は速やかに整備していただくようお願いします。

また、健康診断実施後は、結果を5年間保存していかなければなりません。

人間ドックを健康診断の代用とされている市町については、個人に送付された人間ドックの健診結果を所属長に提出させた上で、指導区分の決定等の事後措置につなげるとともに、記録を5年間保存していく必要があります。

市町等教育委員会では、所管する各学校の健康診断の受診状況等を確実に把握するようにしてください。

(例) 健康診断の流れ



※ 健診結果のa～fは健診機関によって異なります。県立学校の健康診断の場合は、aとbについては健康者として指導区分をつける必要がないと定めています。

a：異常なし b：要経過観察 c：要指導 d：要精密検査 e：要医療 f：治療中

（２）指導区分の決定体制の整備

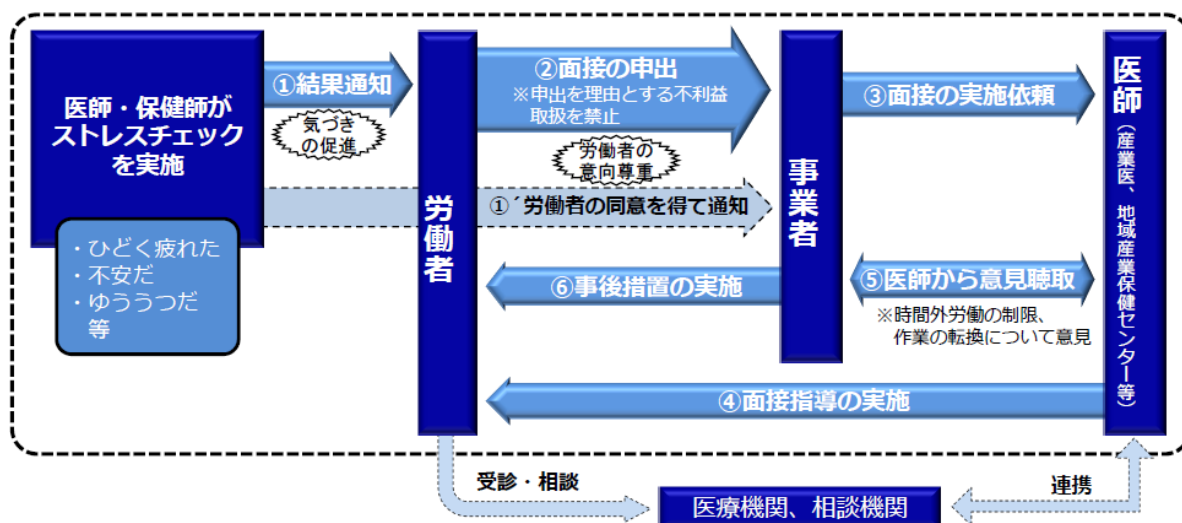
健康診断で健康に異常があると認められた職員については、医師が検査の結果を総合しその職員の職務内容及び勤務の強度を考慮して、生活規正の面と医療の面の区分を組み合わせた指導区分を決定するよう定められており、事業主である市町が責任をもって実施する必要があります。

指導区分の決定は、職員の職務内容及び勤務の強度を把握している医師と事業主が行うものであることをご理解いただきまして、健診結果に異常があると認められたすべての職員に指導区分を決定する体制を整備していただいているところです。指導区分決定が円滑に行われるようお願いいたします。

（３）ストレスチェック体制の整備

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）によって、常時雇用する職員が50人以上の事業場においては、ストレスチェックを実施することが義務付けられており、また、文部科学省からの通知により、規模にかかわらずすべての学校での実施が求められています。令和6年度は、すべての学校で実施していただきました。今後もストレスチェックの継続をお願いするとともに、集団分析結果を活用し、職場環境の改善に努めていただきますようお願いいたします。

○ストレスチェックの流れ



(4) 安全衛生委員会の活用

労働安全衛生法では、常時50人以上の労働者を使用する事業場に安全衛生委員会の設置が義務づけられていますが、三重県教育委員会では、学校の規模にかかわらず、教職員が等しく安心かつ安全に働ける職場づくりを進めていくため、すべての学校に安全衛生委員会を設置し運営していただくようお願いしてきました。現在すべての学校で設置されています。

学校の安全衛生委員会は、教職員の労働安全対策にかかる重要な組織であることから、今後とも、定期的に開催し、各校の実態を踏まえた時間外労働の削減策や、過重労働の健康リスク等について話し合うことにより、教職員の健康意識を高め、具体的な改善につなげていくようお願いします。

また、教職員を対象とした、市町安全衛生委員会についても、すべての市町で設置していただいておりますが、定期的を開催して、安全衛生対策についてご検討いただきますようお願いいたします。

2 過重労働対策

過重労働による健康障害の防止のためには、時間外労働時間削減の取組をさらに推進するとともに、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に定められている月80時間超の時間外労働対象者に対する医師の面接を確実に実施していく必要があります。（平成31年4月の労働安全衛生法等の改正により医師の面接の対象が月100時間超の時間外労働対象者から変更。）

産業医の選任は、常時50人以上の労働者を使用する事業場に対して義務づけられているところですが、平成20年度より、過重労働該当者が希望した場合に医師による面接指導を実施することができる体制の整備が、すべての学校において義務化されています。（学校医等でも可）

また労働安全衛生法等の改正を受け、国においては月100時間以上及び2～6ヶ月平均80時間の時間外労働者に対し、職員の希望の有無にかかわらず、医師による面接を実施することになり、地方公務員においても同様の対応を求められていることから、県立学校もこれに準じて実施することとしています。市町においても対応を進めていただくようお願いいたします。校長による面接を確実に実施させるとともに、医師による面接が、円滑に受けられるような環境をつくることにより、過重労働による健康リスクの低減に努めていただくようお願いいたします。

3 学校における受動喫煙対策について

県立学校については、平成15年5月の健康増進法の施行を受けて、平成16年4月から、全ての学校で敷地内全面禁煙を実施しています。

公立小中学校についても、事業者である市町等教育委員会の判断で敷地内全面禁煙や建物内禁煙になっています。

学校における受動喫煙対策は、これまでも厚生労働省通知（※）において、敷地内全面禁煙への取組をお願いしてきたところですが、令和元年7月より、改正健康増進法の施行を受けて、学校を含む第一種施設は敷地内禁煙が原則となったことをうけ、県内すべての小中学校においても敷地内全面禁煙が実施されています。

（※）平成22年2月25日付け健発0225第2号厚生労働省健康局長通知「受動喫煙防止対策について」

4 メンタルヘルス対策

(1) メンタルヘルス相談

本県における教育職員の精神神経系疾患による休職者数の割合は、令和4年度の0.66%（在職者数14,425人のうち95人）に対し、令和5年度は0.71%（在職者数14,388人のうち102人）であり、全国状況と同様増加しましたが、令和4年度に引き続き全国平均は下回っている状況です。

現状として、全国平均は下回っている状況ではあるものの、メンタルヘルス不調により休職する職員が令和2年度以降増加する傾向であります。

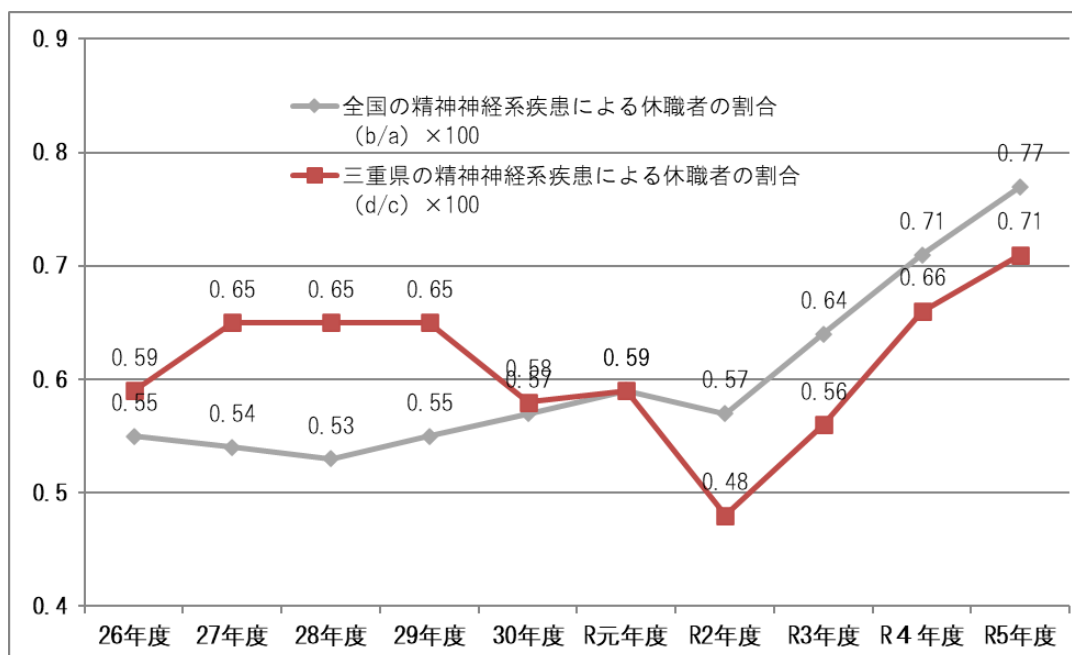
休職者の背景として、新規採用者や異動後1～2年目が多い、過去に休暇や休職の取得歴がある者が復職後に再発するケースが多いなどといった状況が見受けられます。

そのような状況のなか、メンタルヘルス不調による病気休暇・病気休職者が減少できるよう、予防対策、メンタルヘルス不調者への早期対応、復職支援及び再発防止の各段階での取組を推進しているところです。

精神神経系疾患の予防や早期対応のため、教職員にメンタル不調の心配がある場合に職員自身等を対象とした相談事業及び所属長を対象とした相談事業を行っています。また、メンタルヘルス不調者が利用できる事業や制度などを管理職が相談できる「メンタルヘルスコンシェルジュ事業」もありますので、あわせてご活用いただきますようお願いいたします。

特に、新規採用職員や異動して1年目の職員にメンタル不調になる職員が多くみられることから、所管する学校が、慣れない職場で疲れが出やすい4月～7月頃に声をかけていただくなど、所属職員の状況を、健康診断、過重労働の状況も含め、しっかりと把握し、職場全体で支援できる体制づくりをさせていただきますようお願いいたします。

在職者数に占める精神神経系疾患休職者数の割合（単位：％）



三重県の精神神経系 疾患による休職者数 (d)の内訳		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	小中	67	76	81	77	70	73	51	59	71	75
	県立	23	23	18	22	17	14	20	22	24	27

メンタルヘルス相談事業

	メンタルヘルスカウンセリング
相談担当	臨床心理士
相談場所	学校、県庁舎等へ派遣
相談日	随時
相談対象	公立学校教職員、県教委事務局職員
服 務	特別休暇（匿名の場合は年休）

	メンタルヘルスカンファレンス
相談担当	精神科医
相談場所	吉田山会館等
相談日	原則第4木曜日
相談対象	所属長

(2) リワーク支援専門員派遣事業

平成27年度より、復職支援制度の一環として、「リワーク支援専門員派遣事業」を行っており、令和元年度からは病気休暇者も対象としています。令和4年度より、回復状況により特に必要と認めた休職者については派遣期間を1年から2年まで延長可能とし、休暇者についても復帰後1年まで延長できるよう制度を拡充しています。

職場復帰訓練中から復職後概ね1年間（必要時は最大2年間）、臨床心理士が復職者に対して認知行動療法を取り入れた面談をして、ストレスに対応するトレーニングを行っていきます。また、所属長とも面談し、復職者の状況の報告や支援方法等にかかる助言を行っていきます。

所属長が主治医の指導の下、該当職員と協議の上で職場復帰訓練計画を作成する際には、計画の中にリワーク支援を組み入れていただくとともに、復職後も継続してご活用いただきますようお願いいたします。

(3) ニューフェイス交流会促進事業

不調になるリスクの高い初任者や異動して一年目の職員を対象に、孤立化を防ぎメンタルヘルス不調を予防する目的の交流会を各学校において開催できるよう、資料や交流会の実施例を作成し提供しますのでご活用ください。実施

時期としては、4月から6月頃が望ましいですが、年間を通し利用いただけます。ぜひご活用ください。

5 健康情報等取扱規程の整備について

労働安全衛生法第104条第2項に関し、厚生労働省から「労働者の心身の状態に関する情報の適切な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成30年9月7日）が示されました。この指針の中で、事業者は当該事業所における健康情報等の適正な取扱いのため、労使の協議により取扱規程を定め、労働者に周知することが求められています。市町等教育委員会においても、公立小中学校の健康情報等取扱規程の制定と教職員への周知をお願いします。

2 4 健康教育・食育の推進について

1. 歯と口の健康づくり

平成 24 年 3 月に施行された「みえ歯と口腔の健康づくり条例」の基本理念を踏まえ策定した「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」(第 3 次)では、「県民一人ひとりが主体的に行う歯と口腔の健康づくりの取組に加え、(中略)誰一人取り残さない歯と口腔の健康づくりの推進に取り組む」こととしています。県教育委員会では、県医療保健部や三重県歯科医師会等と連携し、子どもたちが健康づくりの一環としてむし歯予防に取り組むことができるよう、特に学齢期における歯と口の健康づくりの取組を行っています。

(1) 12 歳児のむし歯等の状況

三重県の 12 歳児の一人平均むし歯数は全国平均と比べて高い状況にあります。

(令和 5 年度 三重県 0.71 本〔令和 4 年度比+0.1 本〕

全国平均 0.55 本〔令和 4 年度比-0.01 本〕)

(文部科学省学校保健統計調査及び三重県教育委員会学校健康状態調査 より)

また、12 歳児で未処置歯(むし歯)のある者の割合について、全国平均と比べて高い状況が続いていることから、むし歯予防の取組とともにむし歯治療についても、児童生徒及び保護者への一層の啓発・勧奨が必要です。

(令和 5 年度 三重県 14.56% 全国平均 10.52%)

(文部科学省学校保健統計調査及び三重県教育委員会学校健康状態調査より)

(2) むし歯予防の重要性

むし歯になってしまった歯は自然に治ることはなく、治療したとしても元の健康な歯に戻ることはないこと、むし歯をそのまま放置すれば、結果的に歯を失い、噛む機能なども失うことから、むし歯は子どもの重要な健康課題です。

特にむし歯になりやすい時期は 6 歳から 17 歳ぐらいまでと言われており、学齢期にむし歯を予防することは生涯にわたる健康づくりの観点からきわめて重要です。

(令和元年度改訂 「生きる力」をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり より)

むし歯予防のためには、次の 3 つが重要であるとされています。

- | |
|--------------------|
| ①正しい歯みがき習慣の意識付けや確立 |
| ②食習慣の改善 |
| ③フッ化物に関する学習や利用 |

(第 3 次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画 より)

(3) 県内のフッ化物洗口の実施状況について

令和 6 年度は、新たに伊勢市で小学校 3 校が開始したことや、松阪市で中学校実施校が 3 校増えたことにより、前年度の 67 校から 6 校増え、合計 7 市町 73 校(県立 2 校含む)が実施しました。

(4) 今後の取組

①市町訪問

12 歳児の一人平均むし歯数が継続的に高いなど課題のある市町を中心に、県医療保健部とともに訪問し、フッ化物洗口導入によるむし歯予防の有効性や安全性についての科学的根拠や実施市町の取組等の情報提供を行い、理解促進を図ります。

②市町及び学校の保健担当者等への研修

県医療保健部と連携し三重県歯科医師会の協力を得て、次のような研修会、フッ化物洗口実施校視察を開催します。

7 月（予定） フッ化物応用研修会（三重県歯科医師会主催）

8 月（予定） 歯と口の健康づくりにかかる講習会

12 月（予定） 県内フッ化物洗口実施校視察

③各市町校長会、各学校等での説明

フッ化物洗口にかかる準備や時間の確保等、現場における疑問点を解消し、フッ化物洗口に対する有効性や安全性について、正しい情報を理解していただくため、各市町校長会、各校の学校保健委員会・職員会議等、できるだけ多くの機会の説明をさせていただきます。

④フッ化物洗口推進事業

県医療保健部のフッ化物洗口推進事業では、フッ化物洗口に係る経費負担をはじめ、学校における安全性・具体的な実施方法の説明等、スムーズな実施に向けたサポートを受けることができます。フッ化物洗口を実施されるにあたっては、本事業の活用をお勧めしています。

※フッ化物洗口の効果

令和 5 年度の小学校フッ化物洗口実施率 97.7%の新潟県では、12 歳児一人平均むし歯数は 0.2 本と全国で最も少なく、平成 12 年から 24 年連続で全国 1 位となっています。

（文部科学省学校保健統計調査及び新潟県歯科疾患実態調査より）

また、フッ化物洗口を長年実施している新潟県弥彦村において、30～50 歳代の成人のう蝕有病状況の調査が行われましたが、フッ化物洗口を経験した人では、成人期のう蝕が少ないことが報告されています。

（『フッ化物洗口マニュアル（2022 年版）厚生労働省令和 3 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「歯科口腔保健の推進に資するう蝕予防の手法に関する研究」班編』より）

2. 学校給食と食育の推進

国の「第 4 次食育推進計画」（令和 3 年 3 月）の基本的な方針をもとに、策定された「第 4 次三重県食育推進計画」（令和 3 年 3 月）には、学校給食での地場産物の利用拡大を図ること、朝食の喫食率を上げること等が課題として示されています。

県教育委員会では地域の食文化や地場産物、生産者等について関心を高めるとと

もに、地産地消についての意識を醸成するため、学校給食等を活用した食育の推進や、子どもたちが自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身につけるとともに、朝食をしっかりと食べる習慣の定着に向けて、「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」を実施しています。

(1) 学校における食育の推進

①朝食摂取率の現状

三重県における「朝食を食べている子どもたちの割合」は国の調査によると、

令和5年度 小学生 93.6% 中学生 91.5%

令和6年度 小学生 93.5% 中学生 91.6%

令和9年度目標値 小学生 95.1% 中学生 93.1%

(文部科学省全国学力・学習状況調査より)

と、ほぼ横ばい傾向にあり、目標値にはいたっていません。健康な生活を送るために健全な食生活は欠かせないものですが、不規則な食事や朝食欠食等、子どもたちの食生活には、さまざまな状況がみられます。望ましい食習慣を身につけるきっかけづくりを進めるとともに、家庭への啓発が必要です。

②朝食摂取率向上に向けた取組

「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」の入賞作品を中心に、材料や作り方を紹介する動画を作成し、昨年度から県ホームページに掲載しています。それらを基に、市町等教育委員会や県の関係部局と連携して児童生徒がこの取組に関心をもつよう推進するとともに、家庭への啓発材料のひとつとして活用します。また、昨年度から応募作品の作成方法を手書きからデジタル化したことにより、応募数が減少したものの、作品の内容的には質の高いものが多くなりました。今年度は、児童生徒向けの作成方法のマニュアルを添付する等、参加数を増やしていけるように工夫して取り組みます。

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
小学校個人	1507 人	1690 人	1759 人	1284 人
中学校個人	5671 人	4923 人	4046 人	2604 人

(三重県教育委員会朝食メニューコンクール応募数より)

(2) 学校給食における地場産物の活用推進

①地場産物活用状況

学校における地場産物の使用割合は、国の調査によると、

令和4年度 57.8% (全国 56.5%)

令和5年度 57.3% (全国 55.4%)

(文部科学省学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査より)

と、物価が高騰している中でも数値を維持し、全国平均も上回る状況です。しかし、学校給食に求められる要件を満たす地場産物は、物価の高騰等により入手しにくい傾向にあります。

② - 1 「みえ地物一番給食の日」の取組

毎月第3日曜日をはさんだ前後1週間に「みえ地物一番給食の日」を設定し、

地場産物を活用した学校給食や食育の取組を推進します。また、市町等教育委員会から報告された取組（給食献立・食育）を県ホームページで紹介し、周知を図ります。

② - 2 地場産物活用率向上の取組

県内の地場産物活用率の高い献立や、公益財団法人三重県学校給食会の開発食材の活用について、市町等教育委員会に情報提供します。また、学校給食での使用にあたって、各地域での地場産物活用における課題について、事業者にフィードバックし、改善を提案することにより、地場産物の利用増につなげていきます。

25 教育相談体制について

1 子どもの心サポート事業

(1) 経緯・現状

いじめや暴力行為等の問題行動の発生、不登校児童生徒の増加等における要因や背景はより多様化・複雑化しています。子どもの心の問題の解決に向け、教職員の教育相談に係る資質の向上及び学校の教育相談体制をより一層充実させていくことが求められています。

(2) 事業内容

子どもたちがいきいきと学ぶことができるよう、学校等の教育相談体制の充実に向けて教職員を支援するとともに、子どもたちの心の問題の解決に向けた専門的教育相談を実施します。

ア 専門的（二次的）教育相談

- i 対 象：幼児から高校生までの子ども、保護者、教育関係者等
- ii 相談内容：不登校、対人関係、行動関係、障がい関係、進路関係、保育関係等

<面接相談件数>

年 度	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
延べ件数	6,426	6,333	6,363	5,674	5,808	5,232	4,612	4,431

<電話相談件数>

年 度	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
延べ件数	3,086	3,355	3,459	3,533	3,705	3,566	3,803	3,478

イ 教育相談研修

教職員の教育相談に係る資質の向上に向けた研修を実施します。

ウ 学校等支援

臨床心理相談専門員の派遣による教育相談に係る研修支援を実施します。

2 いじめ電話相談事業

(1) 経緯・現状

「三重県いじめ防止条例」に基づき、社会総がかりでいじめの防止に取り組んでいます。子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ問題に悩む子どもや保護者が24時間いつでも相談できるセーフティネットとして、いじめ電話相談を実施しています。ここ数年、電話相談件数の増加に伴い、電話相談の回線がふさがってしまう状況が常態化しているため、令和5年度から、いじめ電話相談を1回線増設して実施します。

また、生命にかかわる相談に関しては、相談者の気持ちに寄り添い、早期に対応が必要な場合は、委託業者や関係課と連携し、迅速な対応に努めます。さらに、学校や児童相談所等の関係機関とも速やかに情報を共有し、いじめ問題の解決に向けて取り組みます。

(2) 事業内容

ア 期 間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

イ 対 象 児童生徒や保護者等

ウ 内 容 いじめに関する相談

エ 実施時間 毎日24時間（365日）

③ いじめ電話相談の相談件数

年 度	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
いじめ件数	125	215	212	101	119	150	180	243

※平成 19 年 1 月からいじめ電話相談を実施

※平成 26 年 4 月から電話相談時間を毎日 24 時間に延長

(3) SNSを活用した相談事業

① 経緯・現状

「三重県いじめ防止条例」に基づく取組として、いじめをはじめとする様々な悩みを抱える中学生・高校生が、安心して学校生活を送ることができるよう、SNSを活用した「子どもSNS相談みえ」を実施しています。令和2年度には日本語指導が必要な生徒を対象とした多言語でも相談できる体制を構築しました。令和6年からは実施曜日や回線数を拡充し、子どもたちにとって、より相談・通報しやすい環境の整備を図っています。

② 事業内容

ア 期 間：令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

イ 日 時：学期始めや年度末などの相談の多い期間（4、9、10、11、1、3月）においては、平日を2回線で実施するとともに、土日祝日も相談を行う。（ただし年末年始は除く）いずれも午後5時から午後10時まで

ウ 対象者：県内全ての中学生、高校生

エ 使用するアプリ：「LINE」公式アカウント及び委託業者のWebチャットアプリ

オ 相談アクセス方法：チラシに掲載されている二次元コードを読み取る

カ 相談対応内容：

- ・いじめをはじめとするさまざまな悩みの相談・通報
- ・文化や生活習慣の違い、言葉が通じないことから生じる不安や悩みの相談

③ 「子どもSNS相談みえ」の相談件数

	R02	R03	R04	R05	R06
相談件数	786	577	258	257	300
うち「いじめ」	41	45	35	37	33